

# 武蔵野市第五期長期計画

平成 24 年度～33 年度 (2012～2021)

平成24年4月  
武蔵野市



# 武蔵野市第五期長期計画

平成 24 年度～33 年度（2012～2021）

平成24年4月  
武蔵野市

# 誇りをもって継承できる 持続可能な都市をめざして



武蔵野市長 **邑上守正**

武蔵野市では、昭和46年度から4期40年にわたって、長期計画を中心に市政運営を進めてきました。

吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅周辺整備や完全下水道化などの都市基盤整備、市民文化会館、総合体育館、図書館、学校施設などの公共施設整備、緑のネットワークによる緑化の推進、コミュニティ構想によるコミュニティづくり、高齢者福祉や子育て支援の独自サービスなど、さまざまな施策を長期計画に位置付け、実施してきました。

この長期計画を基軸とした計画的な市政運営の方法と、「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式を制度化するために、平成23年12月に「武蔵野市長期計画条例」を制定しました。本計画はこの条例にもとづき市議会の議決を経て策定したものです。

本計画がスタートする平成24年は、市制施行から65年目にあたります。この間に我が国の社会経済状況は、成長・拡大型経済からの転換、経済のグローバル化の進展、環境面での制約の強まり、人口増加社会から少子高齢化への転換、コミュニケーション手段の急速な発達など、それぞれが相互に関連し合いながら大きく変化してきました。

本市においても、少子高齢化が進み単身世帯が増加するなど地域社会が変容する中で、税収の増加が見込めないことや早期に整備した都市基盤や公共施設が再整備の時期を迎えていることなど、成熟都市としての大きな政策転換が求められています。

一方、本計画策定中の平成23年3月11日に東日本大震災が発生しました。震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、武蔵野市のさまざまな活動や市民の意識にも大きな変化をもたらしました。防災対策をはじめとして、市民に最も身近な基礎自治体のあり方や都市間の広域連携のあり方についても再認識されることになりました。また、エネルギー問題にも大きな波紋を投げかけるとともに、地域コミュニティのあり方も改めて問われることになりました。本計画にもその影響が色濃く出ています。

このような状況を踏まえると、将来にわたって市民のニーズに応え続けていくためには、これまで以上に長期的な視点に立った自治体経営が求められています。本計画期間は、武蔵野市の21世紀前半を方向付ける10年として位置づけ、「武蔵野から新しい都市像を開こう」という宣言のもと、まちづくりの3つの視点と4つの目標を掲げました。

この長期計画の基本理念を市民のみなさまと共有し、福祉・教育・子育て・文化・防災・環境・都市基盤・行財政などすべての分野でバランスのとれた「次世代に誇りを持って継承できる持続可能な都市」の実現を目指してまいります。その方向性とプロセスが21世紀日本のあるべき都市像・自治体像を指し示すことになればと考えています。

結びに、平成22年8月以来、1年3か月にわたってご尽力いただきました、山本委員長をはじめとする策定委員のみなさま、ご意見、ご要望を寄せていただいた市民のみなさま、公募市民会議や無作為抽出市民によるワークショップに参加いただいた市民のみなさま、活発なご議論をいただきました市議会議員のみなさまのご協力に心から感謝申し上げます。





# 目次

## 市長あいさつ

### まちづくりの視点と目標……………7

- 1 まちづくりの視点……………8
- 2 まちづくりの目標……………9

### 第1章 市勢 …………… 12

- 1 概要…………… 12
- 2 将来展望…………… 13
  - (1) 人口構成 …………… 13
  - (2) 財政計画の概要 …………… 13

### 第2章 長期計画策定方式 15

- 1 武蔵野市方式の継承…………… 15
- 2 長期計画の役割・位置づけ…………… 15
- 3 計画期間と計画のローリング…………… 16
- 4 進捗管理と評価…………… 17
  - (1) 進捗管理 …………… 17
  - (2) 評価 …………… 17

### 第3章 これまでの成果 …… 18

- 1 第四期基本構想・長期計画  
(平成 17～26 年度)  
の実績と評価の概要…………… 18
- 2 第四期長期計画・調整計画  
(平成 20～24 年度)  
の実績と評価の概要…………… 18

### 第4章 基本的な考え方、 市政を取り巻く主な動向、 基本課題 …………… 20

- 1 本計画の基本的な考え方…………… 20
  - (1) 市民自治の原則 …………… 20
  - (2) 計画的な市政運営 …………… 20
  - (3) 市民視点の重視 …………… 20
  - (4) 広域連携の推進 …………… 20
- 2 市政を取り巻く主な動向…………… 20
  - (1) 状況等の変化 …………… 20
  - (2) 本市における東日本大震災の影響 …………… 21

- 3 本計画期間における基本課題…………… 21
  - 課題 A 地域社会・地域活動の活性化…………… 21
  - 課題 B 公共サービスの連続性と  
情報連携の推進…………… 22
  - 課題 C 市民施設ネットワークの再構築…………… 22
  - 課題 D 都市基盤再整備の推進 …………… 23

### 第5章 重点施策 …………… 24

- (1) 地域リハビリテーションの推進 …………… 24
- (2) 子育てネットワークの多層化 …………… 24
- (3) 情報の収集・提供機能の強化 …………… 24
- (4) 市民施設のネットワークの再編 …………… 24
- (5) 新クリーンセンターの建設と  
周辺まちづくりの推進…………… 24
- (6) 上下水道の再整備 …………… 25
- (7) 三駅圏ごとのまちづくりの推進 …………… 25

### 第6章 施策の体系 …………… 26

- I 健康・福祉…………… 26
  - 基本施策 1 支え合いの気持ちをつむぐ…………… 26
  - 基本施策 2 誰もが地域で安心して  
暮らしつづけられる仕組み  
づくりの推進…………… 27
  - 基本施策 3 誰もがいつまでも健康な生活を  
送るための健康づくりの推進…………… 28
  - 基本施策 4 誰もが地域でいきいきと  
輝けるステージづくり…………… 29
  - 基本施策 5 住み慣れた地域での生活を  
継続するための基盤整備…………… 29
- II 子ども・教育…………… 31
  - 基本施策 1 子ども自身の育ちと子育て  
家庭への総合的支援…………… 31
  - 基本施策 2 地域社会全体の連携による  
子ども・子育て支援の充実…………… 32
  - 基本施策 3 青少年の成長・自立への支援…………… 33
  - 基本施策 4 子ども・子育て家庭を支援する  
体制・施設の整備…………… 34
  - 基本施策 5 次代を担う力をはぐくむ  
学校教育…………… 34

Ⅲ文化・市民生活	37
基本施策1 地域社会と市民活動の活性化	37
基本施策2 互いに尊重し認め合う 平和な社会の構築	37
基本施策3 市民文化の醸成	38
基本施策4 市民の多様な学びや スポーツ活動への支援	39
基本施策5 地域の特性を活かした 産業の振興	40
基本施策6 都市・国際交流の推進	41
基本施策7 災害への備えの拡充	42
基本施策8 多様な危機への対応の強化	43
Ⅳ緑・環境	44
基本施策1 市民の自発的・主体的な 行動を促す支援	44
基本施策2 環境負荷低減施策の推進	45
基本施策3 「緑」を基軸とした まちづくりの推進	45
基本施策4 循環型社会システム づくりの推進	47
基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の 変化に伴う新たな問題への対応	47
Ⅴ都市基盤	49
基本施策1 地域の特性に合った まちづくりの推進	49
基本施策2 都市基盤の更新	50
基本施策3 利用者の視点を重視した 安全で円滑な交通環境の整備	50
基本施策4 道路ネットワークの整備	51
基本施策5 下水道の再整備	53
基本施策6 住宅施策の総合的な取り組み	54
基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進	55
基本施策8 安全でおいしい水の安定供給	57
Ⅵ行・財政	59
基本施策1 市政運営への市民参加と多様な 主体間の柔軟な連携と協働の推進	59
基本施策2 市民視点に立ったサービスの提供	60

基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に 的確に応える仕組みづくり	60
基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の 有効活用	61
基本施策5 社会の変化に対応していく 行財政運営	62
基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と 柔軟な組織運営	63

## 第7章 財政計画 …………… 65

1 日本経済の動向	65
2 武蔵野市の財政の状況と課題	65
3 財政計画の策定の方法について	67
4 財政計画（平成24～28年度）	69
5 財政見通し（平成29～33年度）	72

## 付表…………… 76

<付表1> 本計画期間における基本課題（第4章-3） と施策の体系（第6章）における 基本施策・施策との関係	76
<付表2> 施策体系図	78
<付表3> 主な個別計画一覧表	92

## 参考…………… 94

<参考> 第五期長期計画策定の経過	94
<参考> 武蔵野市長期計画条例	103
<参考> 平成23年第4回武蔵野市議会定例会提出議案 「武蔵野市第五期長期計画のうち市政運営の 基本理念及び施策の大綱について」	104
<参考> 用語説明	109
武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会 委員名簿	120



## — 武蔵野から新しい都市像を開こう —

武蔵野市は、昭和 22 年（1947 年）の市制施行以来 60 余年を経て、市政運営は大きな曲がり角を迎えている。

少子高齢化が進み人口減少に向かいつつあること、経済はグローバル化が進むとともに成長期から定常期に入っていること、資源・エネルギーなどの環境制約が厳しくなったこと、単身世帯の増加などにより近隣関係の希薄化が進んでいることなど、長期的な視点で見ると、市政を取り巻く状況は大きく変化している。一方、市民の志向は、20 世紀後半の高度な消費や利便性から、身近なものや人を大切にするライフスタイルへと向かっている。それらに対応する市の政策も、かつての新規・拡大の時代を経て、新しいニーズへの対応を踏まえたリデザイン・リニューアルの段階に入った。

こうした変化を背景に、文化、環境、地域社会、財政などのあらゆる面で、次世代に誇りを持って継承できる「持続可能な都市」を創造していかなければならない。

本計画期間は、これまで 40 年間にわたって進めてきた計画行政の大きな転換点にあり、21 世紀前半の武蔵野市政を方向づける重要な位置にある。

本市で培われてきた都市文化や市民活動・事業活動の持ち味を活かし、武蔵野から新しい都市像を創造していくため、次のまちづくりの視点と目標を掲げる。

## まちづくりの視点

### (1) つながりを広げよう

武蔵野市では、多様なコミュニティが形成されてきた。それは市民や団体の間の信頼や「縁」によって織りなされている。隣人との縁、家族と家族の縁、学習や活動によって結ばれる縁。こうした結び付きによってこそ、一人ひとりの幸せや安心が実感されるようになる。

隣の人と挨拶を交わそう。地域の集まりのひとつに顔を出してみよう。誰もが自分の居場所として感じられる地域社会を目指そう。市民が互いに閉じ込められず、つながりを広めることは、真の豊かさを手に入れるための第一歩である。

### (2) 多様性を力にしよう

武蔵野市は、住宅と商業施設、建物と緑、伝統と若者文化など、それぞれが高い質を有するとともに、質の異なるものが溶け合い、調和するところが大きな魅力となっている。また、市民活動、各種団体、NPOや企業など多様な主体が、それぞれの強みを発揮する地域社会のあり方が模索されている。

年齢や性別における多様性、単身者から子育てファミリー、高齢者までを含む多様性、国籍や文化的な背景の違いによる多様性、職業・ライフスタイル・価値観や市民活動・市民文化における多様性。こうした多様性を活力に変えていこう。

### (3) 市民の意識を行動に変えよう

武蔵野市の地域社会に暮らすことに市民は誇りをもっている。地域社会の様々な人たちの活動によってこそ、自分の生活が支えられていることを感じている。

身近な課題の解決に向けて、思いや意識を共有しながら一人ひとりが行動することがあらためて求められている。市民の誰にも市民としての活動の機会や出番がある、そうした地域社会を目指そう。市民としての意識を日常の行動に変えていこう。市民の活動をさらに発展させながら今後10年のまちづくりに活かしていこう。

## まちづくりの目標

### (1) 自治と連携によるまちづくり

自治体の姿は自治の力によって形作られる。市民、団体、企業など多様な主体がそれぞれの自治をベースに連携しながら地域の力をはぐくむことが求められている。加えて周辺自治体や友好都市等との都市間の連携も、ますます重要性が増していく。

将来にわたり安心して生活することができる地域社会にするため、本市ならではの自治と連携のまちづくりを推進する。

### (2) 支え合いをつむぐまちづくり

少子高齢社会が進展し単身世帯が増加する中で、福祉、子育て、教育や防犯・防災などの暮らしの課題に取り組むためには、相互の理解と尊重を基盤としたコミュニティのネットワークが求められている。

地域に暮らす人々が、温かなつながりによって互いに結び付き、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる支え合いをつむぐまちづくりを推進する。

### (3) 平和で美しいまちづくり

武蔵野市は良好な住宅地とにぎわいのある商業地、緑豊かな景観、良質な生活文化と芸術文化の蓄積がまちの個性や魅力を形作ってきた。今後も、安らかな毎日を送れる平和な社会を保ちながら本市ならではの市民文化を発展させていくことが求められている。

都市リニューアルや災害に強いまちづくりを進めるとともに、都市文化の表出である美しい街並みの形成などを図っていくことで、平和で美しさを誇れるまちづくりを推進する。

### (4) 環境と共生するまちづくり

武蔵野市の特色であるまちの緑を一層充実するとともに、省エネルギーや新エネルギーの活用による地球環境に配慮したライフスタイルを促進することにより、やすらぎとおいが感じられる社会を目指していくことが求められている。

きれいな水、身近な緑、多様な生物など、健康で安心して生活できる環境を次の世代に引き継ぐために、環境と共生するまちづくりを推進する





- 第1章 ◆ 市勢
- 第2章 ◆ 長期計画策定方式
- 第3章 ◆ これまでの成果
- 第4章 ◆ 基本的な考え方、市政を取り巻く  
          主な動向、基本課題
- 第5章 ◆ 重点施策
- 第6章 ◆ 施策の体系
- 第7章 ◆ 財政計画

# 第1章 市 勢

## 1 概 要

本市は、区部と多摩部の接点にあり、奥多摩や島しょ部を除くと東京都のほぼ中央に位置している。市域は東西6.4km、南北3.1km、面積10.73平方kmと自治体としては狭小であり、地形はおおむね平坦である。

人口は外国人登録数を含め13万8,106人（平成24年1月1日現在）であり、昭和40年代から13万人台でほとんど変わっていない。全域が既成市街地化しており、人口密度は大変高く、新規に開発する余地はほとんど残っていない。

市内には、JR中央線の三駅（吉祥寺、三鷹、武蔵境）を有しており、吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れている。南北方向の移動はバス交通が担っており、ムーバスが公共交通の空白地域を補完している。交通の便が良く、緑豊かで閑静な住宅地の広がりとともに、都内有数の商業地や企業の先端研究施設、

多くの大学などを有しており、昼間人口が夜間人口より多いなど拠点都市としての性格を有している。三駅を核として特色のあるまちが形成され、緑豊かな魅力のある都市として発展してきたことから、様々な調査で住みたいまちとして高い評価を得ている。

一方、下水道をはじめとする都市インフラは、早期に完成したことから他自治体よりも早くリニューアルの時期を迎えており、今後の都市のあり方等を考えながら取り組んでいく必要がある。

### ■ 日本、都全図の中の市位置



## 2 将来展望

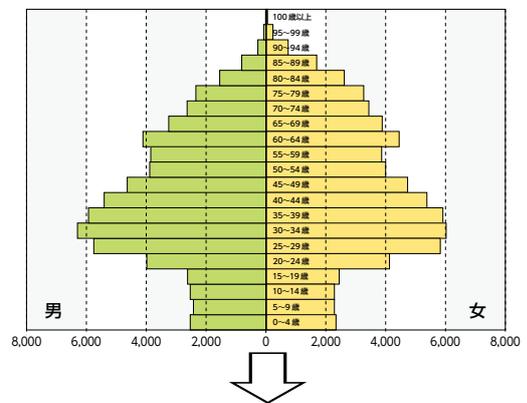
### (1) 人口構成

本市で実施した将来人口推計によると、現在の人口約13万5千人が大規模な土地の再利用（集合住宅化・高層化等）により、平成30年には約13万9千人まで増加した後、減少期に移行し、

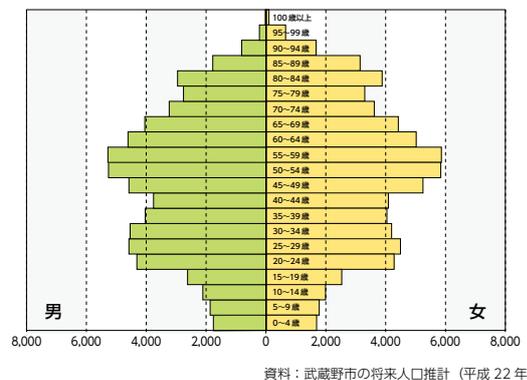
平成43年には約13万7千人になると推計されている。現在の人口構成は、14歳以下の年少人口は10.8%、生産年齢人口（15～64歳）は69.0%、老年人口（65歳以上）は20.2%である。

今後、高齢化率は、平成32年には23.4%、平成43年には26.7%に達し、超高齢社会が到来すると予測されている。一方、未就学児数は、大規模開発に伴い平成24年度までは増加するものの、その後は、減少基調となる。このように、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加することにより、世代構成にアンバランスが生じ、様々な課題が発生することが予想される。また、世帯当たりの平均人口は2.0人/世帯をすでに下回っているが、単身世帯の増加傾向は進んでおり、世帯当たり人口も低下するものと予測されている。

■ 将来人口推計（平成22年 年齢構成）

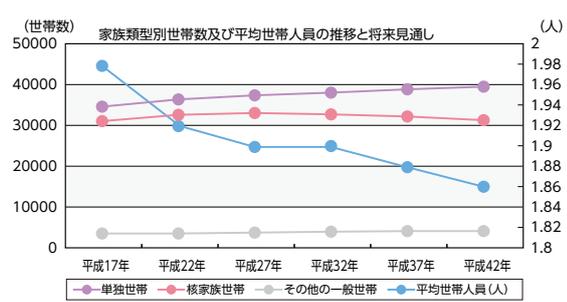


■ 将来人口推計（平成43年 年齢構成 [見込み]）



資料：武蔵野市の将来人口推計（平成22年4月）

■ 家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移と将来見通し



資料：武蔵野市の将来人口推計（平成22年4月）

### (2) 財政計画の概要（詳細は第7章財政計画を参照）

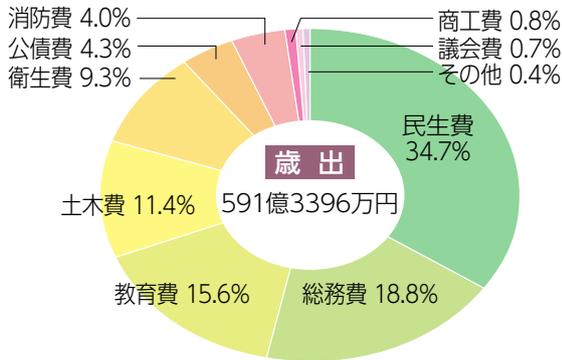
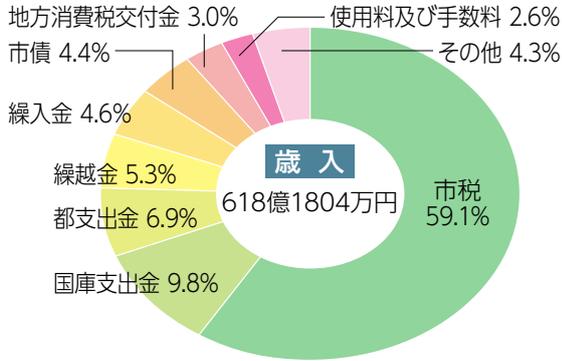
#### 1) 財政の状況と課題

本市は、今日まで健全な財政を維持しており、歳出は毎年約540～590億円台で推移している。市民の担税力は比較的大きく、歳入（平成22年度決算618億円）のうち、ほぼ30%が市民税、24%が固定資産税によるものである。市税収入は平成19年度から360億円台で推移している。平成22年度末現在で、基金積立金は約295億円、借入金（借金）は約234億円（下水道会計、土地開発公社含めて約351億円）となっている。今後、歳出面では、扶助費や物件費等の増加を、どの程度抑制していくかが、大きな課題のひとつである。

#### 2) 財政見通し

歳入については、当面の間、市税の増収は期待

■ 平成 22 年度財政状況等

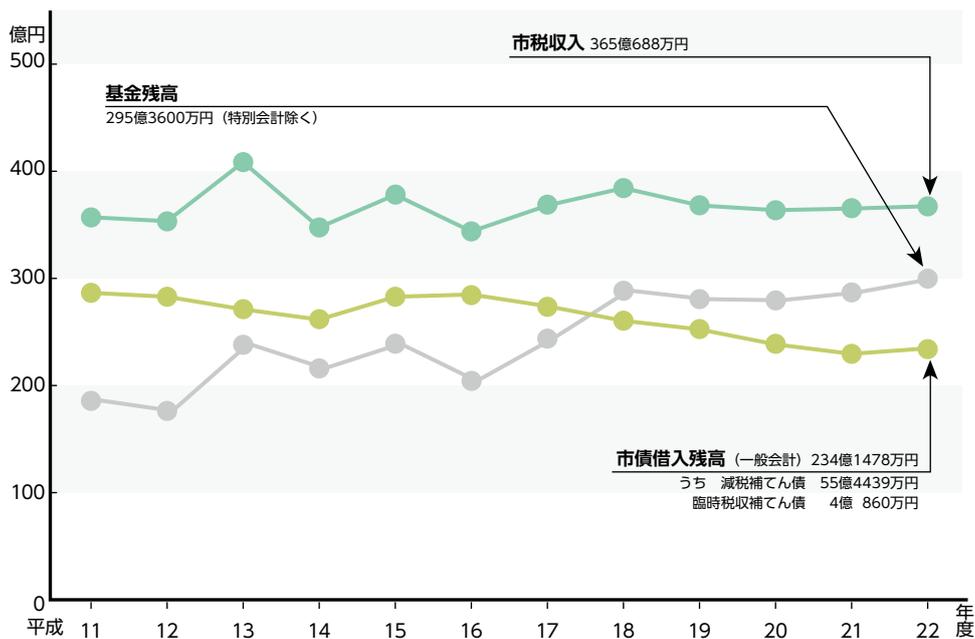


できる状況ではない。また国庫補助金についても、国の一括交付金化の動きが市の歳入にどう影響するか不透明な状況である。歳出については、新クリーンセンター施設建設や老朽化が進む公共施設の保全経費等が予定され、基金の取り崩しと借入金（借金）の増大を視野に入れる必要がある。今後の財政状況は、依然厳しい状況が続くと考えられる。

■ 財政指標

財政指標				
年度	指標	財政力指数 (3年平均)	経常収支比率 (%)	公債費比率 (%)
平成20年度		1.67	87.1	2.9
21年度		1.61	86.4	2.3
22年度		1.55	88.6	1.8

■ 市税・市債・基金の推移



# 第2章 長期計画策定方式

## 1 武蔵野市方式の継承

本市では、昭和46年に策定した第一期以来、長期計画を総合計画型地域づくりのための自治体計画としてきた。市民委員による策定委員会を中心とした市民参加・議員参加・職員参加による策定を行ってきており、本計画でもその委員会方式をはじめとする武蔵野市方式を継承した。

また、個別計画との整合性を重視するとともに、

公募市民による「武蔵野市の将来を考える市民会議」、無作為抽出市民によるワークショップ等、多様で広範な市民参加の機会の設定などの新たな試みも取り入れ、多くの市民の参加により計画を策定した。

なお、平成23年12月に、この武蔵野市方式による策定を制度化した武蔵野市長期計画条例（以下「長期計画条例」という）が制定された。

### 《武蔵野市方式について》

武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

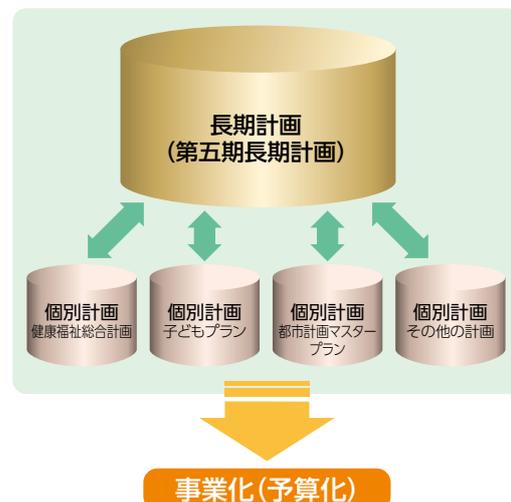
- \* 策定作業前に、地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等を実施し公開するとともに、市政アンケートや市民意識調査による市民ニーズの把握
- \* 市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- \* 策定過程における市民参加、議員参加、職員参加の実施
- \* 策定過程における市民参加のため討議要綱及び計画案を市報で全戸に配布
- \* 市長及び市議会議員の任期に合わせた4年ごとのローリング方式による実効性の担保
- \* 長期計画と予算・決算の連動
- \* 長期計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- \* 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し進行管理を実施

## 2 長期計画の役割・位置づけ

長期計画は長期計画条例に基づき策定するもので、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図りながら総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的としている。市が実施する政策は、長期計画に基づき実施していくものである。

各行政分野には、健康福祉総合計画・子どもプラン・都市計画マスタープラン等をはじめとして、現在約50の計画があり、それぞれが市民、関係団体、専門家等の参加のもとに策定されている。これらの計画は、最上位計画である長期計画と整合性を図り策定されるもので、長期計画を基軸とした計画体系を構成している。

### ■ 長期計画の位置付け





## 4 進捗管理と評価

### (1) 進捗管理

本市では、予算の編成にあたり各部課から行われる予算要求は、長期計画に基づくことを基本的条件としている。また、市議会における予算審議において、市長が予算案とともに示す「施政方針並びに基本的施策」や「主要な施策」は、長期計画に基づき構成するとともに、「予算の概要」等の参考資料はこれらに沿って作成している。

毎年度の決算時においても、決算付属資料の「主要な施策の概要と成果の一覧」は、長期計画の施策の体系に沿って整理するなど、決算を通して長期計画の進捗状況を概観できるようになっている。

このように、予算編成過程及び決算などから、長期計画の規範性が浸透しており、長期計画に基づく市政運営が行われている。また、昭和48年に定めた武蔵野市主要事業等進行管理規程に基づき、長期計画に示された事業等の中から市長が指定した事業については、執行計画書及び執行状況報告書を市長に提出することが定められており、市長による進行管理が毎月行われている。今後も、これらの制度に基づき進行管理を行う。

### (2) 評価

長期計画に掲げる政策は、個別計画のように個別具体的に事業の実施等を定めたものではなく、事業を束ねた概念として、施策のあり方や施策の方向性等を示すものである。このことから、事業ごとの短期的な評価では、施策本来の有効性・効率性等を正しく示せない面がある。

次期の長期計画または調整計画の策定に向けた作業の過程で、長期計画に掲げた施策等の進捗状況及び実績を把握するとともに、体系的に評価する必要があることから、策定委員会による長期計画に対する評価が実施されてきた。今後もこの方式により政策評価を行う。

注記：第四期基本構想・長期計画及び第四期長期計画・調整計画の評価の概要を次項に掲載しているが、その全文については市ホームページに掲載している。

# 第3章 これまでの成果

## 1 第四期基本構想・長期計画 (平成17~26年度)の実績と評価の概要

第四期基本構想・長期計画は、「都市の窓を開こう」「新しい家族を育てよう」「持続可能な社会をつくろう」という目標を掲げて、平成17年度にスタートした。主だった取組みとしては、地域リハビリテーションの実現に向けた事業の連携、認可保育所や認証保育所の新規開設などの待機児童対策及び子育て支援、環境への取組みやごみ減量の実践、まちづくり条例の制定や「緑のネットワーク」の推進などによる総合的なまちづくりの実践、市民協働サロンの開設、計画策定への公募市民の参加やNPO等による市民活動の広がりなどが挙げられる。

この計画期間内には、国による三位一体の改革

や民主党政権の誕生といった政治状況の変化、世界的な金融危機によってもたらされた経済状況の変化、急速な少子高齢化の進展などから、将来に対する不安の増大など、本市を取り巻く社会環境には様々な変化があった。また、近隣関係の希薄化による子育て世帯や高齢者世帯の孤立化に対する懸念、都市インフラの老朽化、地域活動の担い手の不足等、第五期長期計画にも引き継がれる課題も発生した。

総合的に勘案すると、第四期基本構想・長期計画に基づき、健全な財政運営を維持しながら事業を着実に実施してきたことや、各課題に対する取組みを積み上げてきたことが評価される。

## 2 第四期長期計画・調整計画 (平成20~24年度)の実績と評価の概要

本市の計画策定における公募市民の参加が定着するなど、市民と一体となった市政運営や市民との協働が一層推進された。クリーンセンター建替え検討における市民参加はその成果の一つであろう。また、認可保育所・認証保育所の新規開設、中学校給食の実施、吉祥寺駅前・三鷹駅前の歩道駐輪場の廃止による良好な歩道環境の実現、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの役割の整理、そして「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」(以下「武蔵野プレイス」という)の開館などは、特筆すべき成果といえる。このほか職員定数削減や財政援助出資団体における市委託事業の効率的実施ときめ細かいサービス提供など、行財政改革にも大きな前進がみられた。これらの点は評価されるべきである。



中学校給食の実施

一方、地域リハビリテーションの実現への取組みに代表される、分野や制度の枠組みを越えた取組みや多様な主体と市との連携は、今後一層進める必要がある。また地域のコミュニティ活動や課題解決力の低下はどの分野でも共通した課題となった。家庭ごみ排出量については、一定の目標

を達成したが、新クリーンセンターの稼働までに、さらなる抑制に取り組む必要がある。保育園待機児童解消へも取り組みを強化する必要がある。武蔵境駅圏では、鉄道連続立体交差化によるまちの一体化、三鷹駅圏では長らく未利用だった土地における民間開発、吉祥寺駅圏ではF&Fビルのコピス吉祥寺としてのリニューアルや吉祥寺駅改修工事の進展などがあったが、これらを今後のまちづくりにつなげていく必要がある。(社)日本ファシリティマネジメント推進協会から、本市の公共施設の保全計画等についての取り組みが認められ、表彰されたことは評価できるが、公共施設の老朽化等が進んでおり、今後、これらの施設や都市基盤のリニューアルに本格的に取り組む必要がある。



平成23年7月にオープンした  
「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」



大型有料駐輪場開設前と後の駅前歩道

# 第4章 基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題

## 1 本計画の基本的な考え方

本計画の策定にあたり、従来からの計画の原則を踏まえるとともに、今後の10年間を見通し、以下の4つの視点を基本とする。

### (1) 市民自治の原則

市民自治は、昭和46年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来40年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自治」を一層発展させていく。

### (2) 計画的な市政運営

少子高齢化や経済の定常化などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予測されている。このような社会の変化に柔軟に対応しながら公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市

の将来を見通した計画的な市政運営を推進していく。

### (3) 市民視点の重視

この40年間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービスが提供されている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービスを展開していく。

### (4) 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービスの共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

## 2 市政を取り巻く主な動向

### (1) 状況等の変化

今日、日本は様々な局面で転換期を迎えている。また、我が国を取り巻く国際的環境は大きく変化しており、その変化への早急な対応が望まれている。計画の策定にあたり、考慮すべき主な動向を列挙する。

- \* グローバル化の進展
- \* 成長・拡大型社会からの転換
- \* 省エネルギー社会への移行
- \* ワーク・ライフ・バランスの重視

- \* 都市におけるコミュニティに関する意識の変化
- \* 少子高齢社会の進展（人口構成の変化）
- \* 単身世帯の増加と晩婚化・非婚化（世帯構成の変化）
- \* 自治体のあり方（長と議会の関係等）に関する関心の高まり
- \* 成熟社会における都市機能の更新
- \* 財政規律の重視
- \* インターネットの普及とICT活用の進展
- \* 市政への要望の変化（市民意識調査等各種調査）

## (2) 本市における東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発災した東日本大震災は、甚大な被害をもたらした。また、同震災は、国内外の様々な活動や国内で生活する多くの市民の意識にも変化をもたらした。本市は、同震災の直接の被災地とはならなかったが、様々な面で考慮する必要がある。

### 1) 基礎自治体の責務

本震災では、国のあり方とともに市民に最も身近な自治体のあり方も問われた。地方自治体の重大な責務の一つは、市民の安全の確保である。放射線による健康面への不安の解消など、市による必要な対策等を考慮する。そのため、防災機能の強化とともに、情報伝達及び連携等について、あらためて検証する必要がある。また、市政運営のリスク管理として、緊急時の業務継続計画（BCP）についての検証が必要である。

### 2) 省エネルギー型社会の構築

福島第一原子力発電所の事故は、エネルギー問題に大きな波紋を投げかけた。エネルギー政策は国レベルで議論が行われ、方向が示される問題であるが、地域のレベルでもエネルギー問

題に関心が高まるとともに、省エネルギーを志向するライフスタイルや社会活動への移行が進んでいる。

### 3) 地域コミュニティのあり方

地域での関係が薄れ、テーマ別の地域活動などに市民の関心がシフトしている状況で本震災は発災した。そのため、あらためて近隣関係や地域コミュニティなどへの視点の回帰が起こっている。このことに関連して、危機発生時における近隣関係だけではなく、地域社会のあり方そのものについて再考が求められている。

### 4) 広域連携による復興支援

本市は、震災後1カ月までは、独自に友好都市である岩手県遠野市を拠点として、三陸沿岸の被災市町村支援のため、職員の派遣を続けた。その後、東京都市長会の取りまとめによる東北地方の市町村復興支援のための枠組みに協力している。

広域的な連携による復興支援は、中長期にわたる被災地の行政機能支援の観点で、その役割を強化させていく必要がある。

## 3 本計画期間における基本課題

本計画期間の市政運営上避けては通れない基本課題は以下のとおりである。これらは各分野に共通する課題でもあり、これらの課題の解決が、基本的な目標でもある。

### 課題 A 地域社会・地域活動の活性化

平成22年度に実施した市民意識調査によると、地域に関心を持つ市民の割合は「非常に関心があ

る」と「ある程度関心がある」という回答を合わせると89.6%と大変高くなっている。特に東日本大震災以降、あらためて地域コミュニティの意義が問い直されている。一方で近隣関係の希薄化が進んできていることから、地域活動への参加のきっかけを見出しにくい面もあり、活動への参加者の広がりが見られず、メンバーの高齢化・固定化などの課題が発生している。

地域コミュニティには、①コミュニティ構想に

基づき、自主活動として行われてきた、地域の「つながり」を築くためのコミュニティ活動と、②防犯・防災、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、環境、まちづくりなどの課題解決のための地域活動がある。後者には民生委員、消防団などの行政委嘱型の市民活動や、多様な団体、NPO等が担っているテーマ別コミュニティ活動がある。

「つながり」が感じられる近隣関係を築いていくためには、地域ごとに、地域への愛着や誇りを醸成し、共有する必要がある。一方、地域活動は多様化しており、地域活動への参加意思を持っている市民の多様性を認めることで、活動への参加につなげていかななくてはならない。このような市民の力を発揮できる環境の整備も必要である。

これらは一朝一夕にできるものではなく、様々な機会を通じてコミュニケーションを深めるとともに、市民・団体・市が連携しながら様々な方策を積み重ねていく必要がある。地域を担うのは市民自身であることや、身近な地域には自分にできる多様な「出番・場」があることへの理解を情報提供などを通じて、醸成していく。

#### 課題 B 公共サービスの連続性と情報連携の推進

今日「公共サービス」の担い手はますます多様化している。かつては、防犯・防災、福祉の増進、子育て支援、青少年の健全育成、環境、まちづくりなどの公共課題は、行政が主体となって対応すべきものとイメージされてきた。しかし、市民生活を支える多くの公共サービスは、運輸・情報・交通・エネルギー・教育・医療・福祉など、これまでも多くは行政以外で提供されてきた。公共課題が多様化する中で、行政や地域が中心を担ってきた身近な課題も含めて、様々な市民活動、各種団体、NPOや企業などが提供する公共サービスが拡大している。また公共サービスは、高度化・

専門化し、その担い手も多様化してきている。

一方で、サービスの包括化や連携が不十分なこともあり、サービスの受け手である市民にとっては、自分が享受できる公共サービスの全体像とその内容が見えにくくなっている。また、近隣関係の希薄化が進み、様々な機会を通じて情報が市民の間を流れ、共有されることが少なくなってきた。市民一人ひとりが、地域や社会との関わりを実感するとともに、安心して生活を送れる環境を整えていくためには、個々のサービスの充実に加え、サービスの包括性と継続性を一層高めていくことが重要である。

すでに福祉分野では、地域リハビリテーションの理念に基づく取組みが始まっている。市民のニーズに的確・迅速に答えていくため、他の分野においても、また分野の枠を超えて、行政や多様な主体間の連携を促進し、提供される公共サービスを横断的・連続的に一覧できるようにすることなどにより、個々の公共サービスの連動性や補完性を高めていく。

#### 課題 C 市民施設ネットワークの再構築

第一期長期計画以降、市民施設ネットワーク計画等に基づき、子育て、教育、福祉、文化、コミュニティなどの市民施設とともに、市庁舎等も含めた公共施設の整備を着実に進めてきた。現在では130施設、総床面積32万㎡に達する施設が管理されている。しかし、施設の老朽化、行政需要の変化、新たな行政課題への対応、未利用・低利用財産の有効活用、管理コストの増大、限られた財源などの課題があり、単に個々の施設の維持管理や運営の効率化を進めるだけでなく、更新や転用を含めて、その資産をどのように活用していくかが大きな課題となっている。

そこで、これらの課題に対応していくために、

次に示す「公共施設配置の基本的な方針」に沿って再構築を進めていく。①公共施設を、全市レベル施設・三駅圏レベル施設・コミュニティレベル施設という三層構造に位置づけ、計画的に配置・再配置する手法を継承する。②行政需要の変化や新たな行政課題への対応は、現在ある施設の活用、転用及び複合化によって行うことを原則とし、施設の総量（総床面積）を抑制していく。③維持・修繕の計画的な実施により施設の延命化を図る。④老朽化による公共施設（公共性の高い民間の福祉施設等も含む。）の建替えは未利用地を順次活用して行い、効率的・効果的に公共施設の更新と用地の有効活用を図る。⑤具体的な施設の計画のために、公共施設の老朽度、イニシャル及びランニングをとおしたフルコスト、利用状況などを整理・分析・公開し、市民と市が議論の前提として共有できるようにする。

さらに「居場所づくり」の観点から、各施設の設置目的や機能を前提としながらも、市民の自主的な利活用を図り、開かれたものにしていく必要がある。今後、財政面は厳しさが増すことが予測されており、市民施設の再構築を、市民の理解を得ながら大胆に進めなければならない。

#### 課題D 都市基盤再整備の推進

本市では道路等の都市基盤全般の整備を計画的・継続的に行ってきたため、現在、その整備水準は、周辺自治体と比較しても高いレベルにまで達している。しかし、他の自治体より早く老朽化も進んでおり、更新の時期を迎えている。

都市基盤の再整備にあたっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を取り入れることで、障害の有無にかかわらず、すべての市民が安全で安心して生活できるように、また武蔵野市を訪れる人々が快適に過ごすことができるように、

人にやさしい都市づくりを進めていく。

また、第一期長期計画から継続的に実施してきた「緑」豊かな都市の構築は、単なる植生・樹木の確保や増加という観点に留まらず、環境対策、開発規制、延焼遮断、安らぎの場、景観形成等の多機能な観点を含めた、まちづくりの基軸になってきた概念である。今後も、省エネルギー化・温室効果ガス排出量削減・生物多様性の保持等の観点にも配慮しながら、継承・発展させていく。

都市基盤の再構築・維持には、多額の投資が必要になることから、市民への情報提供を積極的に行いながら、不可避の課題である都市基盤の再構築を計画的に推進していく。

【参考】平成24年度を初年度として、平成43年度までの今後20年間に見込まれる大型投資等について、事業費の試算を行った。なお、水道事業会計分は除く。（平成23年7月時点）

\* 三駅周辺の都市基盤整備：110億円

\* 道路整備：250億円

\* 下水道整備：410億円

\* 新グリーンセンター建設：80億円

\* 市立小中学校、保育園等の建替え、保全、維持修繕等費用：750億円

計：1,600億円

# 第5章 重点施策

限りある資源を有効に活用して効果的な市政運営を行うために、本計画の多くの施策の中でも、以下の7つの施策を特に優先して実施する事業とする。

## (1) 地域リハビリテーションの推進

すべての市民が、生涯を通して住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、地域生活に関わる人や組織が、保健・医療・福祉・教育などの分野を越えて連携し、継続的で体系的な支援を行っていくことができる仕組みづくりに最優先で取り組む。

## (2) 子育てネットワークの多層化

すべての子どもたちが健やかに育ち、家庭が安心して子育てできるように、子どもと家族、家族と地域というこれまでの絆を補う、地域・団体・事業者・行政などの多様な主体による絆を何層にも重ね合わせていく。このような子育てネットワークづくりに最優先で取り組むことにより、一人ひとりに丁寧に対応しながら子どもと家庭の孤立を防ぐ。

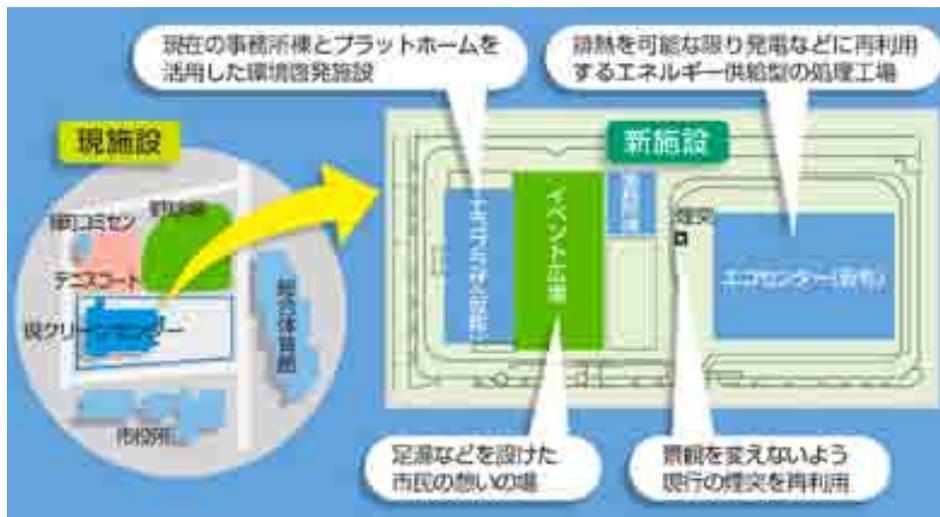
## (3) 情報の収集・提供機能の強化

必要な情報を必要な時に市民に届けるとともに、市民の声を真摯に受けとめることが市政への信頼を高めることになる。また、情報の公開・提供は市民自治による市政運営を推進するための前提である。市役所の情報の収集・整理・提供の能力を高め、市民一人ひとりに必要な情報がわかりやすく届く広報機能と、市民の意見を市政に反映させるための広聴機能の強化連携を図る。

## (4) 市民施設のネットワークの再編

コミュニティレベルのコミュニティセンター、三駅圏レベルの図書館、全市レベルの文化会館・総合体育館など、市民サービスの提供と地域の活動拠点の整備が進められてきた。しかし、老朽化が進むとともにバリアフリーや行政需要の変化への対応が課題となっている。市民の多様なニーズに効果的に応えることができる市民施設のネットワークの再構築に取り組む。

## (5) 新クリーンセンターの建設と周辺まちづくりの推進



新クリーンセンター（イメージ図）

平成29年度の稼働を目指して、新武蔵野クリーンセンター（仮称）の建設及び周辺まちづくりに関する計画が進められている。これは周辺地域の住民をはじめとして、多くの市民が参加しながら、議論を積み重ねてきた成果である。市民とともに、ごみの発

生抑制・排出削減に努めながら、新クリーンセンターへの移行を実現する。

### (6) 上下水道の再整備

上下水道は早期に整備されたことから、再整備の時期を迎えている。また、市内に下水道の終末処理施設を持たないことや、上水道の災害時の安定供給のためには、広域的な観点からの整備を推進していくことが不可欠である。多大な財源が必要になるが、市民生活の最も重要なライフラインであるので、早期に財源の見通しをたて、着実な再整備に取り組む。



第一浄水場

### (7) 三駅圏ごとのまちづくりの推進

駅を中心として、個性あるまちが形成されているが、まちは生き物であり、常に人を引き付ける魅力がなくてはならない。そのため、三駅圏ごとに計画・ビジョンに基づくまちづくりを推進する。その際、三駅圏ともに、既存施設の役割、機能にとらわれることなく、まちの将来的なビジョンに基づく公共施設の効果的な配置を描き、実現に向けて検討を進める。



吉祥寺駅周辺



三鷹駅周辺



武蔵境駅周辺

# 第6章 施策の体系

本章は、①分野、②関連する施策を束ねた基本施策、③施策、の3つの階層で構成しており、③施策には、本計画期間で取り組む主な事業を示す。

本計画では、市の機構を前提とするのではなく、市民の視点により公共課題を中心として構成した。文化・市民生活及び緑・環境をそれぞれ独立した分野にすることで、これまでの5分野から6分野にするるとともに、生涯学習や防災等の項目を文化・市民生活分野にまとめて記載するなど、項目の整理も行った。

## I 健康・福祉

この分野は、誰もが互いを尊重し合い、支え合う気持ちを大事にしながら、住み慣れた地域で健康に暮らし続けられることを目的とする。

市民一人ひとりの支え合いの気持ちをつむぐとともに、自発的かつ主体的な地域福祉活動を推進し、福祉課題解決に取り組むことが重要である。このような取り組みを支援するとともに、福祉に関連する多様な主体との連携を深めながら複層的に支援を行っていくことで、誰もがいきいきと健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、支え合いのまちづくりを推進する。

なお、現在国において検討されている障害者総合福祉法（仮称）の制定や後期高齢者医療制度に代わる新たな制度への移行をはじめとする、福祉施策に大きな影響を与える可能性がある法や制度の改正等について、その動向を注視し、適切に対応していく。

### 基本施策 1 支え合いの気持ちをつむぐ

人口構成の変化（少子化・高齢化）、核家族化や単身世帯の増加など家族の小規模化や、家族や近隣関係が希薄化し、地域での支え合いも弱まるなど、市民を取り巻く環境・状況が変化している。行政や専門機関により、様々な福祉制度や介護保険制度に基づくサービスで対応してきたが、既にこれらの制度だけで対応できる範囲は超えている。一方、地域を支えてきたコミュニティ協議会、地域福祉活動推進協議会（以下「地域社協（福祉の会）」という）等では、担い手不足が問題になっている。地域福祉活動の主役は市民であり、市民が自発的、主体的に地域の健康・福祉課題を発見し、その解決や予防に取り組んでいくことが重要である。そのため、市は地域社協（福祉の会）やNPOなどと連携して市民同士の良好なコミュニケーション構築への支援や地域福祉力の向上に取

り組んでいく。また、お互いを認め合い、誰もが地域でいっしょに暮らしていくために、心のバリアフリーを推進していく。

#### (1) 自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発

多様な市民が、地域で共に心地よく暮らしていくためには、市民一人ひとりが異なる状況や状態にあることへの認識を基盤とした相互の理解と尊重が重要である。高齢者や障害者への理解を深めるとともに、接し方を知ることができる場等を提供していく。また、ボランティア活動や福祉活動への関心や理解を促し、地域社協（福祉の会）やボランティア団体等の地域福祉活動への参加のきっかけづくりに取り組む。

#### (2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

市民一人ひとりに、自分にできることへの取り組みを促すとともに、市と社会福祉法人武蔵野市民

社会福祉協議会（以下「市民社協」という）が中心となって、関係する市民、地域社協（福祉の会）、NPO、市民団体、事業所をコーディネートしながら、福祉の推進に取り組んでいく。またテンミリオンハウス事業については、誰もが集える場所として機能を発展させる。さらに市民の自発的な活動の状況を踏まえ、地域福祉活動を推進する仕組みを検討する。これらの活動が発展するよう市は市民社協と一層の連携を図る。

### (3) 地域の人とのつながりづくり

平素から自らの住む地域の人とつながりを持つことは、生活に潤いをもたらすとともに、困ったときの助け合いや防犯対策にもつながる。そのため早めに変化に気づける日頃の顔見知りや見守りのネットワークづくりを進める。災害時に支援が必要な高齢者や障害者については、安否確認から避難支援へつなげられるよう、引き続き災害時要援護者対策事業を進める。



災害時要援護者対策訓練の様子

## 基本 施策 2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進

核家族化や高齢化、ライフスタイルの多様化などが進んでおり、地域社会の姿が変化してきている。老老介護や虐待など生活課題も多様化・複雑化しており、市民一人ひとりが住み慣れた地域で

暮らし続けるためには、特定の団体や行政内の特定の担当部署、あるいは市民個人で課題を抱え込むのではなく、NPOやボランティアなど多様な主体との連携や、分野を越えた連携を推進する必要がある。すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、本人の意思に基づいて住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携しながら体系的、継続的に支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けた取組みを進める。

### (1) 在宅生活支援のネットワークづくりの推進

在宅生活を継続できるよう、その人の状態にかかわらず必要かつ確かな情報と支援を受けられるよう、継続的かつ体系的な支援体制づくりを進める。多様な機関や職種が連携し、保健・医療・福祉・教育など多面的な支援が得られるよう、協議の場の設置をはじめとする仕組みづくりを推進する。また、このような仕組みを有効に活用できるよう、市民への浸透を図る。

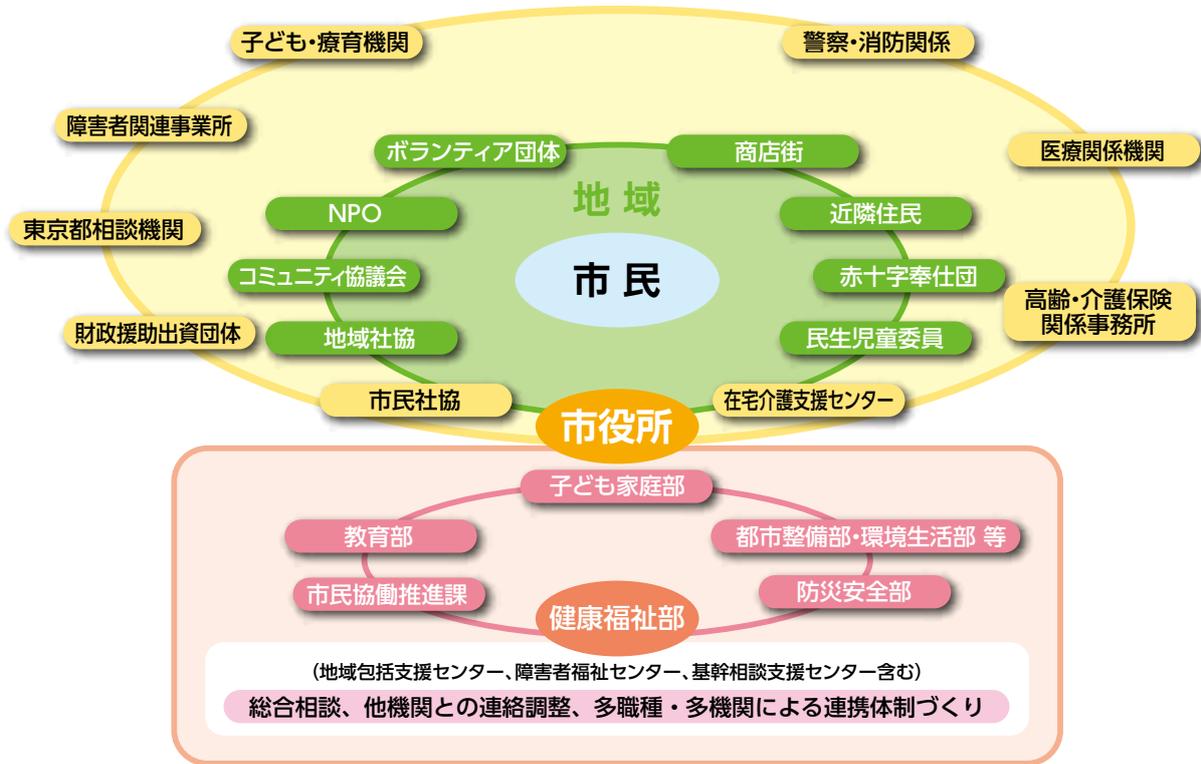
### (2) 障害児への支援

障害児とその親にとって地域での生活に困難が生じることがないように、生活全般について継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れることのないような仕組みを構築する。心身に何らかの障害のある子どもに対する早期からの療育を推進するとともに、障害児を育てる親の不安を軽減するための相談支援等を充実させていく。

### (3) 認知症高齢者施策の推進

高齢社会の到来とともに、認知症高齢者も増加している。市民の理解を進めるとともに、家族の精神的・身体的負担を軽減するため、相談事業をはじめとする支援などを充実させる。

■ 武蔵野市における地域リハビリテーションを推進する関係機関連携のイメージ



(4) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し

高齢者や障害者などが日常生活における判断能力が低下した場合でも、犯罪や虐待などの被害にあうことがないように権利擁護事業・成年後見制度の利用促進に取り組む。また時代の変化や制度の変更等に伴い現状に適さなくなっている事業については、有識者を交えて見直しを進める。

**基本** 3 **施策** 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

生活環境の変化や人間関係の摩擦が生じやすい社会環境から、誰もが多くの悩みやストレスを抱えている。また高齢化の進展に伴い、地域で活動する人材が増えると同時に、要介護高齢者、認知症高齢者など、生活のために支援を必要とする人

も増加している。穏やかに健やかに暮らし続けられるように、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。

(1) 予防を重視した健康施策の推進

市民がいつまでも健康で暮らし続けるためには、病気になってからの治療も重要だが、疾病を予防することも重要である。死亡原因の一位であるがんに対する対策や生活習慣病の予防など、健康で暮らし続けるための施策を推進していく。

(2) 健康を維持・増進するための施策

支援や介護が必要になっても、地域で暮らし続けられることは重要であるが、健康であり続けら

れることも大切である。そのため、メンタルヘルスや食育なども含めて、生涯を通じた健康づくりに取り組んでいく。

#### 基本 施策 4 誰もが地域でいきいきと輝ける ステージづくり

自分の活動に生き甲斐を感じ、またその活動と自身の存在を認められると人は輝きを増す。地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じることができるステージづくりを推進する。高齢者や障害者も、必要に応じた支えの中で「地域を活性化する存在」として輝きを放ち、地域の中でいきいきと暮らせるよう、余暇活動及び社会活動・社会貢献活動を支援していく。また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の支援をしていく。

##### (1) 高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者の増加は、地域人材の増加でもある。元気な高齢者が、積極的に社会参加するとともに、社会貢献するための場づくりなどについても検討していく。また、障害者や社会的引きこもり状態にある人も、地域にとって大切な人材である。誰もが地域での役割を持ち、また社会参加できるよう支援をしていく。

##### (2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者や障害者が、地域でいきいきと自立した暮らしを送るためには、就労も大切な要素である。そのため、高齢者については、公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターの就労機会拡充や地域での活動を支援していく。障害者については、就労支援センターを中心に学校、福祉施設、企業との連携を深め、個別の障害特性に配慮した支援を充実させていく。



シルバースポーツ大会

#### 基本 施策 5 住み慣れた地域での生活を 継続するための基盤整備

高齢者だけの世帯、高齢単身世帯の増加や障害者の高齢化が進み、生活していくうえで発生する様々な課題への対応が、本人や家族だけでは困難な状況が生まれてきている。そのため、相談受付や在宅生活支援サービスなどを24時間利用できるように体制づくりを推進していくとともに、福祉サービスをコーディネートする人材の育成や、福祉に関わる専門職の資質の向上及び人・団体のネットワーク強化によるサービスの質の向上に努め、生涯を通して地域で暮らすことができる仕組みづくりを推進していく。

公共施設の建替えなど基盤整備にあたっては、民間事業者や民間の各種施設との連携や役割分担などを前提として、特定の目的に限らない多機能型・複合型の施設整備を推進する。また、ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、自分らしくいられ、自分が必要とされていることが感じられるスペースや機会がごく普通にある地域社会の創出を行っていく。

##### (1) サービスの質の向上

必要な人へ必要なサービスをつなげる人材を育

成するため、研修や情報交換の場を設けることで、日頃蓄えた経験や知識の共有化を進めるとともに、事業者同士の連携を深めることでサービスの質の向上を図る。また、福祉サービス事業者の第三者評価受審を推進することにより、サービスの質の向上につなげるとともに、サービス利用の際の選択の判断材料を提供していく。

## (2) サービス基盤の整備

既存施設の老朽化や施設へのニーズ動向を見極めながら、「公共施設配置の基本的な方針」（第4章－3 本計画期間における基本課題「課題C」参照）に基づき、施設を計画的に整備していく。また、民間事業者等を誘導しながらグループホーム等の基盤整備を推進する。軽費老人ホームくぬぎ園は、高齢者、障害者サービスなど特定の目的に限らない、地域の拠点機能も含めた多機能型・複合型の施設としての整備を検討する。



グループホーム

### ■ 主な事業の実施予定及び事業費 \*事業費については、新規事業と建設事業を除き、レベルアップ分を記載している。 (単位：百万円)

主な事業	年度別計画（事業費）				
	24	25	26	27	28
心のバリアフリーの推進	5	3	3	3	3
ボランティア学習・福祉学習の推進					
市民が主体となる地域福祉活動の推進					
孤立予防への取組みの推進					
地域連携協議会（仮称）によるネットワークの充実	2	2	2	2	2
相談機能のネットワークの強化	1	1	1	1	1
児童発達支援センターを中心とした地域療育システムの構築	41	40	40	40	40
虐待防止への取組みの推進					
がん予防の推進					
キャリア活用による社会貢献活動の推進	1	1	1	1	1
福祉人材の育成	1	1	1	1	1
在宅生活を支えるサービスの充実	23	28	28	28	28
くぬぎ園など「公共施設配置の基本的な方針」に基づく施設の整備の検討					

## II 子ども・教育

この分野は、次の世代を担う子どもたちが健やかに育つとともに、子育て家庭にとっては子育てが楽しく充実したものになることを目的とする。

少子化の進行は親の就労状況や経済状況などにも影響を受け、一朝一夕に解決するものではないが、子どもたちが健やかに育ち、未来に向けて自ら力強い一歩を踏み出す力を身に付けるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目指して施策を推進していく。

### 基本 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への 施策 総合的支援

子ども・子育て支援策は、世帯構成や親の就業形態、経済状況、親子関係のあり方など様々に異なる状況への対応が求められている。加えて、家庭の教育力・子育て力を高めていくことも重要である。子どもたち一人ひとりが健やかに育ち、親が安心して子どもを育てられる社会を実現するために、すべての子どもと子育て家庭に基礎的サービスが行きわたるようにするとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対しては、個別性を踏まえたうえで適切な対応を行っていく。

また、保育サービスを充実させて子育てと仕事が両立できる環境を整えるなど、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。

なお、現在国において検討が進められている「子ども・子育て新システム」は、今後の子ども・子育て支援施策の根幹を大きく変える可能性があることから、その動向を注視し、適切に対応していく。

### (1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への 支援の充実

子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援を充実していく。学習機会の提供等による家庭の教育力向上や、ワーク・ライフ・バランスの推進等による子育てへの意識改革に向けた啓発を進めるとともに、子ども家庭支援センターに

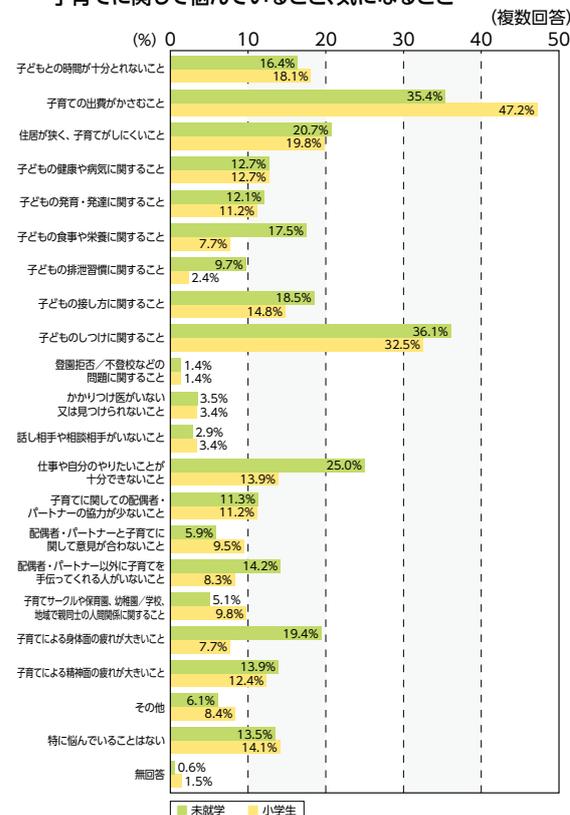
おける地域子育て支援機能を充実させていく。

### (2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育て中の親が、過度の不安感や負担感を持たず、日々の子どもの成長に喜びと生きがいを感じられるよう、支援を必要としている子育て家庭の個々の事情に応じた支援機能を強化する。子ども・子育て家庭に対するセーフティネット機能を

#### ■ 父母の子育て不安感

～子育てに関して悩んでいること、気になること～



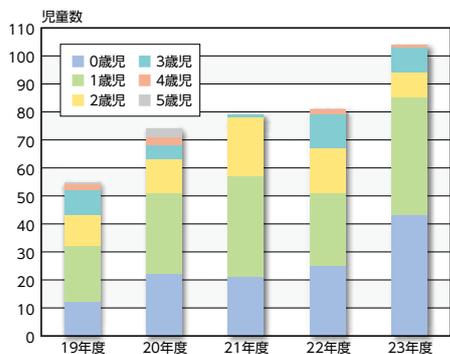
資料：武蔵野市子育て支援に関するアンケート調査（平成 21 年 3 月）

充実させるために、子ども家庭支援センターの相談機能、ひとり親支援機能等の強化を図るとともに、職員の専門性と対応力も向上させる。

### (3) 保育サービスの充実

保育園入園希望者は引き続き増加することが予想され、待機児童解消に向けた施策を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応を進める。公立保育園は、「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」に基づき段階的に公益財団法人武蔵野市子ども協会（以下「子ども協会」という）へ設置・運営主体の変更を進めている。移管に伴って生じた課題を検証するとともに、5園移管後に残る公立保育園の担う役割、あり方についても検討を行う。また、保育に関するサービス利用と負担とのあり方についての検討を行う。

#### ■ 待機児童数



資料：武蔵野市保育概要 2011



平成25年4月開設予定の境こども園(仮称)外観イメージ

## 基本施策 2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

これまでの子ども・子育て支援は「家族の絆」と「地域の絆」の観点を重視しながら、施策を展開してきた。しかし、今日家庭と地域とのつながりが緩むとともに、家族内の個人化の進行という二重の孤立傾向が顕著となっている。そのため、既存のネットワークに加えて、個をベースとする比較的穏やかな絆を何層にも重ね合わせて子どもや子育て家庭の孤立を防ぐ新たなネットワークを構築していく必要がある。

また、子どもや子育て家庭が、信頼できる情報に容易にアクセスできる環境を整備するとともに、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築する。さらに、支援を必要としているにもかかわらず自ら声をあげない、あげられないでいる子ども・子育て家庭に働きかけ、支援者とならないでいく体制も一層整備していく。

### (1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実

子育て家庭が地域の子育て支援団体や関係施設とつながり、継続的なサポートを受けられる仕組みを構築するとともに、子育てに関する情報提供の仕組みも充実させる。子ども家庭支援センターを核として、①子育て家庭同士や子ども・子育て家庭と支援組織をつなげる仕組みづくり、②行政や事業者の相談・サポート体制の充実、③民間・行政を問わず子ども・子育て支援に関する情報が包括的に集約され発信される環境の整備を重点的に進めていく。

### (2) 共助の仕組みづくり

地域で子育て支援を必要とする家庭を援助するファミリーサポート事業の推進や、NPOや地域

団体など多様な主体によるひろば事業・子育て支援事業の展開を検討するとともに、子育て自主グループの育成・支援、地域の子育て力向上を目的とした講座の実施など、新たな共助の仕組みづくりを進める。子どもが犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、子どもの安全を確保するため、引き続き地域で子どもを守る体制の強化を進める。

### 基本 施策 3 青少年の成長・自立への支援

子どもたちは家族や地域の人びとに守られ、多くの人の支援を受けながら日々成長していく。やがて自分が家族や地域の一員であることを自覚し、家庭や地域を支える存在となっていく。このようにして家庭も地域も、未来へと受け継がれていくものであるが、子どもたちにとっては地域とのつながりを実感しにくい面があるため、「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚をそれぞれの子どもたちが持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。

地域住民が主な担い手となっている地域子ども館あそべえ等を充実していくほか、子どもたちが発達段階に応じた判断力や行動力を身に付けられるよう、体験活動や武蔵野プレイスを活用した取組みを充実させていく。

#### (1) 小学生の放課後施策の充実

地域子ども館あそべえは、異学年・異年齢交流



地域子ども館あそべえ

の促進を目指し、スタッフのスキル向上や、専門性の高いスタッフの配置を行っていく。学童クラブでは、一時育成事業を実施するほか、特に支援を必要とする子どもへの対応力を強化していく。子どもたちが地域で過ごし、地域で育っていけるよう、地域住民による自主的な活動に対して、境冒險遊び場公園（プレーパーク）で実践している遊びに関するノウハウの提供や公園の利活用などの支援を行っていく。



プレーパーク

#### (2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

子どもたちが、体験等を通じて、豊かな人間性を身に付けられるよう、自然体験事業を実施していく。むさしのジャンボリー事業は、これまでの実績を踏まえたうえで実施方法等を検証し、担い手の確保などの課題の解決を図っていく。子どもたちの社会性や創造力を高めるため、子ども協会や公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団と連携し、武蔵野プレイスを活用した青少年支援事業を実施する。

#### (3) 地域活動への積極的な参画支援

子どもたちが地域の一員であるという自覚をもてるよう、地域活動に参画できる仕組みや参画しようと思える環境を整え、地域に支えられる側から地域を支える側への成熟を促す。

## 基本 4 子ども・子育て家庭を支援する 施策 体制・施設の整備

子どもや子育て家庭への支援は、様々な団体や機関等によって担われている。これらの団体や機関と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携し合いながら質の高い公共サービスを提供していくことが重要である。

武蔵野市全域の子ども育成活動全般について横断的、効率的、包括的に支えることを目的として設立された子ども協会と密接に連携しながら、乳幼児から小学生までを対象とする子どもの育成に取り組んでいく。また、子育て支援施設については、今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉え、長期的・全市的視点により再編・整備を進めていく。

### (1) 子育て支援実施体制の整備

市と子ども協会との役割分担を明確にするとともに、互いに連携しながら子育て支援施策を充実していく。地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業は運営主体の一体化による連携の強化と機能の充実を図るため、「小学生の放課後施策推進協議会」と協議しながら子ども協会への委託化を図る。また両事業の特色を踏まえながら、子どもの視点に立った放課後の居場所としてのより効果的な運営のあり方についても引き続き検討していく。幼児教育への関与のあり方については、有識者を交えて検討を行い、その振興を図る。

### (2) 子育て支援施設の整備

桜堤児童館は、その機能・役割を全市的に発展させ、将来的に0123施設化を図る。ただし、施設の一部については、平成24年度に「プレこども園」として使用した後、周辺地域における保育需要を勘案しながら、桜堤保育園分館としての利用を検討する。旧泉幼稚園跡地は、コミュニティ

センターとの役割分担を踏まえ、子育てひろば機能と保育サービス機能を有する、NPOや市民活動団体の運営による地域参加型の子育て支援施設及び公園として活用する。市立保育園について、運営のあり方の検討状況及び待機児童の状況を勘案しながら改築・改修計画を策定する。子ども協会に移管した認可保育園についても、改築・改修に対する支援を行っていく。

## 基本 5 次代を担う力をはぐくむ学校教育 施策

子どもたちは学校教育を通じ、基礎学力はもちろんのこと、社会に主体的に関わっていく力や、自分の考えや意志を表現しながらも他者を理解し受け入れる力を身に付けていく必要がある。そのため、学校、家庭と地域が連携しながら子どもたちを見守り、励まし、支援していくことが求められている。このように、地域に支えられた学校で子どもたちが育つことの意義を家庭や地域が再認識し、広く共有することが重要である。

確かな学力の向上に加えて、豊かな自然に触れる体験活動や知的好奇心を高める活動を今後も重視し、知性・感性を磨き、未来を切り拓く力を培う教育を実践していくとともに、学校、家庭、大学や企業なども含めた地域との連携や学校教育と生涯学習事業との連携を一層促進し、地域に深く根ざした教育を実践していく。また長期宿泊体験などを、子どもたちの自立に向けた重要な機会と位置づけ、これらを通じて次代を担う力を育成していく。さらに、子どもたち一人ひとりが置かれている状況に配慮し、特別支援教育や教育相談を一層充実させるとともに、学校や教員への支援体制の整備を推進していく。

### (1) 確かな学力と個性の伸長

自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等の育成を重視した指導を一層充実させていくとともに、子どもたちの興味・関心を高める授業を実践していく。確かな学力の向上のため、引き続き児童・生徒の習熟度に合わせた指導を充実させるとともに、学習支援教室を活用した学力補充の充実や、家庭と連携した学習習慣の確立に取り組んでいく。また、ICTを効果的に活用した授業を進めるとともに、情報モラルを含めた情報活用力の育成についても取り組んでいく。



ICTを活用した授業

### (2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

子どもたちの知的好奇心や豊かな人間性をはぐくむため、セカンドスクールなどの自然体験活動の質の向上を図る。また、子どもたちの豊かな感性や創造力を養っていくため、音楽や美術、演劇の鑑賞など文化・芸術活動を充実していくとともに、食育や環境教育などの取組みも引き続き推進していく。また、子どもたちの目を社会にも向けさせ、自己と社会との関係を考えさせるためのシチズンシップ教育やキャリア教育を推進する。



セカンドスクール

### (3) 学校と地域との協働体制の充実

子どもが育っていくためには学校、家庭、地域の緊密な連携が大切である。学校から家庭や地域への積極的な情報発信を行うとともに、開かれた学校づくり協議会など地域住民の学校運営への参画を推進する。また、地域の拠点として学校が果たす役割についても検討し、学校と家庭を含む地域との双方向の関係を強めていく。地域の企業や大学などの優れた教育資源の連携による特色ある授業を実践するため、これらの主体も含めた学校教育のネットワークを構築していく。

### (4) 特別支援教育・教育相談の充実

支援が必要な児童・生徒の個別の教育ニーズに応じて、より専門性の高い指導を行う必要があることから、児童・生徒の多様性に応じられる学びの場を整備していく。また、不登校やいじめなどに関わる児童・生徒への適切な支援を実施するため、校内の相談体制を充実させるとともに、教育支援センターによる取組みを推進していく。

### (5) 学校・教員支援体制の充実

教員に求められる能力や役割は多岐にわたっており、個々の教員をきめ細かく支援する教育アド

バイザーの活用を進めるとともに、職層別研修を充実し教員のスキルアップを支援する。これまで各校が個別に蓄積してきた研究成果等の利活用や教員支援の拠点として、教育センター機能の設置を検討する。設置の検討にあたっては、大学や企業、個人等の地域人材と学校とを結び付けるコーディネート機能や既存の教育支援センターとの機能連携などの研究も行う。

#### (6) 少子化に対応した学校教育のあり方の検討

すでに単学級の学年が生じている状況を踏まえ、小規模校の特性を活かした学校運営や学校教育のあり方を検討していく。児童・生徒が一層質の高い教育を受けられるよう、各学校の特色を活かした教育の展開や地域からの支援の活用などによる教育環境の整備を進める。小学校と中学校の連携を一層強めるとともに、幼稚園・保育園から小学校への接続をスムーズに行うための連携も推進していく。

#### (7) 教育環境の整備、計画的な学校整備・改築の推進

子どもたちの安全な学校生活や、地域の防災拠点としての観点から、学校施設・設備の定期的な点検・整備を引き続き実施していくとともに、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを推進する。校務情報や個人情報に対するセキュリティ対策を万全にしながらい C T 環境の計画的な整備を進める。

学校施設や調理場などの施設は老朽化が進んでいる。その整備・改築には大きな財政負担を伴うことから、長期的な方針を定めて計画的に行っていく。また、桜堤地区については、児童数の推移を勘案しながら、必要な対応を行っていく。

#### ■ 主な事業の実施予定及び事業費

\*事業費については、新規事業と建設事業を除き、レベルアップ分を記載している。

(単位：百万円)

主な事業	年度別計画（事業費）				
	24	25	26	27	28
子ども家庭支援センターの地域子育て支援機能の充実					
児童虐待等を含む養育困難家庭への支援の強化	2	4	4	4	4
待機児童解消施策の推進	308	270	270	270	270
多様な就労形態に対応した保育事業の展開	20	20	20	20	20
子育て支援ネットワークの連携の推進					
子育て自主グループや支援者の育成		6	6	6	6
地域子ども館あそべえの充実					
地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業の運営主体の一体化による連携の促進					
「公共施設配置の基本的な方針」に基づく桜堤児童館施設の再整備及び旧泉幼稚園跡地利用		200	80		
少人数指導による個に応じた指導の充実					
企業、大学等と連携した教育活動の推進					
教育センター機能設置の検討	1	未定	未定	未定	未定
少子化に対応した学校教育のあり方についての検討	1	1	1	1	
学校施設や調理場の計画的な整備・改築方針の策定		1	1		

## Ⅲ 文化・市民生活

この分野は、市民文化がさらに成熟すること、コミュニティが発展していくこと、生涯学習やスポーツなどが充実していくこと、そして産業の振興、交流や災害・危機に強いまちづくりを継続していくことで市民生活がますます充実していくことを目的とする。

市民の自主的なコミュニティづくりの考え方を継承しながら、対話を通してコミュニティのあるべき姿が市民の間で共有されることを支援するとともに、地域における様々な活動が活性化するような新たな仕組みの構築を進める。そして、市民の学習が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流から新たな学習やさらに多様な地域活動が展開されていく、そうした広がりを持った「参加と学び」の循環を作り出す。

### 基本 施策 1 地域社会と市民活動の活性化

本市では、コミュニティ構想に基づき、市民による自主的なコミュニティづくりが進められるとともに、防災・防犯、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、まちづくり等の幅広い分野で、市民と市が協力しながら行う活動や市民が自主的に行う活動により、多くの成果が積み上げられてきた。一方、核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、地域に暮らす人と人との関わりの希薄化や多くの人が地域社会への関わり方を見出せずにいることが問題となっている中、東日本大震災により近隣関係の大切さがあらためて認識された。孤立せず、周囲とつながりながら安心して暮らしていけるように、市民の中で議論を重ねることで、これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく。

#### (1) 地域のつながりの共有

コミュニティづくりにおける「自主」の根幹は、地域社会による自己決定と、その決定を他の地域や市が受け入れ、尊重することにある。市民が対話を通して地域のつながりを醸成・再確認し、市はそのつながりを共有するためのサポートを行う。コミュニティセンターは、市民の活動拠点として、また多世代が集う居場所として、より広く利用さ

れるようにしていくとともに、運営上の負担感等の解消を図るため、コミュニティセンターの機能や役割、管理・運営等のあり方について検討していく。

#### (2) 市民活動の活性化

つながりや多様性をベースに、地域の市民活動が一層活性化するためには、それらが①参加しやすく、お互いを縛りすぎないネットワークとして多数かつ重層的に存在し、②中心となる人物に過度な負担がかかりすぎない緩やかなつながりであり、③支える・支えられるという役割が固定したものではなく、それぞれが出番のあるような関係であること、また、④自らの活動をマネジメントできる力を持つことが必要である。市はその実現のため、武蔵野プレイスの市民活動支援機能の活用などを通じて支援や環境の整備を推進する。

### 基本 施策 2 互いに尊重し認め合う平和な 社会の構築

年齢、性別、人種等にかかわらず互いを尊重し認め合うとともに、それぞれの能力を発揮できる環境をつくることは、すべての人が心豊かな生活を送るうえで重要な要素である。引き続き、あらゆる生活の場において、誰もが共に活動に参画するとともに、その利益を享受し、責任を担う社会

を目指した取組みを推進する。また、暴力（DV）等が社会問題として顕在化していることから、一人ひとりが尊重される社会の構築を進める。

第二次世界大戦中に本土空襲の最初の目標地となった歴史を持つことから、本市は平和に対する強い願いを持ち続け現在の豊かな文化の基礎を築いてきた。引き続き一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、国際交流・協力等を通じて相互理解を大切にする社会を構築していく。

### (1) 一人ひとりが尊重される社会の構築

誰もが地域で自分らしく暮らすためには、互いに認め合い尊重し合える風土の醸成が重要である。偏見、差別がなく、虐待の起こらない社会の構築を目指す。

### (2) 男女共同参画計画の推進

男女が対等な立場で、あらゆる分野に参画する機会が確保され、性別によって不利益を被ることがない社会を実現する。そのために男女が共に個人としての生活を大切にし、社会に対しての責任を果たし、個性と能力を十分発揮できる環境をつくるとともに、互いが子育てや介護、地域活動へ参加できるよう、むさしのヒューマン・ネットワークセンターと連携しながら啓発活動なども推進する。

### (3) 平和施策の推進

戦争や争いが無いだけでなく、互いに人として尊重される社会が実現されることで真の平和がもたらされる。過去から現在、未来へと平和への思いをつなげていくため、市民の平和に関する学習を進めるとともに、戦争体験の伝承を継続していく。また、多様な文化、生活、習慣への理解が深まるよう、市民レベルの国際交流を通して平和の土台となる相互理解を深めながら、国内だけにとどまらず国際社会へも平和の意義を発信していく。



武蔵野市平和の日（11月24日）

## 基本 施策 3 市民文化の醸成

市民文化とは、音楽や絵画といった文化・芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや景観にいたるまで、市民生活全般に関わる有形無形の活動の集積の結果として生まれる成果である。本市は早くから都市基盤や市民文化の拠点となる各種施設の整備、緑を基調としたまちづくりを積極的に進めており、様々なコミュニティ活動等が行われてきたことにより、質の高い住宅環境や緑の景観が構築されるとともに、多様な市民文化が発展を遂げてきた。「訪れたいまち・住みたいまち」として高く評価されていることは、長い年月をかけて醸成してきた市民文化が評価されたことに他ならない。今まで築き上げられてきた市民文化を、これからも大切に守り育て、発展させていくとともに、住む人のみならず訪れる人や事業者等にとっても魅力的なまちであり続けるよう、今後も市民文化の醸成に努めていく。

### (1) 市民の文化活動への支援

市民文化は市民生活全般における活動の集積であり、長年積み重ねられた市民文化が現在の本市の豊かな魅力を支えている。地域における様々な文

化活動を一層活性化し、多様な市民文化を醸成し続けていくため、文化活動への支援を推進していく。

## (2) 文化活動の拠点となる施設の連携と利便性の向上

幅広い分野にわたって市の各部署が生涯学習事業、文化事業を行っている。各施設で実施される文化活動や生涯学習活動、スポーツ活動等を支援するとともに、文化施設、生涯学習施設、体育施設間の事業や運営における連携を強化し、利便性を向上させる。

## (3) 文化施設の再整備

市民文化の拠点である公共施設の中には、老朽化やバリアフリー等の課題を抱える施設や、他の施設と機能が重複している施設もあり、既存の役割、機能を勘案しつつ、総合的、計画的な観点から整備を推進していく。旧西部図書館は、市民が利用可能なスペースを備えた歴史資料館として再整備することとし、その活用方法については今後、検討を進める。吉祥寺美術館の拡充の可否の検討を行う。武蔵野公会堂と市民会館については、圏域ごとの面的な施設配置の中で求められる役割や位置づけを検討する。

## (4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進

現在のまちの姿は、まちづくりの理念を振り返り、歴史に学びながら、長年にわたり築きあげてきたものである。こうした温故知新の姿勢も大事

にしながら着実にまちづくりを進めていくことが、郷土意識の高まりや地域への愛着が深まることにつながるとともに、新しいまちの魅力を生み出すことにもなる。今後も、このようなまちづくりを推進しながら、まちの魅力や情報の発信による都市観光の推進につなげていく。

### 基本 施策 4 市民の多様な学びや スポーツ活動への支援

市民の生涯学習に対するイメージを、従来の講座等による学習のみならず自主的に行う様々な学びの活動にまで広げるとともに、市民の多様なニーズに応える「参加と学び」の循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。

地域における様々な学習と学校教育、市民団体や企業等の活動が有機的に結び付いていくような仕組みをさらに発展させていく。武蔵野プレイスは「図書館」を中心に多様な機能を併せ持つ知的活動、市民活動、また交流の拠点としての機能の中核を担っている。今後も、武蔵野地域自由大学や武蔵野地域五大学との連携を行いながら市民に学びの場を提供していく。

また、趣味、健康維持・保健指導や地域コミュニティ形成など、スポーツがもつ役割に柔軟に対応しながら、市民が地域で気軽にスポーツや運動を楽しむための環境を整備していく。

### (1) 生涯学習機会の拡充

学ぶ機会を求める市民の知的な欲求に応えるた



ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス

め、各主体間の連携、ネットワーク化の推進とともに多様に学び、参加できる機会の拡充を図っていく。また、市の各部署の所管事業を通じた学習機会の積極的な提供などによる、参加と学びへのきっかけづくりも推進する。

生涯学習に関する情報を分かりやすく提供するために、市の各部署、生涯学習団体、企業、地域の大学といった様々な主体の生涯学習情報の一元化・共有化を進める。

## (2) スポーツの振興

スポーツの目的は競技、気分転換、仲間づくり、レクリエーション、健康の維持、疾病予防など様々であるが、誰もが自分に合った運動を生活の中に取り入れ、楽しむ機会を得られるようにするため、既存施設の整備・更新を行うとともに、旧桜堤小学校跡地を利用し武蔵境駅圏に運動広場を設置する。また、運動やスポーツ活動を支える地域の担い手を育成していく。

## (3) 図書館サービスの充実

資料の収集やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びと課題解決を支援する機能の強化を図る。また、ICTの活用により図書館が直接保有していない情報へのアクセス環境を整備するとともに、外部データベースや地域アーカイブシステムを利用した学習活動の支援、電子図書を活用等についても検討を進める。また、多様な市民の要望に柔軟に応え、サービスを充実させるための運営のあり方についても検討していく。

## 基本 施策 5 地域の特性を活かした産業の振興

都内有数の商業集積である吉祥寺をはじめとする駅周辺の商業は、市全体のにぎわいや活力を生み出す原動力である。今後も、都市間競争を勝ち

抜くために、まちづくりと連動した商業振興策を実施する。一方、路線商業は地域のコミュニティにとって重要な存在であり、市民の日常生活を支える機能を担っているため、引き続き活性化を支援していく。また、新しい活力を生み出すとともに地域の課題解決となるようなコミュニティビジネスを育てることも視野に入れた起業支援、企業誘致のあり方を検討する。

農地は安全・安心な食料を提供しているばかりでなく、貴重な緑の空間であり、景観の醸成、生物多様性の保全、災害時の避難場所確保、農業体験機会の提供など、市民生活に潤いを与える重要な役割を担っていることから、引き続き保全を図っていく。



平成 22 年 10 月にオープンしたコピス吉祥寺

## (1) 産業振興に関する方針の策定

商工業のみならず農業、さらには都市観光を含めた産業振興に関する方針を有識者を交えて策定し、各産業において共通する他都市との競合、後継者不足等の問題に対する体系的な取組みを進める。また、本市の商工業振興の中核を担っている武蔵野商工会議所をはじめとする関係団体との連携を強めていく。

## (2) 商業の活性化

活力あるまちを維持・発展させていくためには、地元商業の振興が不可欠であり、経営者の高齢化に伴う商店会活動の担い手不足などの課題への対応に関する支援を行っていく。また、都市基盤整備とリンクした活性化策の実施や、来街者に対するまちの情報提供を充実させることで駅周辺のにぎわいを促進していく。路線商店については、身近な生活用品等の買い回りができ、また住民同士が交流できる場として活性化するように支援を進める。

## (3) 都市型産業の育成

武蔵野市は、全市的に大学や研究機関などの知的産業の基盤が揃っている。これらに集うヒト、モノ、情報を活かした情報関連・コンテンツ産業などを成長させるとともに、知識集約型・知的価値創造型の産業の育成、支援を図る。また、コミュニティビジネスの創出を誘導するとともに、産業として育成するための支援策の検討を行う。

## (4) 事業者支援・セーフティネットの充実

持続可能な社会を形成するためには、地域の経済を活性化させることも重要である。長引く不況に加え、東日本大震災の影響により停滞している企業活動が活性化するための支援や、安定して働けるためのセーフティネットの一層の充実を図る。

## (5) 都市農業の振興と農地の保全

安全・安心な農産物に対する市民のニーズに応えるため、人と環境にやさしい農業への取組みを推進し、生産者の顔が見える、地産地消ならでの農産物の供給を促進する。また、農地の保全とともに、市民が農地に触れる機会を維持していく。



市内産農産物

## 基本 6 都市・国際交流の推進

過密都市であり、消費地である本市は、市民生活に必要な様々な要素を地方に依存している。都市は単独で存在することはできないことから、引き続き友好都市等との交流を進め、相互理解を深めていく。青少年交流、相互理解、友好、平和等の多様な視点から、国際交流・協力にも継続的に取り組んでいく。さらに、市内に在住する外国人等への日常生活支援のために公益財団法人武蔵野市国際交流協会（以下、「国際交流協会」という）を中心に、情報提供、相談事業、留学生支援など、充実した事業を展開している。今後も、在住外国人にとっても本市が「住み続けたいまち」であるために、支援を強化していく。

### (1) 交流事業の多様化の検討

友好都市等との都市間交流は、都市と地方の関係についての市民の理解を深めることに寄与してきた。このような交流の意義を踏まえながら、市民相互の自主交流の発展につながるよう市民交流ツアーのあり方について検討する。また、アンテナショップ麦わら帽子の充実や情報交換、武蔵野市交流市町村協議会の活動をさらに発展させながら、友好都市間の相互支援体制を推進する。



アンテナショップ麦わら帽子

## (2) 市内に在住する外国人等への日常生活支援

市と国際交流協会の役割の明確化及び連携の強化を行い、市内に在住する外国人等への行政サービスの情報提供や地域コミュニティでの交流の促進等を行うとともに、日常生活における支援体制も推進する。これまで日本語以外の言語による市政情報の提供を行ってきたが、災害時における情報提供体制についても強化していく。

### 基本 施策 7 災害への備えの拡充

今後30年以内に首都直下型地震が発生する確率は70%と言われている。市内三駅は乗降客数が多く、また平日、休日を問わず来街者も非常に多い。そのため首都直下型地震が発生した場合は、建物倒壊や火災、ライフラインの寸断といった被害だけでなく、帰宅困難者の大量発生やその他交



災害対策本部の設置（平成23年3月11日）

通網の麻痺等に起因する問題も生じることが予想される。また、人口密度が極めて高く、多くの住宅地域で家屋が密集しているため、住宅の耐震性・耐火性を高めることが重要である。災害による影響を最小限に抑え、災害後の都市の機能の維持と速やかな復旧、復興を行えるよう、災害に関連する計画の策定及び見直しを行うとともに地域や関係機関との連携を進める。

### (1) 防災態勢の強化

東日本大震災により浮かび上がった様々な課題にも対応するため、地域における防災の仕組みを一層充実させるとともに、地域防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）の更新を適宜行っていく。また、災害時等における情報提供のあり方についても総合的な観点から検討する。このほか①保健・医療・福祉の連携の確立、②福祉避難所機能の充実による災害時の高齢者、障害者への支援の仕組みの強化、③周辺都市や友好都市間の相互支援体制などについても推進していく。

### (2) 災害に備えた都市基盤の整備

「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化等を一層進める。また、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促し、災害時における輸送路の確保を図るとともに、震災時の同時多発火災に備えた消防水利の整備等、災害に強いまちづくりを進める。さらに、災害が発生した場合には速やかに復興に取り組めるよう、都市復興のあり方、進め方についても検討していく。

### (3) 住宅の耐震化の促進

住宅が密集している地域は、大規模な震災の際には、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。そのため、老朽化した住宅を中心に耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑える。

**基本** 8 **多様な危機への対応の強化**

自然災害の他にも、市民の安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、またモラルの低下による様々な問題がある。これまでに様々な対策を積極的に行ってきたおり、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組みを発展させていく。体感治安の良さはまちに対する安心感と密接につながるものであり、都市の魅力を下支えする重要な要素である。それぞれの地区の特性に応じた防犯力の向上を図る。新興感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機に関して、情報収集と速やかな情報提供を行いながら対策を進める。

悪質商法や詐欺の形態が多様化し、手口も巧妙になっていることから、関係機関の緊密な連携によって被害の防止に努める。あわせて消費者の権利擁護、自立へ向けた情報提供等も行う。

**(1) 防犯力の向上**

市民や来街者が安心してすごせる、安全な環境づくりを推進するため、市民安全パトロール隊や自主防犯グループ等との連携、ホワイトイーグルによる地域の見守り活動の推進やブルーキャップによる安全・安心を維持する活動を継続していく。



安全・安心パトロール

また、ハイテク犯罪等の新たな形態の犯罪の防止の取組みを強化する。

**(2) 新しい危機への態勢の整備**

新たな感染症やテロ行為等の、予測や予防等が困難な新たな危機に対しては、都、周辺自治体、関係機関等と協力しながら情報収集と速やかな情報提供を行っていく。また、新たに対応が可能になった危機については、必要な態勢を構築するとともに対応策を講じていく。

**(3) 消費者の権利の擁護と自立の支援**

これまで地域と市が一体となって消費者保護等を行ってきたが、今後も、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、行政、警察、関係機関が連携しながら詐欺行為、悪質商法被害等の防止を図る。また、消費者一人ひとりが十分な情報を得て、的確な判断を行えるようにするため、消費者教育や情報提供、相談対応を充実させる。

■ **主な事業の実施予定及び事業費** \*事業費については、新規事業と建設事業を除き、レベルアップ分を記載している。 (単位：百万円)

主な事業	年度別計画 (事業費)				
	24	25	26	27	28
コミュニティのあり方の検討		6			
市民活動団体相互のネットワーク形成と活動支援					
市民活動促進基本計画の推進					
男女共同参画計画の推進	20	19	16	16	16
まちの魅力や情報の発信と共有		5	10	10	10
生涯学習関係団体活動支援と多様な事業主体との連携の推進	12	12	12	12	12
武蔵境駅圏への運動広場の設置 (旧桜堤小学校運動広場 (仮称))		84	未定		
産業振興に関する方針の策定		13	13		
地域の防災力の向上	27	30	30	30	30
災害時の保健・医療・福祉の連携づくり					
地域防災計画の見直し	10				
パトロール隊との連携による地域防犯力の向上	1	1	1	1	1

## IV 緑・環境

この分野は、市民一人ひとりや事業者等との協力により、緑豊かな都市、環境と共生する持続可能な都市を構築し次世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的とする。

これまで人口増加や経済活動の広がりに伴って、資源消費や環境への負荷を増大させながら、利便性の高い豊かな暮らしが求められてきた。しかし、これからの社会の展望は成長・拡大型ではなくなっており、緑を守り環境と共生する都市を構築していく中で豊かな暮らしが生まれていくという価値観やライフスタイルへと転換が求められている。地球環境や自然環境の有限性を意識し、環境に配慮した生活への転換を、市民とともに進めていく。

### 基本 施策 1 市民の自発的・主体的な行動を 促す支援

昭和 48 年に全国に先駆けて「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、市民、事業者、市などが一体となって「緑」を共有財産として守り、はぐくんできた。また、持続可能な社会の形成に向けて、温室効果ガス排出量削減など環境への負荷低減に積極的に取り組んできた。これからもさらに緑豊かで環境負荷低減型の持続可能な都市を目指し続け、これを次世代に引き継いでいく。市内緑被地の約 60%を民有地が占め、本市の温室効果ガス排出量の約 70%を民生部門が占めていることから、市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な行動が必要不可欠である。そのため、各主体間の連携を強化していくとともに、自発的な行動を促進していく。

#### (1) 緑・環境に関する意識の醸成

市民、事業者が、緑や環境に関する現状、課題や大切さについての認識を高めていけるよう、環境学習・環境教育の体系化、環境学習機会の拡充やわかりやすい情報提供等を行っていく。また、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設に合わせて環境情報の受・発信機能及び普及啓発の基盤の整備についても引き続き検討していく。



むさしの環境フェスタ

#### (2) 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進

多くの市民、事業者が緑や環境の大切さを意識し、行動へ踏み出していくための仕組みを整備していく。環境配慮行動に関する情報提供や各種補助制度を継続するとともに、事業者の経営や開発事業における環境への配慮を促すより有効な誘導や支援のあり方についても検討を進める。様々な主体による緑や環境に関する行動が、持続的に行われるとともに、自主的な活動につながるよう、各主体間のネットワークづくりを推進していく。

## 基本施策 2 環境負荷低減施策の推進

ごみ焼却や都市基盤整備における環境への負荷だけではなく、公共サービス提供のために実施しているすべての業務を含めて、市の活動は資源やエネルギーの消費を伴っている。そのため、環境と共生する地域社会を目指して、省資源化・省エネルギー化の推進や新エネルギーの活用に取り組むとともに、自然環境や地球環境に配慮したまちづくりなどを一層推進していく。

### (1) 都市基盤整備における環境負荷低減の推進

市は、事業実施主体となる道路や建築物等の公共施設の整備・更新にあたって、環境への負荷が少ない技術・工法の導入、リサイクル材の積極的な活用または適切な維持・管理による耐用年数の延伸化など、建設から廃棄に至る公共施設のライフサイクルにおいて環境負荷を低減していく。

### (2) 低炭素社会に向けた施策の推進

市は、これまでも率先して公共施設において照

#### ■ 公共施設における太陽光発電設備設置状況 (平成 23 年 4 月)

	設置場所	容量(kW)	設置時期
1	市庁舎車庫棟屋上	1.8	平成6年4月
2	千川小学校校舎屋上	0.08	平成7年3月
3	テンミリオンハウスそらの家	3.3	平成12年3月
4	関前南小学校校舎屋上	30	平成12年12月
5	0123 はらっぱ	20	平成13年3月
6	市庁舎車庫棟屋上	30	平成14年3月
7	本宿小学校校舎屋上	30	平成14年3月
8	桜野小学校体育館屋上	10	平成14年3月
9	市民の森公園	3	平成14年12月
10	井之頭小学校校舎屋上	30	平成15年3月
11	第四小学校校舎屋上	30	平成16年3月
12	大野田小学校校舎屋上	20	平成17年3月
13	境南小学校校舎屋上	30	平成18年3月
14	第三小学校校舎屋上	30	平成19年3月
15	第五小学校校舎屋上	30	平成20年3月
16	市営北町第1住宅壁面	3.8	平成20年3月
17	第一小学校校舎屋上	30	平成21年3月
18	市営桜堤住宅屋上	5.86	平成21年12月
19	第二小学校校舎屋上	30	平成22年3月
20	桜野小学校校舎屋上	10	平成22年3月
21	第六中学校校舎屋上	30	平成23年3月
	計	407.84	

資料：環境生活部環境政策課

明設備のLED化や空調設備のインバータ化、太陽光発電、クリーンセンター熱源利用などの導入を推進してきた。また市民・事業者においても環境意識の高まりとともに省エネ・省資源への取組みが行われ、市はそうした取組みに対して啓発や支援を行ってきた。今後もこれらの施策を推進していくとともに、省エネルギー・新エネルギーを取り巻く制度や技術の進歩の動向を注視しながら、本市における取組みについて研究する。

## 基本施策 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑は、人工物で覆われたまちの景観を和らげ、市民に公園などの活動場所を提供し、またヒートアイランド現象の緩和や動植物の生息空間創出、災害から市民を守る防災機能等、都市において重要な役割を持っていることから、市民とともにまちの共有財産である「緑」を守り、はぐくんでいく必要がある。そのために、今後も「緑」を単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市域を越えた広域の緑といった空間も含めた広がりをつながりをもって捉えながら、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。



境山野緑地

### (1) 緑の保全と創出

今ある緑を永続して確保していくために借地公園等の買取りを進めるとともに、緑の創出のために旧東町図書室や八幡町コミュニティセンター等公共施設移転・廃止後の市有地を新たな緑地へと活用する等、必要な公園緑地の整備・拡充や公共施設の緑化を推進し、緑を守りはぐくんでいく。また、減少傾向が続く民有地の樹林、生垣や農地を保全・創出していくため、誘導と支援の両面から新たな制度の検討を進める。

### (2) 緑と水のネットワークの推進

レクリエーション機能、都市景観改善、生態系保全などに着目しながら、水辺空間を整備するとともに、街路樹や公園緑地等をつなぐ散策路の整備を図ることなどにより緑のネットワーク化を推

進する。さらに、生物多様性に関する積極的な情報提供と学習機会の提供を進めながら、緑と水がもたらす都市における生物多様性を保全するための方針を策定する。

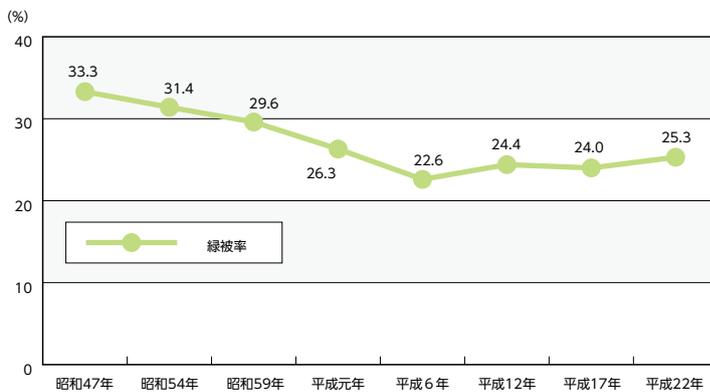


関前公園とんぼ池かいぼり

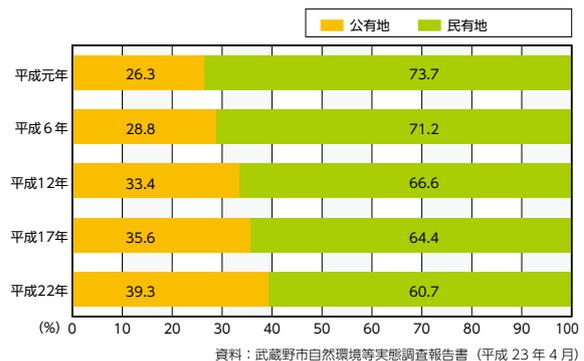
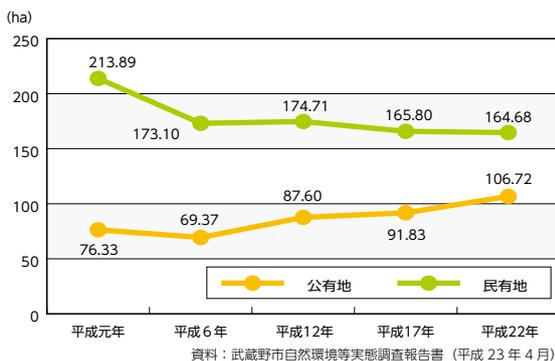
### (3) 広域の緑の保護・育成

自然環境の恩恵を受しながら活動する都市の責務として、これまで「二俣尾・武蔵野市民の森」や「奥多摩・武蔵野の森」、檜原村の「武蔵野水道・時坂の森」といった東京の森林（緑）を積極的に保全・育成してきた。これからも、森林が持つ水源かん養、地球温暖化防止等の多面的機能に注目しながら、自然体験学習を進めるとともに、様々な主体と連携することで市域を超えた森林保護・育成等を推進していく。

#### ■ 緑被率



#### ■ 民有地の緑と公有地の緑



基本  
施策

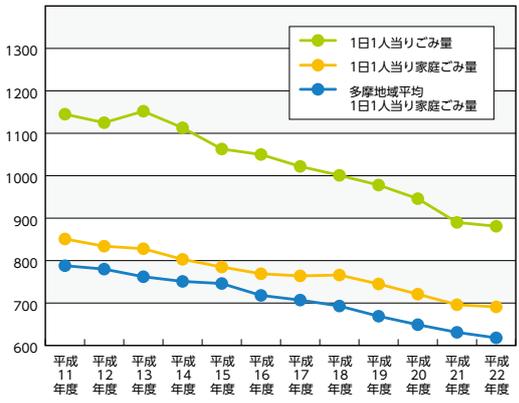
4 循環型社会システムづくりの推進

市民、事業者、市が一体となっごみの減量・資源化等に取り組んできたが、依然として本市のごみ・資源物の排出量は多摩26市の平均を大幅に上回っている。そのため、啓発活動・情報発信による排出者責任の明確化やごみ減量に向けた具体的な目標値設定等を行い、市民一人ひとり・事業者等と連携しながらごみの発生・排出抑制を一層推進していく。また、ごみの排出量はゼロにならないことから、排出されたごみについては、経費や環境負荷が小さい、安全で効率的な資源化及び処理システムの構築に向けた研究を進めていく。

(1) ごみ発生・排出抑制の徹底と資源化の推進

生産・流通・廃棄・処理の各過程におけるごみ排出者としての市民及び事業者等の役割と責任を明確化することで、ごみ発生・排出抑制を推進する。また、拡大生産者責任を徹底させるため、法制度の見直しを国等に働きかけていく。市民・事業者と連携しながらごみの資源化・エネルギー化を一層推進することで焼却ごみの減量を図るとともに、最終処分場の利用可能年限延伸のため、東京たま広域資源循環組合によるエコセメント事業への支援を継続する。

■ 1日1人あたりごみ排出量の推移



資料：環境生活部ごみ総合対策課

(2) 新クリーンセンター建設と安全で効率的なごみ処理の推進

ごみ処理に係る環境負荷や経費等に関する情報提供を積極的に行うとともに、安全で効率的なエネルギー回収などについて市民と協議しながら新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業を推進する。ごみの収集頻度や回収方法等について必要な見直しを行っていくとともに、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化を踏まえながら、他の自治体等とも連携し、広域でのごみ処理及び資源化についても研究を進めていく。



新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

基本  
施策

5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

都市化の進展や社会環境の変化に伴い、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの公害に加えて、異常気象や放射能汚染など新たな環境問題が生活に影響を及ぼしている。これらの問題には、一自治体のみでは解決困難なものやどこまで関与すべきか慎重に考えるべきものもある。しかし市民生活に最も身近な基礎自治体として市は、国・都とともにそれぞれの役割と責任を果たしていくなかで、市民の不安を取り除き良好な生活環境の確保に努めていく。

一方、近隣関係のトラブルやまちの景観の悪化といった問題が起こっている。このような問題は、本来コミュニティにおいて解消されるべきであるが、市民とともに対応を進めていく。

### (1) 都市化の進展や社会情勢の変化に伴う新たな環境問題への対応

市は、有害化学物質による大気・土壌汚染や原子力発電所事故による放射能汚染のような新たな環境問題に対する市民の不安を解消するための対応を行っていく必要がある。そのためには、その規模と状況に応じて事業者、他自治体、国等との適切な連携が重要となる。市はこうした連携を通じながら、情報収集や的確な情報提供、リスクの防止・低減などに取り組み、市民の安全・安心を確保していく。

### (2) 生活形態の多様化や価値観の変化に伴う生活環境問題への対応

近隣間の生活騒音、雑草の繁茂や樹木の枝葉の越境、犬猫による鳴き声等の市民生活に起因する生活公害は、法や条例による規制に馴染むものではない。市がどこまで、どのように関与するかを検討しながら、市民・地域コミュニティとともに対応を進めていく。また、市民が安心して生活できるように、環境美化と安全で清潔なまちの維持に引き続き取り組んでいく。

■ 主な事業の実施予定及び事業費 \*事業費については、新規事業と建設事業を除き、レベルアップ分を記載している。(単位：百万円)

主な事業	年度別計画（事業費）				
	24	25	26	27	28
緑・環境に関する情報発信、啓発事業の推進	1	1	1	1	1
環境配慮行動普及のための制度の充実	8	8	8	8	8
新エネルギー導入の推進	18	18	18	18	18
公共施設における環境負荷低減施策の実施	30	30	30	30	30
公園緑地の整備・拡充	980	980	980	980	980
公園・緑地リニューアル計画の推進	170	170	170	170	170
民有地のみどりの保全と創出の推進	18	20	20	20	20
仙川水辺環境整備基本計画の推進	141	100	100	100	100
千川上水整備計画の推進	28	28	28	28	28
資源物回収・資源化処理の推進及びごみの最終処分量の削減	49	49	49	49	49
新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業（効率的なエネルギー回収等の焼却システムの検討）		135	1,295	2,915	2,285
新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業に伴う施設・周辺整備		未定	未定	未定	未定
新たな環境問題への適切な対応	未定	未定	未定	未定	未定

## V 都市基盤

この分野は、都市活動の基盤となる道路や上下水道等の整備とともに、都市計画マスタープランや地域ごとに市民が定めるまちづくりのビジョンなどを共有しながら、計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

本市は、早くから都市基盤整備に着手してきたが、現在は、それらの都市基盤が大規模修繕や更新の時期を迎えている。都市基盤の再整備は避けられないものであるため、将来へ向けて持続可能な都市となるよう効果的に財政投資を図っていく。

### 基本 施策 1 地域の特性に合ったまちづくりの推進

市域の土地利用に関する一定の規制・ルールが都市計画に定められているが、住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するためには、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのためには地域住民がまちづくりに関するビジョンを定めるとともに共有する必要がある。

今日、近隣関係の希薄化等が進んでいるが、地区のまちづくりビジョンを描き、実現していく過程では、地域参加・市民参加が必須である。個々人のまちづくりへの関心を高めながら、地域と連携することで、地区単位のまちづくりを推進していく。

#### (1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開

まちづくり条例に、市民のまちづくりへの提案制度等を定めた。地域の合意形成を前提としたこの制度の活用を促すために、市民によるまちづくり活動に対して情報提供等をはじめとする支援のあり方について検討を進める。また、時代や環境の変化等にも的確に対応し、まちづくりに関する施策を効果的に推進していくため、運用の実績を踏まえながら、まちづくり条例の必要な見直しを行っていく。

#### (2) まちづくりに関する情報の共有化

市民、事業者、市が連携・協働してまちづくり

を進めていくためには、まちづくりのプロセスにおける情報の共有が重要である。そのため、まちづくりに関する個別計画や個別事業の進捗状況に関する情報提供を行う。まちづくりの方向性を示す都市計画マスタープランを市全体で共有するとともに、地域のまちづくりに関して市民がビジョンを策定する過程を支援する。

#### (3) 土地利用の計画的誘導

用途地域等の都市計画決定権限が、都から市に移管されることから、これまでも増して主体的に土地利用を誘導していく必要がある。都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を図りながら、地域の特性にあった土地利用を誘導する。また、土地利用の動向を定期的に把握し、その結果を適正な土地利用の基礎資料として活用する。

#### (4) 調和のとれた都市景観の形成

すでに全域が既成市街地化されていることから新たな開発の余地は少なく、より良い住環境に向けて調和のとれた街並みの形成を進める必要がある。一方、駅周辺の商業地では、乱立した看板等がまちの景観や魅力を阻害している。そこで、良好な景観の実現に向けた景観まちづくり方針を策定するとともに、景観計画、景観ガイドラインや屋外広告物ガイドライン等による具体的な取組みを進める。

**基本  
施策** 2 都市基盤の更新

本市は、早期に市の全域が市街化されたため、都市の基本形態はほぼ完成された成熟した都市である。一方、高度成長期に整備された上下水道をはじめとする都市基盤は更新時期を迎えており、それに要する事業費は非常に大きな額になる（第4章-3 本計画期間における基本課題「課題D」参照）。近年では異常気象による集中豪雨による浸水被害の発生や、東日本大震災の発災もあり、都市基盤整備の重要性が再認識されている。都市基盤の更新は、都市が存続する限り、継続的に実施していく必要があることから、中長期的な財政状況等も勘案しながら、計画的に実施することで、事業費の軽減と平準化を図る。

**(1) 都市基盤の再構築と運用管理**

老朽化が進む都市基盤については、施設の運用管理を徹底することで長寿命化を図り、施設の質の維持に努める。また、更新に要する財政負担については、世代間の公平の観点も考慮し、事業費の軽減と平準化を図っていく。

**(2) 広域連携や市民との協働による道路等の管理**

道路や上下水道等は、ネットワークが構築されることにより機能を発揮するものであり、都や周辺区市との連携による整備を推進する。また、道路や公園等の地域社会をつなぐ都市基盤は、地域コミュニケーションの場でもあり、そこでの清掃活動や緑化活動は地域コミュニケーションを醸成する機会でもある。これらのことを市民と市が共有し、市民や多様な主体の参加を得ながら、まちづくりを進めていく。

**(3) 建築物の適正な維持管理、安全対策の推進**

建築確認・検査における指定検査機関や建築事

務所協会等の民間関係機関との連携強化に取り組むとともに、雑居ビル等の火災やエレベーター・エスカレーターによる事故、外壁落下事故等を未然に防止するため、定期報告制度を積極的に活用するほか、警察・消防等の関係機関や民間関係機関との連携により建築物の安全対策の推進に継続的に取り組む。また、巡回・情報収集等により違反建築への対策の徹底・未然防止に取り組む。

**基本  
施策** 3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

本市は、東西に横断する鉄道と、鉄道駅から南北方向につながるバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて、地域公共交通の利便性が高い都市である。地形が平坦であることから自転車利用も多い。自転車は環境に優しい移動手段であるが、交通ルールやマナーの啓発を行い、安全な交通環境整備を進めていく。

これまでユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから、安全で快適に移動できる交通環境の充実がより一層求められる。歩行者重視の視点により、だれもが安全で快適に移動できるよう、各交通機関のバランスを図りながら、交通環境の整備を推進する。

**(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進**

バリアフリー新法に基づき高齢者、障害者等が利用する建築物や公園もバリアフリー化の対象とするとともに、重点整備地区はもとより、同地区以外の施設についてもバリアフリー化の取組みを推進することで、すべての人が、地域の中で快適な暮らしを送れるよう人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

## (2) 歩いて楽しいまちづくりの推進

健康増進や環境負荷の観点からも、歩いて楽しいまちづくりを推進する。また、駅周辺にはまちの魅力を発信する地域資源が多数あり、回遊することによってまちの魅力を直接感じることが、まちの楽しさとなり、来街者の増加にもつながる。そのため、歩行者が安全に楽しく歩くことができる道路空間づくりを推進し、駅周辺の回遊性の向上を図っていく。

## (3) 移動手段の分散化と交通環境の整備

駅周辺には、バス・タクシー・自転車といった多様な移動手段が集中する。交通混雑を緩和するためには、特定の移動手段への過度な依存は避けて、分散化を進める必要がある。各移動手段がスムーズに連携する交通環境の整備や機能分担等の検討を推進する。

## (4) 公共交通機関の利用促進

バス交通を補完するムーバスのネットワークが構築されたことにより、交通不便地域は解消されたが、省エネルギー社会の構築や地球環境保全の観点からも、これらの公共交通機関の利用を促進していく必要がある。今後も、さらに利用しやすくなるよう関係機関等との連携を推進する。

## (5) 自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発

自転車は環境に優しく、また健康増進にも寄与する移動手段でもあることから、歩行者・自転車・自動車共存できるような環境整備と交通安全対策を図っていく。一方で、駐輪場の整備を進めてきたことにより放置自転車は減少しているが、すでに市内三駅の周辺には1日約3万台もの自転車が乗り入れているため、公共交通機関の利便性の向上等にも取り組み、多様な移動手段の利用

を促進していく。あわせて、交通事故の半数が自転車に関連する事故でもあることから、自転車の安全な利用のために交通ルールやマナーの啓発を引き続き推進する。



かえで通りの自転車道



自転車安全教室

## 基本施策 4 道路ネットワークの整備

本市の幹線道路は、はしご型に配置されており、その整備率は約57%と区部並みの高い整備率になっているが、休日等には駅周辺を中心に交通渋滞が発生している。道路はネットワークを形成することにより機能を発揮するものである。防災の観点からも道路ネットワークの重要性は再認識されており、さらに整備を推進していく。

整備の推進にあたっては、歩行者空間の充実や、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。

■ 都市計画道路 路線図



■ 都市計画道路 (市施工)

平成23年3月31日現在

図対番号	都市計画道路番号	計画		施行済	施行率	計画決定
	名称	幅員m	延長m	延長m	延長比%	年月日
①	3・6・1号 下連雀境南線	11	1,110	771	69.5%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
②	3・4・2号 三鷹駅南口寺南線	16	750	750	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
③	3・5・5号 三鷹駅八丁通り線	15	520	520	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
④	3・3・6号 調布保合線	25	770	770	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑤	3・4・7号 三鷹駅国分寺線	16 (12)	2,540 (590)	2,540 (590)	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑥	3・4・8号 吉祥寺本町線	16	230	230	100.0%	昭和39年10月23日 建設省告示3,030号
⑦	3・5・9号 水吐桜堤線	12	980	980	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑧	3・4・13号 井の頭本田線	16	1,330	0	0.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑨	3・3・14号 吉祥寺駅南口線	22	50 (広場1,900)	50	100.0% (広場0.0)	昭和39年10月23日 建設省告示3,030号
⑩	3・3・15号 吉祥寺駅北口線	22	240 (広場10,400)	240 (広場10,400)	100.0%	昭和39年10月23日 建設省告示3,030号
⑪	3・5・17号 下連雀伏交通り線	12 (12~18)	2,160 (194)	1,820 (194)	84.3%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑫	3・3・18号 三鷹駅北口線	22	320 (広場6,050)	320 (広場6,050)	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑬	3・5・19号 中央通り線	15 (16) (22)	960 (270) (180)	960 (270) (180)	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑭	3・4・20号 野崎武蔵境駅南口線	16 (20)	590 (60) (広場6,200)	590 (60) (広場6,200)	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑮	3・5・21号 武蔵境駅境南線	15	60	60	100.0%	昭和45年4月28日 武蔵野市告示第44号
⑯	3・3・23号 武蔵境駅北口線	22	160 (広場6,700)	160	100.0% (広場0.0)	昭和61年8月12日 東京都告示第876号
⑰	3・5・25号 桜堤中央通り線	12	740	740	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑱	3・4・26号 新小金井久留米線	16	920	0	0.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑲	3・4・27号 寺前境南線	16	150	0	0.0%	平成6年5月11日 東京都告示第599号
⑳	7・6・1号 三鷹駅万助橋線	10	1,140	400	35.1%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
㉑	武鉄中付1	6~13	70	0	0.0%	平成6年5月11日 武蔵野市告示第38号
㉒	武鉄中付2	10.5	300	0	0.0%	平成6年5月11日 武蔵野市告示第38号
	合計		16,090	11,901	74.0%	

資料：都市整備部まちづくり推進課

### (1) 生活道路の整備

住宅地内の身近な生活道路は、身近な公共空間であり、住宅から幹線道路までの移動経路でもあることから、歩行者の安全性、快適性や楽しさを重視した整備を進めていく。また、生活道路内に安全な歩行者空間を確保するため、関係機関や市民との連携や協力のもと、交通規制・交通ルール及びマナー向上などの取組みを推進することで、歩行環境の整備を図っていく。

### (2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進

市内の都市計画道路網の整備率は、市施行分は74%の進捗であるが、都施行分は約46%と低い状況である。特に、五日市街道、井の頭通り、女子大通り等は地域間を結ぶ幹線道路であることから、これらの事業化について都へ要請を行っていく。また、武蔵境駅周辺等のまちづくりに連動する都市計画道路の整備を進めながら道路ネットワークの完成を目指していく。

### (3) 外環への対応

地下方式に変更された都市高速道路外郭環状線については国等の動向を注視し、引き続き市民の抱く不安や懸念を払拭するため、大気質や地下水等の環境への影響や安全性などについて慎重に検討することや、事業の各段階に応じて、必要な情報提供を国に求めていく。また、外郭環状線の2については地域の安全性の確保、交通環境の改善等とともに、地域分断や住環境の悪化など市民の抱く懸念や不安を十分に踏まえた総合的な検討が必要となる。今後も市は地域住民の意見を十分に尊重するとともに、データを踏まえた都市機能の向上や沿線地域との連携等について適切な対応を検討し、国や都にその対応を求めていく。

## 基本 施策 5 下水道の再整備

下水道は、昭和62年には普及率100%を達成したが、初期に布設したものは既に更新時期を迎えており、今後は多くの管きよが一斉に更新時期を迎える。また、下水道の9割以上が合流式であり、汚水と雨水の排除が同時であることから、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま善福寺川や神田川等へ放流されてしまう問題がある。市内に終末処理施設を持たないことから、下流域への配慮を欠かしてはならない。そのために、都や関係区市等との連携により、広域的な視点で施設全体の整備を推進するとともに、応分の費用負担を行う責務がある。下流域への配慮に加え、地下水涵養による良好な水環境の創出のため、雨水浸透ます等の雨水貯留浸透施設の設置を行政、市民の役割分担で進めていく。

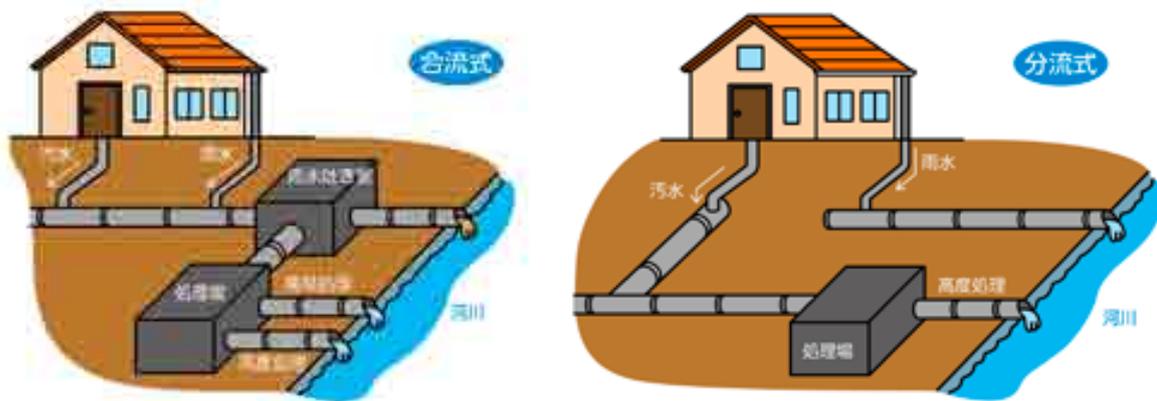


雨水貯留浸透施設の設置工事

### (1) 下水道経営の健全化

早い時期に管網の整備を終えたことから、起債償還費のピークは過ぎており、本市の下水道特別会計は単年度収支は黒字であり、使用料単価も全国平均や周辺市よりも低くなっている。しかし、今後は管きよの更新や浸水対策、都の水再生セン

■合流式と分流式のイメージ図



ターの増改築等に伴う負担金の発生などにより、歳入不足となることが懸念されるため、状況を市民に説明しながら下水道使用料の見直しも検討し、下水道経営の健全化を進める。

(2) 下水道総合計画の推進

継続的に良好なサービスを提供するとともに、限られた財源の中で、下水道施設の老朽化対策、都市型浸水や地震への対応、地下水の涵養等の多様な課題に着実に対応していくため、下水道総合計画に従い重点的かつ計画的に事業を推進していく。

(3) 下水道臭気対策の推進

ビルの地下には、汚水、雑排水、厨房用排水等を一時貯留する排水槽（ビルピット）があるが、この排水槽中で腐敗が進行すると下水道管への放流時に、雨水ます等から悪臭を発生させる場合がある。特に吉祥寺駅周辺等において、臭気が発生しており、自主的な設備の改善を支援するための助成制度の活用などこれまで以上に建物所有者への協力要請を求めながら下水道臭気対策を進める。

(4) 新たな水循環システム確立と水害対策の推進

本市の下水道は大半が合流式下水道であるため、未処理下水やきょう雑物の河川への流出を抑制す

るための合流改善対策を積極的に推進する必要がある。また突発的な集中豪雨等による浸水被害を低減するため、雨水貯留浸透施設の整備や住宅への雨水浸透施設設置の促進等を行い、神田川・善福寺川流域等の環境向上を進めるとともに、新たな水循環システムの確立を目指す。

基本 6 住宅施策の総合的な取組み

住まいは、市民一人ひとりにとって生活の原点であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもある。また、都市や景観を構成する重要な要素でもあり、緑豊かで良好な住環境は市民共有の財産である。

本市では、まちづくりや福祉的な視点を含めて住宅施策を総合的に推進してきており、高齢化社会の進展に備えて、福祉分野等との連携を強化していく。その際、民間の住宅供給者等との協力関係は必要不可欠であり、公的住宅供給者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携を継続していく。また、市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点も勘案しながら管理運営を行っていく。

### (1) 計画的な住宅施策の推進

良好な住環境を次世代に引き継いでいくため、まちづくりや福祉等の関連する施策分野や民間住宅供給事業者等と連携を図りながら、住宅施策を総合的、計画的に展開していく。また、市営住宅、福祉型住宅については、市民全体の公平性の観点等も勘案しながら、効率的で適切な管理・運用を行っていく。

### (2) 多様な世代・世帯に適応する住まいづくり

ライフステージやライフスタイル、世帯構成に応じた住居の選択を後押しするための支援として、住み替え支援制度を推進する。また、国や都による住宅に関する各制度の活用や他の住宅供給事業者との連携を進め住宅供給を誘導していく。

### (3) 良質な住まいづくりへの支援

住まいの質を高めるため、専門家や住宅に関連する団体との連携を推進するとともに、良好な住環境が形成されるよう、まちづくり関連部署と連携し、開発業者に対する指導を継続していく。

市民の世帯の7割がマンション等の集合住宅に居住しているため、定期的な管理等に関する実態把握を行うとともに、建替え・改修や適切な維持管理に関する支援を行う。また、マンション等の集合住宅と周辺地域とのコミュニティ形成や連携・協力関係の構築を支援していく。

## 基本 7 三駅周辺まちづくりの推進

鉄道駅を中心として形成されているまちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かしたまちづくりを推進する。

### (1) 吉祥寺地区

本計画の期間内に吉祥寺駅の大改修が完了予定

であるが、これは数十年に一度の機会であり、魅力あるまちづくりにつなげる必要がある。特に近接する井の頭公園を活かしたまちづくりとともに、南口駅前広場の完成を急ぐ必要がある。そのため、進化するまち『NEXT-吉祥寺プロジェクト』に基づき、駅前広場や南北骨格軸の整備等を進めることで、「回遊性の充実」、「安全・安心の向上」を目指したまちづくりを推進する。



吉祥寺駅南口



吉祥寺駅北口

#### ① 交通環境の整備

北口駅前広場では、タクシーやバス等の交通輻輳が課題となっている。また、駅南口ではパークロードを路線バスが通行する危険な状態が続いており、南口駅前広場の整備とともに、その改善を急ぐ必要がある。また、井の頭公園は貴重な資源であり、七井橋通りの整備等により、歩行環境を改善する。

#### ② 土地利用

吉祥寺グランドデザインに基づきゾーンごと

の課題に応じたまちづくりを推進するとともに、全体の回遊性を向上させることで、活性化及びブランド力の維持・向上を図る。駅周辺の公共施設については、吉祥寺地区に散在する市有地を有効活用し、長期的な視点で適正な配置について検討を進める。特に、武蔵野公会堂は築50年になろうとしており、施設の老朽化が進んでいる。商業エリアと井の頭公園の間の動線上に位置しており、同地の利活用はまちづくりのうえでも大きな要素となる。これらのことを念頭に、公会堂敷地の利活用について検討を進める。

## (2) 中央地区

三鷹駅前の低・未利用地であった一部の街区が民間の開発によって高度利用されたものの、全体的には道路拡幅事業等が完了していないことから、土地の高度利用が図られていない状況にある。そこで、三鷹駅北口まちづくり構想を策定することで、散在する低・未利用地を適切な土地利用へ誘導し、駅周辺にふさわしい街並みへつなげるとともに、交通体系のあり方について検討し、補助幹線道路等の整備を進める。また、玉川上水等の緑と水を活かしたまちづくりを進める。

### ■ 三鷹駅北口ロータリーの改善



## ① 交通環境の整備

三鷹駅北口では、計画されている補助幹線道路の進捗を図るとともに、その完了にあわせて駅周辺全体の交通体系の見直しを行う。また、タクシーの待機方法を検討するなど、より良い交通環境を整えるためのルール化を進める。

## ② 土地利用

道路事業等の都市基盤整備を推進するとともに、駅前地区にふさわしい土地利用を推進し、活気があり魅力的な街並み形成を促進する。市が保有する低・未利用地については、民間活力の導入を含めた有効活用等について検討を進める。

## (3) 武蔵境地区

武蔵野プレイスの完成や鉄道連続立体交差事業の進捗により、南北一体のまちづくりが着実に進められている。駅周辺の道路や駅前広場といった都市基盤整備を進めるとともに、地元各種団体による地域の交流や商店会の活性化等、今後も地域住民を中心に多様な主体が連携し南北一体となったにぎわいづくりに取り組み、商業・産業等の発展を図る。

## ① 交通環境の整備

JR中央本線及び西武鉄道多摩川線連続立体交差事業により高架化が完了し、南北一体のまちづくりの実現に向け、駅前広場や都市計画道路等の整備を進める。あわせて、ムーバスの路線網について改めて検証するとともに、まちの回遊性や利便性を向上させるために案内機能を充実させ、まちのにぎわいを創出していく。

## ② 土地利用

今後も、市民、商業者、関係団体など多くの

関係者が連携して、武蔵境らしい街並みの形成と南北一体の新しいまちづくりを推進していく。また、各地域商店街がにぎわいと活気に満ちるよう、道路整備や休憩スペースの設置等により、安心して買い物ができる空間づくりを進める。市民の利便性を考慮し、武蔵境市政センターを移転する。



鉄道高架化(平成 21 年 12 月)により踏切が解消された武蔵境駅周辺

**基本** 8 **安全でおいしい水の安定供給**

市単独の事業により安全でおいしい水の供給を行ってきている。水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として最重要なライフラインであり、都市の状況変化や震災・事故等に対応した安全で確実な事業運営がなされなければならない。そのため、老朽化している浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や、老朽化した配水管網の整備、耐震化向上を計画的に進めていく。また、貴重な自己水源である深井戸の維持・更新を計画的に進めていく。また、衛生面でも優れる直結給水方式の普及に努める。

災害時や事故等においても水道水を安定供給するためには、都水道局との連絡管等のネットワークによるバックアップ機能確立の必要があり、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

**(1) おいしい水の供給**

安全はもとより、おいしい水への市民ニーズも高いものがある。そのため、貯水槽水道の建物所有者には、衛生問題等も改善できる直結給水の普及を図る。

**(2) 経営の効率化**

日割計算・口座振替割引制度の導入や電子マネーでの支払サービス等の検討を行い利便性の向上を図る。また、調定・収納事務の包括的な委託を進める等、組織のスリム化を図り、経営の効率化に努める。

**(3) 水道施設の整備と災害時の安定供給**

市民にとって最も重要なライフラインの一つである水道水の安定供給を図るため、配水管の新設や老朽管の更新等を行い、配水管路の耐震化を推進する。また、経年劣化した深井戸等の水源施設や浄水場施設のポンプ設備、電気設備、計装設備、ろ過設備等を計画的に維持、更新するとともに、災害等による停電時でも水の供給を確保できるよう、水源に自家発電装置を設置し非常災害用給水施設として整備していく。



上水道耐震化工事

#### (4) 都営一元化へ向けた検討

災害や事故等で浄水場施設・管路施設などの水道施設に被害を受けた場合を想定したバックアップ機能が確立されておらず、発災時には大規模な断水等が発生する恐れがある。都の水道管とつながることにより、水道水の安定供給は一層高まることになるため、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

■ 主な事業の実施予定及び事業費 \*事業費については、新規事業と建設事業を除き、レベルアップ分を記載している。 (単位：百万円)

主な事業	年度別計画				
	24	25	26	27	28
用途地域等の見直し				6	4
高さ制限の導入検討	5	1			
道路の景観整備の推進	294	196	137	137	137
バリアフリー基本構想に基づく事業の推進					
交通安全施設の整備					
駐輪場の整備と既存駐輪場の有効活用の推進					
下水道管きよの再構築		825	825	1,791	1,791
合流式下水道改善事業	1,639	3,124			
雨水貯留浸透施設の設置の推進	60	60	60	60	60
吉祥寺駅北口駅前広場の機能更新	4	10	200		
吉祥寺駅南口駅前広場の整備	1,500	1,500	1,500		
三鷹駅北口まちづくり構想の策定	5				
武蔵境駅舎周辺環境整備事業（北側駅舎連続施設）	236	261			
都市計画道路3・3・23号線事業	14	1,327	240	320	
上水道配水管網整備の推進	510	550	550	550	550

## VI 行・財政

この分野は、各分野の施策を着実に推進するための体制づくりと、今後も社会状況に対応しながら持続可能な市政運営を行っていくことを目的とする。

市民とのコミュニケーションを基盤として、市民の視点を重視しながら公共課題に取り組んでいく。また、社会経済状況の変化に対応しながら、限られた政策資源を最大限有効に活用するとともに、誠実かつ果敢に課題に取り組むことによって、市民に信頼される市政運営を行っていく。

### 基本 施策 1 市政運営への市民参加と多様な 主体間の柔軟な連携と協働の推進

本計画をはじめとして、多くの市民、関係者や関係団体等の参加により計画や方針が策定され、事業が実施されている。これからも市民ニーズを的確に市政に反映していくため、市民参加の拡大を図っていく。時代とともに、社会や個人の価値観が変化しており、公共課題も変質していることから、画一的な対応では解決できなくなっている。一方、このような課題に対応する主体の多様化も進んでおり、公共課題への取組み主体や手法を固定的に考えるのではなく、誰もが、様々な形態・体制等を介して、柔軟にアプローチしながら解決に取り組んでいく必要がある。行政には、公共課題の解決に中心となって取り組むとともに、市民や他の主体への必要な支援を推進する責務がある。個々の市民、NPOなどの多様な団体、各種の事業者と行政が、お互いを尊重し、補い合いながら、柔軟に連携と協働をすることで公共課題の解決に取り組んでいく。

#### (1) 市政運営への市民参加の拡大

市政運営の基軸となっている各計画の策定や事業実施への市民参加は、市民自治の推進に不可欠である。そのため、市民のニーズや意向を組み入れながら、参加の手法、形態、場面等を検討し、市民参加の機会を拡大していく。また、市政への参加の最も基本的な手段である選挙への参加を促し、投票率向上に努める。

#### (2) 連携と協働の推進

公共サービスは、市だけに限らず公益法人、市民活動団体、NPO、企業など多様な主体が担っており、各主体が連携し、協働することが、公共課題の解決につながる。柔軟な連携と協働の輪を広げるため、協働のあるべき姿を再確認し、共有したうえで、各主体間におけるネットワークを構築することが重要である。そのため、市民協働サロンや武蔵野プレイスの活用等を通じて基盤整備を行い、それぞれの主体による積極的な活動への支援を行っていく。



武蔵野プレイス市民活動フロア

#### (3) 市政運営等に関する将来像の共有化

地方自治法の抜本改正に関する検討が進められており、自治体の姿に変化が起こる可能性もあるため、市の基本構造等を検討していく。また、市

民自治を原則とした市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化を進めることで、自治体運営に関するルールの体系を構築し、本市が目指す自治のあり方を市民・市議会・行政で共有していく。

## 基本 施策 2 市民視点に立ったサービスの提供

社会環境の変化や個々の市民のライフスタイルの多様化などにより、公共サービスも多様化するとともに、その提供範囲は拡大している。そのため、市民志向を基軸としながら効率的で効果的に行政サービスの提供を行っていく。今日、様々な主体により多様な公共サービスが提供されており、公共サービスの量自体も増加しているが、市民にとっては各サービスの違いなども含めたサービスの全体像がつかみにくいことから、利用しにくい面がある。そのため庁内各部署間の連携とともに、公共サービスを提供している各主体との連携を強化していく。

### (1) 行政サービスの提供機会の拡大

必要な行政サービスの多くを市役所に出向くことなく受けられるよう、自動交付機などICTによるサービスの提供時間や範囲を拡大するとともに、休日開庁の拡大を検討する。また、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付など、納税手段の多チャンネル化を図り、市民の利便性を高める。

### (2) 効率的・効果的な行政サービスの提供

市民が必要とする行政サービスを確実に提供していくため、組織間の連携と連動を図っていく。また、質の維持向上に留意しながら効率的にサービスを提供できるよう業務の内容を精査するとともに、外部化についても検討を進める。近隣自治

体との事務や事業の統合も視野に入れたサービスの提供のあり方についての検討を進める。

### (3) 公共サービスの連続性の向上

本市では、様々なサービスをなるべく包括的に行うことにも取り組んできたが、今日、各サービスに関する制度等は細分化・深化するとともに、専門知識が求められている。そのため、公共サービスの一覧性を高めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、各部署での情報の共有化を検討する。あわせて、サービスを必要とする人が、ライフステージごとに途切れることなく必要な時に選択できるよう、公共サービスを提供している各主体との連携も進めていく。

## 基本 施策 3 市民に届く情報提供と市民要望に 的確に応える仕組みづくり

適切な情報を適切な時に市民に届けるとともに、市民の声に真摯に対応することが、市政への信頼を高めることにつながる。市政に関する様々な情報は、より手軽で迅速に入手することができる環境が整ってきた一方で、生活様式の多様化、地域コミュニケーションの希薄化等により、情報が、地域内や市民の間で伝わりにくくなっており、有益な情報であっても市民に広く行きわたらないといった状況になっている。市政における透明性をさらに高めていくためにも、現在市が行っている情報公開・情報発信の方法を見直し、包括的、総合的に展開していく必要がある。今後も、広聴機能を充実し、市民と行政のコミュニケーションを一層活発化させるとともに、広報活動と広聴活動との連携を深めていく。

### (1) 積極的な情報発信と説明責任の向上

誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、速報性と公平性に配慮しながら、各広報媒体の特徴

を活かした市政情報の提供を行っていく。予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであるため、市民にわかりやすい内容及び方法による公表を進めていく。また、公正で、合理的かつ効率的な事務処理を確保し、適正な市政の運営を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくために、監査の独立性・専門性を高めるとともに、監査機能を充実させる。

## (2) 広聴の充実

適切な行政サービスを実施するためには、市民ニーズの的確な把握が最も重要である。そのため、市民意見への傾聴を重視し、対話の機会の充実を図るとともに、相談窓口の連携を推進する。市民の様々な相談に的確かつ迅速に対応できる柔軟な仕組みとともに、市民と市が課題を共有することで、共に協力しながら課題を解決していく体制を構築していく。

## (3) 広報と広聴の連携の推進

市民と市のコミュニケーションをより活発にするため、広報と広聴がそれぞれ一方通行にならないよう、双方向の情報の流れを確立する。そのため、無作為抽出市民によるワークショップをはじめとする様々な手法を活用する。



無作為抽出市民ワークショップ

## 基本 施策 4 公共施設の再配置・市有財産の 有効活用

公共施設は、老朽化が進んできており、保全整備による耐用年数の延伸や、現有資産をできる限り有効に活用しながら、30～40年先を見据えた公共施設の配置を行うとともに、計画的な建替えを行っていく必要がある。このため、「公共施設配置の基本的な方針」（第4章-3 本計画期間における基本課題「課題C」参照）に基づきながら再配置等を実施していく。一方、都市基盤のリニューアルも必要があり、これらとともに、公共施設の配置や整備を推進していくためには、大規模な投資が必要になる。そのため、これまで備えてきた基金の活用や、活用の見込めない市有地等の売却による歳入確保を図り、他の施策への影響を最小限にしていく。しかし、財政環境が厳しくなることは不可避であり、「選択と集中」の観点から施策の最適化を図っていく必要がある。

### (1) 公共施設の再配置と計画的整備の推進

「公共施設配置の基本的な方針」に基づき、市民・市議会・行政が情報を共有しながら、公共施設の適正な配置を推進する。一定の広さを持つ未利用地については、公共施設の建替え用地として活用する。継続して利活用していく施設については、計画的な保全、修繕を行っていく。その際は、「安全」「福祉」「環境」などに配慮した施設整備を行う。

### (2) 市有財産の有効活用

公的不動産（PRE）の活用を戦略的に行い、市が所有する土地・建物を有効に活用しながら公共施設の建替え等を進めるほか、利用計画の定まっていない物件については、売却や貸付などを行い、管理コストの節減に努めるとともに歳入の増加を図る。

## 基本 5 社会の変化に対応していく行財政運営

世界や国内の経済状況の先行きは不透明であり、今後財政環境は一層厳しさを増していくことが予想されている。健全財政を維持しつつ引き続き質の高い行政運営を行うとともに、経営感覚を重視しながら社会の変化に柔軟に対応するため、行財政改革を推進していく。

自然災害や新たな感染症の脅威、情報セキュリティに関するリスク等、市政運営には様々なリスクが想定される。危機の発生を防止するための日頃の取組みはもちろん、危機が発生した場合には、的確な行動とともに正確な情報の伝達が求められることから、リスク管理も含めた組織マネジメント力を強化していく。

公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体では、新公益法人制度への移行が進められている。一方、公共の概念は変化しており、設立目的や役割等を考慮しながら、整理・統廃合等を含めた将来のあり方について検討する必要がある。これらのことを踏まえながら、自治体総体としての経営力を高めていく。

### (1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化

今後も、最小の経費で最大の効果を発揮する、効率的な市政運営を推進していく。そのため、民間経営の考え方や手法も取り入れながら、財源確保、各種政策資源の有効活用、選択と集中の徹底などを推進するとともに、的確な経営判断や判断結果の迅速な具体化を推進するため、経営力を高めていく。

### ■市政の中で重点的にすすめてほしい施策の順位

項目	年度	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
高齢者福祉の推進		1	1	2	1	2	2	2	2	1	1
自転車対策の推進		2	2	1	2	3	3	3	3	4	7
災害に強いまちづくり		3	11	9	4	4	4	5	11	11	15
安全な市民生活の確保		4	4	5	3	1	1	1	1	2	3
計画的な都市基盤の整備		5	3	3							
駅周辺の整備					6	8	8	9	5	6	4
住宅政策の推進					15	16	16	15	15	17	17
参加と連携によるまちづくりの推進					17	17	17	-	-	-	-
子ども施策・青少年施策の充実		6	5	6	5	5	5	4	4	8	8
交通システムや道路環境の整備		7	6	7	11	9	9	10	9	10	9
健康増進施策の充実		8	7	4	7	10	11	6	7	3	5
小・中学校教育の充実		9	8	10	8	7	6	8	6	9	11
環境・ごみ対策		10	9	11							
環境負荷が少ないまちづくり					12	11	13	14	14	12	10
ごみ減量の促進					16	14	15	12	10	5	2
行財政改革の推進		11	12	8	10	12	10	11	13	13	14
情報化の推進					10	20	20	19	19	19	18
生涯学習・スポーツ・文化・市民活動の支援		12	13	14							
生涯学習の推進					13	15	14	13	12	15	13
市民活動への支援・市民文化の発展					19	18	19	17	17	14	12
都市交流・国際交流の推進					20	21	21	20	20	20	20
緑化の推進と水辺空間の整備		13	10	12	9	6	7	7	8	7	6
産業の振興		14	14	13	18	19	18	18	18	18	19
障害者福祉の推進		15	15	15	14	13	12	16	16	16	16

資料：市政アンケート調査

### (2) 健全な財政運営の維持

財政運営ガイドラインの作成など、中長期の視点に立った計画的な財政運営を実施していく。また、「行財政改革を推進するための基本方針」を見直すとともに、事務事業及び補助金の見直し等を推進する。また、新たな事業を行う際には、常にスクラップ・アンド・ビルドの視点で既存事業の見直しを行っていく。入札・契約制度改革を継続するとともに、複式簿記会計のシステム化などについても研究を進める。

### (3) ICT化による業務の効率化の推進

ICTにより、業務の効率化が行われているが、導入から維持及び管理、システムの改修や更改を通した総額では、多額の費用を要するものもあるため、導入時点から精査し、経費の増大を抑制していく。また、昨今自治体クラウドの導入を進める自治体も出てきているが、その機能を十分に発揮するためには、他の自治体との事務の標準化等について検討すべきである。このような観点も踏まえながらICT化による業務の効率化を推進する。

### (4) リスク管理能力・危機対応力の強化

業務上発生するあらゆるリスクを抽出、体系化するとともに、事例を共有することで、組織全体のリスク管理能力を高めていく。また、自然災害などに備えて策定している業務継続計画(BCP)を更新していくとともに、各種の情報システムに関するBCP策定の取組みを全庁的に行う。そして、BCPを有効に運用するためにPDCAサイクルに基づく業務継続マネジメント(BCM)を強化し、訓練や点検作業等を常に行っていく。

### (5) 行政サービスにおける適正な受益と負担

行政サービスにおける受益と負担は、公平で透明でなければならない。定期的に使用料・手数料の見直しを行い、適正な受益者負担による公平性の確保を図っていく。また、一方で行政サービスを活用した広告収入の拡大も検討していく。

### (6) 財政援助出資団体に関する将来像の検討

今日、公共の概念は広がり、公共サービスの提供主体は市民活動団体から企業まで多様化していること等から、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査する時期がきている。そのため、財政援助出資団体でも経営改革を推進していくと

もに、社会状況の変化も踏まえ、整理・統廃合を含めたあり方の検討が必要である。また、民間等との競合関係を念頭に、指定管理者制度のあり方についても検討していく。

## 基本 6 チャレンジする組織風土の醸成と 施策 柔軟な組織運営

市を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、これからも魅力あるまちであり続けるために、市の職員は常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して誠実かつ果敢に取り組み続けなければならない。そのため、これまで培ってきた知識や技術を継承するとともに、職員一人ひとりの能力の向上と、その能力を活かせる組織・人事制度の構築及び組織風土の醸成に取り組む。

### (1) 目的意識を持ち自らチャレンジする人材の育成

日常業務を通じ、上司から部下へ、先輩から後輩へと、技術・経験や仕事に対する姿勢・価値観を伝えていくとともに、自ら意欲的に学習し、自律して行動する人材を育成する。常に社会の変化を感じ大局的な視点から業務の目的を認識するとともに、経営感覚をもって変革と創造にチャレンジする人材を育成する。

### (2) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度の確立

行政需要や環境の変化に柔軟に対応し、複雑な課題にもチャレンジする活力ある組織であり続けるため、職員一人ひとりの強みが活かせる人事制度を確立する。

### (3) 職員構成や就労環境の多様化を見据えた組織のあり方の検討

職員一人ひとりの異なる属性、価値観や生活状

況を認め、個性を活かして最大限に能力を発揮できる風土を醸成していく。また、女性管理職の登用など男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や柔軟な働き方についても検討する。嘱託職員や臨時職員のマネジメントを適切に実施していくため、事務支援や任用・服務に関するガイドラインの策定を行う。また、これらの任用事務の標準化・集約化を推進したうえで、外部化を含めたあり方を検討する。

#### (4) 今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化

今後、地方自治をめぐる環境は大きく変わることも考えられ、市のあり方や、市役所での仕事像についても明確にしながら、組織や機構の見直し、職員定数の適正化等を推進する。また、財政援助出資団体への職員派遣のあり方等についても方向性を明確化する。あわせて、退職職員の計画的な再任用・再雇用を推進するとともに、市民の雇用について、組織のあり方の検討も含めて、今後も積極的に取り組んでいく。

■ 主な事業の実施予定及び事業費 \*事業費については、新規事業と建設事業を除き、レベルアップ分を記載している。(単位：百万円)

主な事業	年度別計画				
	24	25	26	27	28
様々な世代や性別などに配慮した、市民公募等の推進					
柔軟なネットワークを構築するための基盤整備	8	8	8	8	8
市政運営に必要な制度や手続き等のルール化・体系化					
分野を越えた行政サービスの連携・連動					
適切な個人情報保護と必要な情報の共有化の検討					
総合的な市政情報提供の推進					
広聴の機会と手段の充実					
「公共施設配置の基本的な方針」に基づく施設整備 (PRE 戦略の推進)					
「行財政改革を推進するための基本方針」の改定と推進					
危機発生時の業務継続マネジメント (BCM) 強化と業務継続計画 (BCP) の更新					
財政援助出資団体の統廃合を含めたあり方の検討	5	5	1	1	1
職員の主体性と自律を引き出す人事配置のあり方の検討					
次期職員定数適正化計画の策定					

# 第7章 財政計画

## 1 日本経済の動向

日本経済は、平成20年秋のリーマンショックによる景気低迷から回復基調にあったが、平成23年3月の東日本大震災による甚大な被害、原子力発電所事故による電力不足やサプライチェーンの途絶及び消費活動の停滞などにより、同年4月－6月期は急速に悪化し、国内総生産(GDP)は0.5%、年率換算で2.1%のマイナス成長となった。7月－9月期では、サプライチェーンの復旧による自動車などの生産の回復、震災直後の自粛ムードの解消によるサービス消費が伸びたことにより、GDPは1.5%、年率換算で6.0%増となった。しかし、同年10月の内閣府の月例経済報告では、「景気の先行きは、依然厳しい状況にあるなか、引き続き持ち直してはいるものの、そのテンポは緩やかになっている」とし、基調判断を震災以来、半年ぶりに下方修正を行った。日本銀行も、ギリシャの財政危機に端を発した欧州財政危機が世界経済に大きな影響を与えていることから、日本経済に対する判断を「持ち直しの動きが続いている」から「持ち直しのペースは緩やか」に下方修正し、強い警戒感を示した。この欧州財政危機は、世界的な金融危機に波及するリスクを内包しており、これをきっかけに世界的な信用収縮が広がれば、日本経済も大きく下振れする恐れがある。さらに、急激な円高の進行は、企業の収益低下を招くとともに、海外転出による国内産業の空洞化の進行と雇用の悪化が懸念されており、今後の日本経済の見通しは不透明であると言わざるを得ない状況である。

また、国と地方の長期債務残高が平成23年度末では、894兆円を超えると見込まれており、GDPの約200%と先進国に類を見ない巨額な債務となっている。国債の信頼性の維持から国の財政再建への取組みが急務とされており、地方財政においても大きな課題となっている。

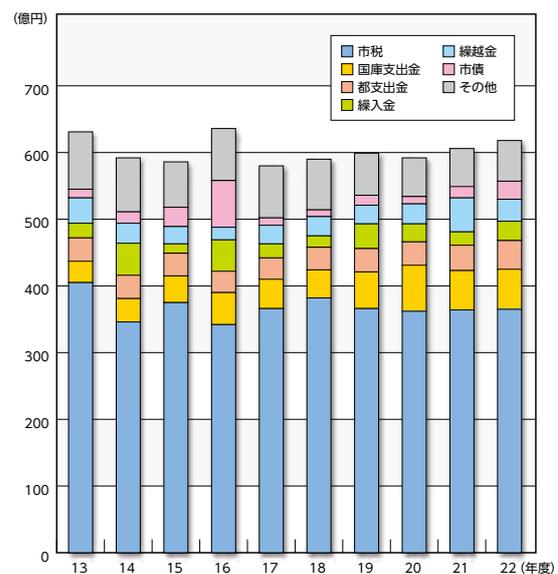
## 2 武蔵野市の財政の状況と課題

武蔵野市は、市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持してきた。財政の豊かさを示す指数である財政力指数は平成22年度において、1.547(3か年平均)となっている。

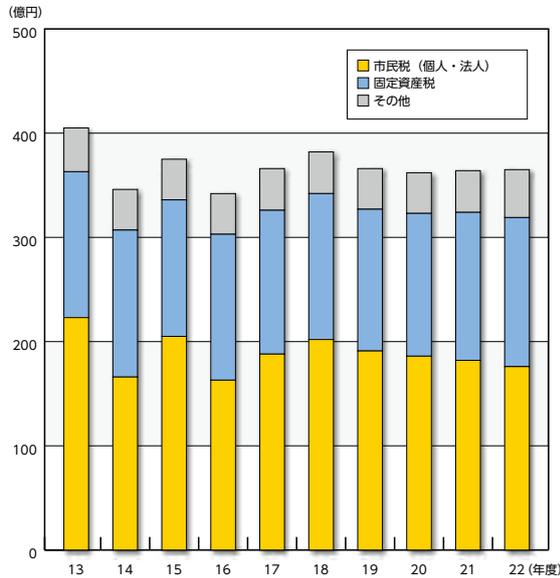
本市歳入の特徴の一つとして、市税が歳入全体の約6割を占め、そのうち、市民税が48.3%を占めており、こうした安定した財源が健全な財政運営を可能としている(図表1)。しかし、個人市民税は税制改正による影響を受けやすく、平成19年度では地方税率10%のフラット化により、約8億円もの減収となった。

また、法人市民税は、平成18年度に42億円の税収があったが、景気の低迷により、平成21年度では約半分の21億円台となり、ここ10年間で最低となった。平成22年度では、景気の回復による税収の好転が見られるものの、今後の景気情勢によっては、同様な税収が維持できるか、楽観できない状況である(図表2)。

■図表1 歳入の推移



■図表2 市税収入の推移



市税収入全体では、平成13年度の405億円がピークとなっているが、この税収増の理由は、法人市民税の臨時的な増収によるもので、市税は平成19年度から22年度において、おおむね360億円台で推移している。

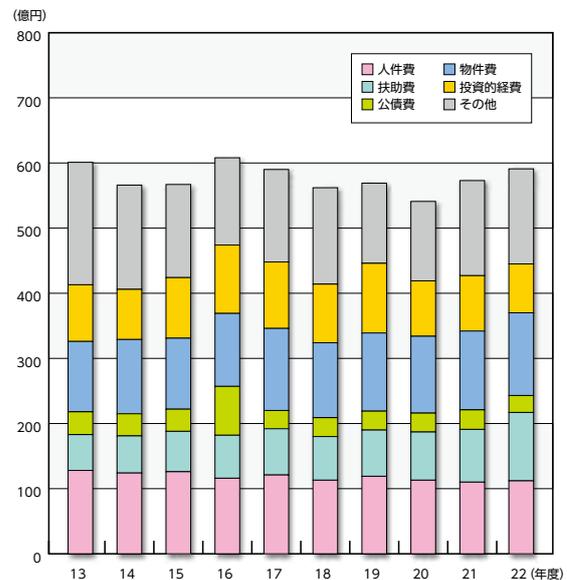
歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成22年度では243億円に達し、10年間で25億円の増となっている。このうち、人件費は定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当での見直しなどにより、10年間で16億円減しており、公債費についても市債残高の減少により9億円の減となった。一方、扶助費は高齢化の進行、景気低迷による生活保護の増、障害者自立支援法の施行、乳幼児や児童への医療費助成事業、子ども手当等により50億円の増となっており、今後も増加が見込まれる。

物件費は、人件費を抑制するために民間委託を進めたことも要因のひとつで止むを得ない面もあるが、10年間で17.6%、19億円の増となっている(図表3)。こうした扶助費や物件費の増加を、

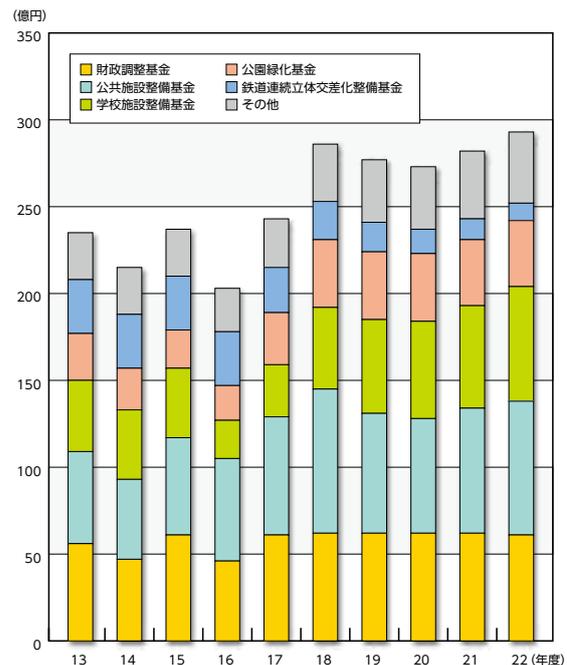
今後どの程度抑制していくかが、大きな課題のひとつである。

基金については、法人市民税の臨時的な増収分や事務事業の見直し等により生み出された財源を積み立ててきたことにより、10年前と比べ58

■図表3 歳出性質別の推移



■図表4 基金残高の推移



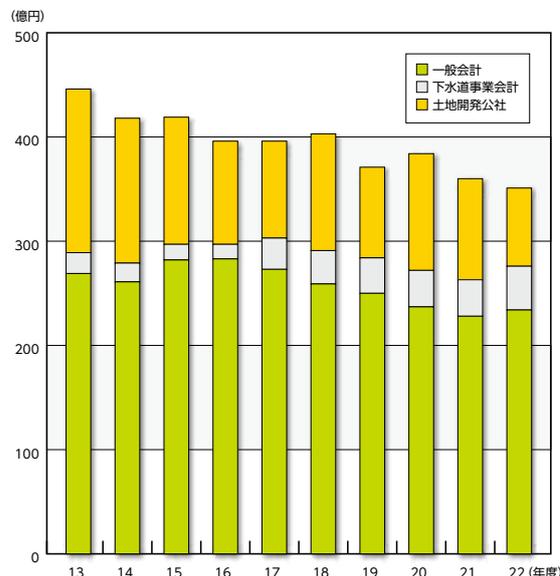
億円増加し、平成22年度末で295億円に達している（図表4）。今後の施設更新のための財源の必要性を勘案すると、基金の更なる積み増しが今後も求められる。

市債については、平成22年度末の市債（借金）残高は、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、351億円で、平成13年度より95億円減少している。土地開発公社の借入金は、計画的な償還に努めており、平成13年度末借入残額157億円から平成22年度には75億円に半減しているが、今後も必要な土地の先行取得が予定されているため、これ以上の削減は進まない状況である。（図表5）。

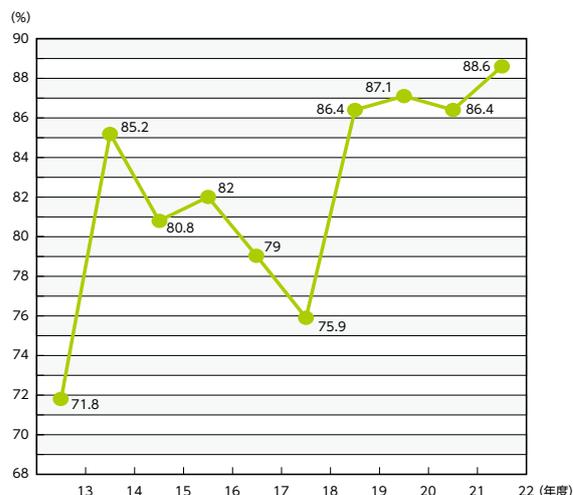
今後、クリーンセンターやその他の老朽化した公共施設の保全や建替えが見込まれ、多額な財源が必要となるため、基金や市債の計画的な活用が必要である。

市の財政の弾力性を示す指標として、経常収支比率があるが、都市部の他市と同様に上昇傾向にあり、平成19年度から平成22年度までおおむね86%～88%台で推移している（図表6）。一般的には70%～80%が適正水準といわれているが、都市化の進展につれて数値も上がる傾向にあり、平成22年度決算における東京都26市平均91.1%よりは低いものの、高止まりしている状況である。今後、扶助費や物件費の増により、現行水準を維持することが難しくなることが想定される。経常収支比率が90%を超えた際には、次の予算編成に当たって、何らかの抑制等の実施についてのルール化をする必要がある。

■図表5 借入金の推移



■図表6 経常収支比率の推移



### 3 財政計画の策定の方法について

財政計画は、地方自治体が総合的な行政運営を行うために財源的な裏付けを保障するものであり、第五期長期計画は、この財政計画のもとに策定している。第四期長期計画・調整計画における平成20年度から22年度までの3年間の計画額と実績については、図表7、8のとおりで、歳入では計画額より実績額が上回っている。これは、平成

20年度、国庫支出金として定額給付金にかかる交付金があったことや前年度繰越金の増などが大きな要因である。歳出は、全体額はほぼ同額であるが、平成21～22年度において投資的経費の縮減分と歳入の伸びた分を基金に積立している。

財政計画策定にあたっては、第五期長期計画を担保し、従来の計画との整合性を図り、規律を持った財政運営を行うよう、次のとおりの方法とした。

①国の地域主権戦略大綱による、基礎自治体への権限移譲やひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保などの方向性が示されたが、いまだ本市への影響は明確になっていない。また、震災対策の財源確保のための税制改正も検討されているが、明確な指針が出されていない。このため、制度変更や税制改正については、策定段階で確実に予測できるもののみ見込むこととする。なお、子ども手当については、平成24年度からの

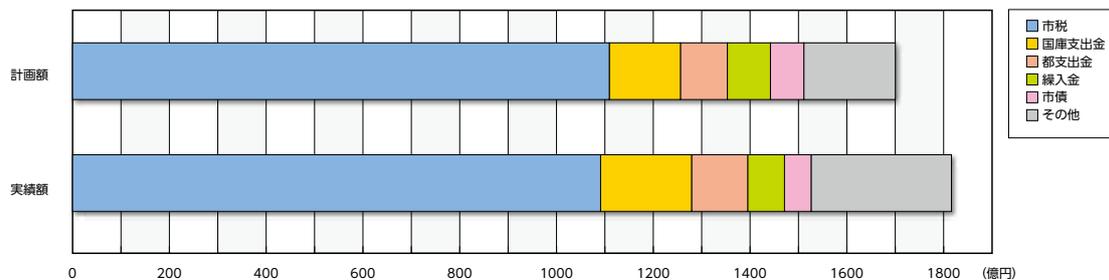
児童手当の支給が与野党合意されたが、財源や地方負担について明確にされていないため、従来の児童手当制度をベースとした。

②計画は一般会計に限るものとする。なお、特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計の繰出金を推計している。

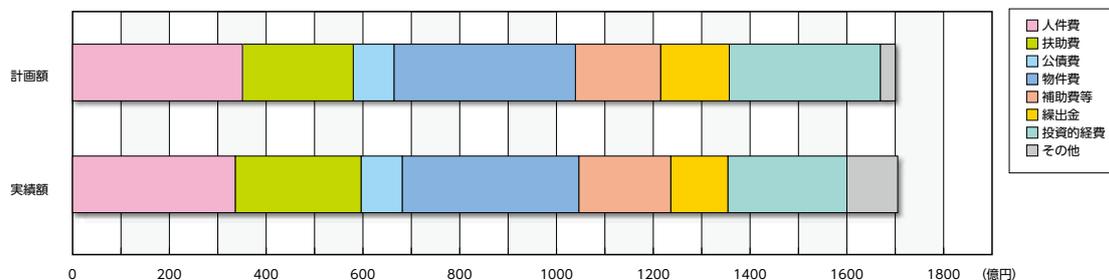
③各年度の歳入歳出に当たっては、従来の策定方式である、直近年度（平成22年度）の決算額を基礎数値として、一定の伸び率を乗じて歳入歳出を算出する方式を採用し、武蔵野市人口推計や経済見通し等を考慮して策定を行う。

④新規の事業計画の投資的経費については、各該当年度にその財源とともに計上する。なお、バランスシートから財政計画上考慮しなければならない後年度負担等についても明らかにしていくこととする。

■図表7 歳入の実績（平成20～22年度）



■図表8 歳出の実績（平成20～22年度）



## 4 財政計画（平成24～28年度）

平成24年度から28年度までの5年間の財政計画は図表9のとおりとなる。

■図表9 財政計画（平成24年度～28年度）

### 歳入

（単位：億円）

	22年度 決算額	23年度 予算額	24年度 計画額	25年度 計画額	26年度 計画額	27年度 計画額	28年度 計画額	合計額 24～28年度
市税	365	366	364	366	367	364	364	1,825
国庫支出金	60	70	69	73	71	81	77	371
都支出金	43	43	43	47	43	45	44	222
繰入金	29	19	19	26	23	27	30	125
市債	27	13	10	15	13	19	22	79
その他	94	57	57	60	62	63	61	303
計	618	568	562	587	579	599	598	2,925

### 歳出

（単位：億円）

	22年度 決算額	23年度 予算額	24年度 計画額	25年度 計画額	26年度 計画額	27年度 計画額	28年度 計画額	合計額 24～28年度
人件費	112	100	99	97	95	99	99	489
扶助費	105	115	113	121	124	128	132	618
公債費	26	26	26	25	25	20	20	116
物件費	126	140	137	140	137	139	140	693
補助費等	57	61	63	63	63	63	63	315
繰出金	46	50	53	51	53	58	61	276
投資的経費	75	68	62	82	73	84	75	376
その他	44	8	9	8	9	8	8	42
計	591	568	562	587	579	599	598	2,925

歳入のうち市税は、平成23年11月時点の税制をベースに見込んだ。個人市民税は長引く景気低迷の影響による個人所得の縮小による減があるものの、市内の大型マンション建設に伴う納税者増や税制改正による扶養控除の見直しによる増収が見込まれるため、今後数年間はほぼ横ばいで推移すると想定している。法人市民税は、23年度は震災の影響により一時的に減と想定しているが、それ以後はやや持ち直し、微増と見込んでいる。

固定資産税については、地価の動向や新築マンションの建設見込み等から推計した。平成24年度及び27年度は評価替えの年にあたるため、家

屋については在来家屋の減価に伴う減収を見込むとともに、土地については、市内の地価がこれまでの下落傾向に歯止めがかかっていることから、平成23年度の税額が据え置かれると想定した。なお、大型マンションの建設により家屋の評価額が増となる一方、土地の評価額が減少することも考慮し、全体として微減と見込んでいる。

今後5年間の市税はほぼ同額の水準で推移するとし、増は見込めないと推計した。

国庫支出金は、障害者自立支援負担金、生活保護国庫負担金等の増、子ども手当に替わる児童手当給付、また平成27、28年度における新クリー

ンセンター建設事業に係る補助金についても計上し、平均 11.6%の増と推計した。なお、震災の影響により国庫補助金の一部が削減されており、今後も実施される恐れがあるため、その動向を注視する必要がある。

都支出金は、都道整備に係る負担金、子育て推進交付金の推移や市立保育園の子ども協会移管による運営費負担金の増などを見込んだ。

繰入金は5年間で合計 125 億円と見込み、市債は新規事業における適債事業から合計 79 億円と推計した。

歳出については、人件費は給与改定を見込まず、定数適正化計画による職員数減、議員共済費や選挙人件費の見込みから算出した。また、退職手当については、定年退職を前提に推計を行った。

扶助費は、人口推計やこれまでの決算額の推移に生活保護事業、障害者自立支援事業などの増を見込んだほか、子ども手当については、平成

24 年 3 月までの児童手当制度に基づいて加算し、毎年度約 3.0%の増を見込んだ。

公債費は、3 年据置き 20 年償還、借入利率 2.5%で算出した。

物件費、補助費等については、これまでの決算額の推移と今後予定されている事業経費を加えて抑制的に算出した。

繰出金は特別会計ごとに策定した財政計画から 5 年間合計で 276 億円としたが、このうち、下水道事業会計の使用料及び国民健康保険事業会計の保険税については、平成 25 年度に現行税（料）率の 1 割改定を想定して計上している。

新クリーンセンター、武蔵境北口整備事業、公共施設の保全工事など、多額の経費を要する事業も予定されている。こうした投資的経費は全体で 376 億円となり、その内訳のうち一般財源は 83 億円でその他の財源は図表 10 のとおりとなっている。

■図表 10 経常及び資本予算

(単位：億円)

区 分	22 年度 決算額	23 年度 予算額	24 年度 計画額	25 年度 計画額	26 年度 計画額	27 年度 計画額	28 年度 計画額	合計額 24～28 年度
<b>経常予算</b>								
収入	564	519	516	525	529	531	531	2,632
支出	516	501	500	505	506	515	523	2,549
差額	48	18	16	20	23	16	8	83
<b>資本予算</b>								
<b>投資的経費</b>	75	68	62	82	73	84	75	376
<b>財源</b>								
一般財源（経常予算差額）	21	18	16	20	23	16	8	83
国庫支出金	4	14	14	17	14	21	15	81
都支出金	5	7	5	6	2	3	2	18
基金繰入金	18	16	17	24	21	25	28	115
市債	27	13	10	15	13	19	22	79
計	75	68	62	82	73	84	75	376

基金及び市債の残高は図表 11 のとおりで、基金については、従来の方式と同様に想定が難しいことから、積立ては利子分のみとしており、新規

の積立ては計上していない。基金残高は平成 28 年度で 164 億円、5 年間で 114 億円の減となる。

■図表 11 基金と市債等の残高見込み

(単位：億円)

区 分	22 年度 決算額	23 年度 予算額	24 年度 計画額	25 年度 計画額	26 年度 計画額	27 年度 計画額	28 年度 計画額
基金残高	295	278	261	237	216	191	164
市債残高（一般会計）	234	218	205	199	191	194	198
市債残高（下水道会計）	42	45	59	82	99	114	127
土地開発公社借入額	75	93	106	95	97	97	97
借入金合計	351	356	370	376	387	405	422
借入金－基金残高	56	78	109	139	171	214	258

この計画をもとにした平成 28 年度のバランスシートは図表 12 のとおりで、平成 22 年度から平成 28 年度では、固定資産は 229 億円増加し、負債は 36 億円減する見込み。一方、公共施設整備基金等の特定目的基金は 131 億円減少するが、正味財産は 134 億円増加すると見込まれる。その結果、資産・負債のバランスは健全な水準を維持できると見込まれる。

財政計画上考慮されなければならない後年度負担である市債等の償還予定表は図表 13 のとおりである。

また、築 30 年を経過している主な施設の一覧

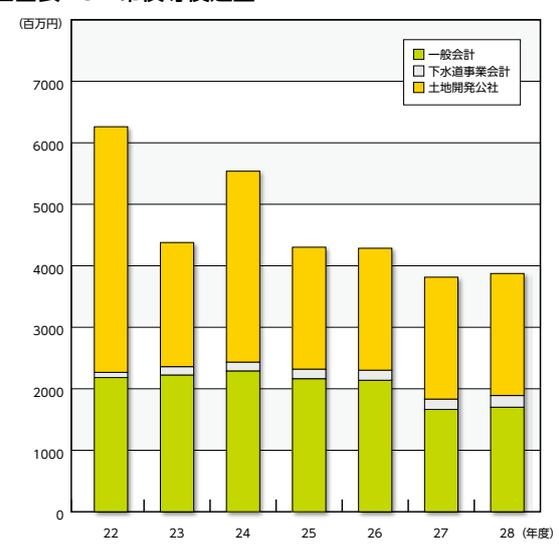
として図表 14 を掲載しているが、本市では早期から公共施設を整備したため老朽化が進んでおり、計画的な更新は財政上における重要課題の一つとなっている。こうした施設の長寿命化を図るために、いままで施設の劣化保全工事を進めてきたが、これからはバリアフリーやユニバーサルデザインなどの福祉的な機能面、省エネルギーやCO2抑制、地球環境問題に対応する環境性能、そして安全性能などの改良保全に取り組んでいく必要がある。公共施設白書を作成し、公共施設の総量抑制による適正な配置の検討も進めているところである。

■図表 12 平成 22 年度及び平成 28 年度の  
予想バランスシート

(単位：億円)

	22 年度	28 年度	増減
流動資産	112	112	0
うち財政調整基金	61	61	0
固定資産	2,388	2,617	229
投資その他	261	130	△ 131
うち基金	234	103	△ 131
資産合計	2,761	2,859	98
負債	330	294	△ 36
うち市債	234	198	△ 36
正味財産	2,431	2,565	134
うち国・都支出金	325	418	93
うち積立金	295	164	△ 131
うち資産形成一般財源	1,811	1,983	172
負債・正味財産合計	2,761	2,859	98

■図表 13 市債等償還金



## 5 財政見通し(平成 29～33 年度)

本計画の後半である5年間の展望計画期間における歳入については、市税はほぼ横ばいと見込んでおり、国庫支出金についても国の財源不足から増は厳しい状況が見込まれる。

歳出については、高齢者人口の増や景気低迷の影響などによる扶助費の増、保険給付の増による国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等の特別会計への繰出金の増が見込まれる。平成 24～28 年度財政計画のトレンドから、扶助費は毎年約 4 億円程度が増加し、繰出金についても毎年 3 億円増加すると見込むと、合わせて毎年 7 億円増加し、33 年度には 35 億円もの財源が必要となる。また、物件費についても、毎年 1 億から 2 億円程度の増が見込まれる。さらに、平成 22 年度の公共施設の老朽化率は 48.1%に達しており、施設保全経費の支出とともに建替え経費も必要となる。後年度になればなるほど、こうした経費が増加し、市の財政を圧迫することが想定され

る。老朽化が進んでいる施設としては、公会堂をはじめ、保育園や小中学校、くぬぎ園などがある。また、市内にある公園のうち借地が 50 か所 67,321㎡存在するため、相続等があれば用地買収の可能性が生じ、この経費も莫大なものとなる。

本計画後半5年間の展望計画期間の財政運営は、いままで以上に、基金や市債、そして国・都支出金を最大限に活用していくことが必要である。しかし、基金は本計画において平成 28 年度末は 164 億円と見込まれており、後半の展望計画期間内に枯渇する恐れがある。また、市債の活用については、世代間の負担の公平及び後年度負担を考慮しながら慎重に行なわなければならない。

現在の財政状況は、良好と言えるが、想定されるこうした財政状況を考えれば、今まで以上に、集中と選択に基づく時代の変化に対応した重点施策への資源配分が重要であり、そのためには、より一層の事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドの徹底、施策の効率化に取り組む必要がある。

■図表 14 築30年を超える主な市施設一覧

単位:㎡

竣工年度	経過年数	施設名													総延床面積			
		学校教育施設						コミュニティセンター	保育園	消防団詰所	その他の施設							
		校舎			体育館													
S35	52年	五小北校舎															2,522.91	
		2,522.91																
S36	51年	五中北校舎	五中南校舎														4,746.96	
		4,746.96																
S37	50年																0.00	
S38	49年	一中東校舎	一中西校舎			五中体育館								公会堂			9,907.57	
		6,012.65				1,408.30								2,486.62				
S39	48年																0.00	
S40	47年																0.00	
S41	46年																0.00	
S42	45年	二小東校舎	二小西校舎	二中東校舎	二中西校舎	二小体育館	三小体育館							桜堤調理場			13,633.60	
		5,030.00		6,180.60		776.86	869.50							776.64				
S43	44年	一小校舎				四小体育館			南保育園	消防第6分団							6,089.17	
		4,369.20				771.03			830.50	118.44								
S44	43年	三小校舎				一小体育館											5,447.70	
		4,656.42				791.28												
S45	42年								東保育園								573.20	
									573.20									
S46	41年	境南小東校舎	関前南小校舎	三中校舎	六中西校舎	五小体育館	関前南小体育館	関前北小体育館		消防第2分団			関前住宅				18,823.14	
		2,504.62	3,631.46	4,040.80	4,686.26	1,541.06	751.88	153.44		73.68			1,439.94					
S47	40年	四小東校舎	四小西校舎	五小西校舎		六中体育館			境南保育園				北町調理場				11,217.26	
		5,263.50		2,710.21		1,153.10			805.88				1,284.57					
S48	39年									消防第10分団							126.20	
										126.20								
S49	38年	三小北校舎	井の頭小校舎	四中校舎	五中北校舎増築棟			中央公民館									16,459.70	
		551.78	5,444.50	8,518.82	427.35			1,517.25										
S50	37年	境南小西校舎						境南公民館					境南小給食堂				7,125.97	
		5,162.55						1,602.88					360.54					
S51	36年					境南小体育館		西久保公民館		消防第1分団			北町第2住宅北棟	くぬぎ園	三小こどもクラブ		6,904.63	
						789.39		1,433.77		146.01			1,238.76	3,102.38	194.32			
S52	35年	桜野小校舎						吉祥寺東公民館	中町集会所	境南第2保育園			北町第2住宅南棟				7,582.31	
		5,134.13						236.00	205.42	768.00			1,238.76					
S53	34年	四小南校舎	本宿小校舎			本宿小体育館		吉祥寺北公民館			消防第4分団	消防第8分団	本宿小給食堂				10,535.54	
		1,105.85	6,660.86			794.45		1,381.09			108.77	130.11	354.41					
S54	33年					大野田小体育館		本町公民館									1,907.57	
						1,400.55		507.02										
S55	32年	六中東校舎						関前公民館					市庁舎東・南棟	市庁舎車庫棟	障害者福祉センター		26,735.84	
		2,132.35						782.70					22,207.81		1,612.98			
S56	31年							御殿山公民館	桜堤公民館				シルバー人材センター	温水プール	本宿こどもクラブ		5,183.79	
								601.66	344.38				835.58	3,168.91	233.26			
S57	30年					一中体育館	三中体育館	吉祥寺南公民館		桜堤保育園			桜堤児童館				11,139.35	
						3,419.12	4,754.95	1,481.64		873.20			610.44					
合計		91,493.78				19,221.47			10,247.25		3,850.78		703.21		41,145.92			166,662.41

※平成23年8月31日現在  
※境幼稚園、八幡町コミュニティセンターなど建替え、改修事業が具体的に進んでいる施設を除く





## ◆ 付表 ◆

〈付表 1〉 本計画期間における基本課題(第4章-3)と施策の体系(第6章)における基本施策・施策との関係

〈付表 2〉 施策体系図

〈付表 3〉 主な個別計画一覧表

## ◆ 参考 ◆

- 第五期長期計画策定の経過
- 武蔵野市長期計画条例
- 平成 23 年第 4 回武蔵野市議会定例会提出議案「武蔵野市第五期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」
- 用語説明
- 武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会委員名簿

〈付表1〉

# 本計画期間における基本課題(第4章-3)と施策の体系

第4章「基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題」-「3 本計画期間における基本課題」において示した4つの基本課題は、第6章「施策の体系」で示した6つの分野全てに共通する根源的な課題であり、各分野の取組みは基本課題の解決にも結びつくものである。

基本課題と各分野の施策との主な関連については以下を参照されたい。

基本課題	健康・福祉	子ども・教育	文化・市民生活
<b>課題 A</b>  地域社会・地域活動の活性化	1-(1) 自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発 1-(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進 1-(3) 地域の人とのつながりづくり 4-(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進 4-(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援	2-(2) 共助の仕組みづくり 3-(1) 小学生の放課後施策の充実 3-(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成 3-(3) 地域活動への積極的な参画支援 5-(3) 学校と地域との協働体制の充実	1-(1) 地域のつながりの共有 1-(2) 市民活動の活性化 2-(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築 3-(1) 市民の文化活動への支援
<b>課題 B</b>  公共サービスの連続性と情報連携の推進	2-(1) 在宅生活支援のネットワークづくりの推進 2-(2) 障害児への支援 2-(3) 認知症高齢者施策の推進 2-(4) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し 5-(1) サービスの質の向上	1-(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援の充実 1-(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実 2-(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実 2-(2) 共助の仕組みづくり(再掲) 4-(1) 子育て支援実施体制の整備 5-(3) 学校と地域との協働体制の充実(再掲)	3-(2) 文化活動の拠点となる施設の連携と利便性の向上 4-(1) 生涯学習機会の拡充 4-(3) 図書館サービスの充実 6-(2) 市内に在住する外国人等への日常生活支援 7-(1) 防災態勢の強化 8-(1) 防犯力の向上 8-(2) 新しい危機への態勢の整備 8-(3) 消費者の権利の擁護と自立の支援
<b>課題 C</b>  市民施設ネットワークの再構築	5-(2) サービス基盤の整備	4-(2) 子育て支援施設の整備 5-(7) 教育環境の整備、計画的な学校整備・改築の推進	3-(3) 文化施設の再整備 7-(1) 防災態勢の強化(再掲)
<b>課題 D</b>  都市基盤再整備の推進			7-(2) 災害に備えた都市基盤の整備 7-(3) 住宅の耐震化の促進

付表・参考

本計画期間における基本課題(第4章-3)と施策の体系(第6章)における基本施策・施策との関係

## (第6章)における基本施策・施策との関係

緑・環境	都市基盤	行・財政
<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 緑・環境に関する意識の醸成</li> <li>1-(2) 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 市政運営への市民参加の拡大</li> <li>1-(3) 市政運営等に関する将来像の共有化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 緑・環境に関する意識の醸成(再掲)</li> <li>4-(1) ごみ発生・排出抑制の徹底と資源化の推進</li> <li>5-(1) 都市化の進展や社会情勢の変化に伴う新たな環境問題への対応</li> <li>5-(2) 生活形態の多様化や価値観の変化に伴う生活環境問題への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(2) まちづくりに関する情報の共有化</li> <li>1-(3) 土地利用の計画的誘導</li> <li>2-(2) 広域連携や市民との協働による道路等の管理</li> <li>6-(3) 良質な住まいづくりへの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(2) 連携と協働の推進</li> <li>2-(1) 行政サービスの提供機会の拡大</li> <li>2-(2) 効率的・効果的な行政サービスの提供</li> <li>2-(3) 公共サービスの連続性の向上</li> <li>3-(1) 積極的な情報発信と説明責任の向上</li> <li>3-(2) 広聴の充実</li> <li>3-(3) 広報と広聴の連携の推進</li> <li>5-(3) ICT化による業務の効率化の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(1) 都市基盤整備における環境負荷低減の推進</li> <li>3-(1) 緑の保全と創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6-(1) 計画的な住宅施策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-(1) 公共施設の再配置と計画的整備の推進</li> <li>4-(2) 市有財産の有効活用</li> <li>5-(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(1) 都市基盤整備における環境負荷低減の推進(再掲)</li> <li>3-(1) 緑の保全と創出(再掲)</li> <li>3-(2) 緑と水のネットワークの推進</li> <li>4-(2) 新クリーンセンター建設と安全で効率的なごみ処理の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開(再掲)</li> <li>1-(4) 調和のとれた都市景観の形成</li> <li>2-(1) 都市基盤の再構築と運用管理</li> <li>3-(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</li> <li>3-(2) 歩いて楽しいまちづくりの推進</li> <li>5-(1) 下水道経営の健全化</li> <li>5-(2) 下水道総合計画の推進</li> <li>5-(3) 下水道臭気対策の推進</li> <li>5-(4) 新たな水循環システム確立と水害対策の推進</li> <li>7-(1) 吉祥寺地区</li> <li>7-(2) 中央地区</li> <li>7-(3) 武蔵境地区</li> <li>8-(1) おいしい水の供給</li> <li>8-(2) 経営の効率化</li> <li>8-(3) 水道施設の整備と災害時の安定供給</li> <li>8-(4) 都営一元化へ向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化(再掲)</li> </ul>

〈付表2〉施策体系図

# 【I 健康・福祉】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
1 支え合いの気持ちをつむぐ	(1) 自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発	心のバリアフリーの推進		障害者福祉課	
		ボランティア学習・福祉学習の推進		生活福祉課	
	(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進	市民が主体となる地域福祉活動の推進		生活福祉課	
		テンミリオンハウス事業の推進		高齢者支援課	
		地域福祉活動推進のための仕組みの検討	地域福祉活動推進のための仕組みの構築	生活福祉課・高齢者支援課	
	(3) 地域の人とのつながりづくり	災害時要援護者対策事業の推進		生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		孤立予防への取組みの推進		生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		防犯対策の充実		高齢者支援課・障害者福祉課	
		地域連携協議会（仮称）によるネットワークの充実		生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
		在宅支援ネットワークの構築		高齢者支援課・障害者福祉課	
2 誰もが地域で安心して暮らしていける仕組みづくりの推進	(1) 在宅生活支援のネットワークづくりの推進	移送サービス（レモンキャブ事業）の推進		高齢者支援課	
		家族介護支援事業の充実		高齢者支援課	
		医療ネットワークの構築		健康課	
		相談機能のネットワークの強化		生活福祉課・障害者福祉課	
		児童発達支援センターを中心とした地域療育システムの構築		障害者福祉課	
	(2) 障害児への支援	相談事業の充実		高齢者支援課	
		認知症高齢者施策の推進	認知症疾患医療センターとの連携 普及啓発の推進 在宅生活の支援	高齢者支援課 高齢者支援課 高齢者支援課	
	(4) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し	権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進		生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		虐待防止への取組みの推進		高齢者支援課・障害者福祉課	
		福祉資金貸付制度の見直し		高齢者支援課	
		がん予防の推進		健康課	
	3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進	(1) 予防を重視した健康施策の推進	生活習慣病予防の推進		健康課
			介護予防事業の見直しと高齢者の健康づくりの推進		高齢者支援課・健康課
健康づくり事業の充実				高齢者支援課・健康課	
(2) 健康を維持・増進するための施策		食育の推進		高齢者支援課・健康課	
		こころの健康づくり		障害者福祉課・健康課	

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進	余暇活動の充実		障害者福祉課	
		引きこもりサポート事業の充実		障害者福祉課	
		キャリア活用による社会貢献活動の推進		市民協働推進課・生活福祉課	
	(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援	シルバー人材センターへの支援		高齢者支援課	
		就労支援体制の強化		障害者福祉課	
5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	(1) サービスの質の向上	福祉人材の育成		生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		第三者評価受審の促進		高齢者支援課・障害者福祉課・保育課	
		在宅生活を支えるサービスの充実		高齢者支援課・障害者福祉課	
		介護保険制度の適切な運営		高齢者支援課	
		後期高齢者医療制度廃止後の新制度への対応		保険課	
	(2) サービス基盤の整備	くぬぎ園など「公共施設配置の基本的な方針」に基づく施設の整備の検討	くぬぎ園など「公共施設配置の基本的な方針」に基づく施設の整備		高齢者支援課・障害者福祉課
		グループホーム・ケアホーム等の整備推進			障害者福祉課
		バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進			生活福祉課

〈付表2〉施策体系図

## 【Ⅱ 子ども・教育】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援の充実	子ども家庭支援センターの地域子育て支援機能の充実		子ども家庭課	
		家庭の教育力を高める学習機会の提供		子ども家庭課	
		子育てに対する意識改革に向けた啓発の推進		子ども家庭課	
	(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実	児童虐待等を含む養育困難家庭への支援の強化			子ども家庭課
		専門性と対応力の向上			子ども家庭課
		ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実			子ども家庭課
		配偶者等暴力被害者支援の強化			子ども家庭課
	(3) 保育サービスの充実	待機児童解消施策の推進			保育課
		保育の質向上のための取組み			保育課
		多様な就労形態に対応した保育事業の展開			保育課
		障害児等支援を必要とする子どもへの支援			保育課
		新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更の検証等			保育課
		保育に関する費用負担とサービス利用のあり方の検討		保育課	
2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実	子育てステーション制度（仮称）の導入と子育て支援情報発信の充実		子ども家庭課	
		子育て支援ネットワークの連携の推進		子ども家庭課	
	(2) 共助の仕組みづくり	ファミリーサポート事業の推進			子ども家庭課
		ひろば事業の推進（NPOや地域団体との連携）			子ども家庭課
		子育て自主グループや支援者の育成			子ども家庭課・児童青少年課・保育課
		防犯体制の強化			子ども家庭課・児童青少年課・保育課
3 青少年の成長・自立への支援	(1) 小学生の放課後施策の充実	地域子ども館あそべへの充実		児童青少年課	
		学童クラブの一時育成事業の実施		児童青少年課	
		学童クラブにおける要配慮児童への対応力の強化		児童青少年課	
		地域実施型プレーパーク機能の展開に対する支援		児童青少年課	
	(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成		むさしのジャンボリー事業の今後のあり方に関する検討		児童青少年課
		社会性や創造力を育成するための学習講座の提供			児童青少年課
		地域振興の観点から営まれているグリーンツーリズム等を活用した自然体験事業への参加促進			児童青少年課
	(3) 地域活動への積極的な参画支援	青少年活動等への若年世代の参画を促す地域活動への支援			児童青少年課
		青少年の社会参画の推進			児童青少年課
		児童・青少年活動支援者の育成			児童青少年課
4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	(1) 子育て支援実施体制の整備	市と公益財団法人武蔵野市子ども協会との役割分担の明確化		子ども家庭課・児童青少年課・保育課	
		地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業の運営主体の一体化による連携の促進		児童青少年課	

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	(2) 子育て支援実施体制の整備		地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業の効果的な運営のあり方の検討	児童青少年課	
			幼児教育への市の関与のあり方の検討と総合的な推進	子ども家庭課	
			私立幼稚園への支援	子ども家庭課	
	(3) 子育て支援施設の整備		「公共施設配置の基本的な方針」に基づく桜堤児童館施設の再整備及び日泉幼稚園跡地利用		子ども家庭課・児童青少年課・保育課
			市立保育園の改築・改修計画の策定	市立保育園の計画的な改築・改修の推進	保育課
			子ども協会立保育園の改築・改修に対する支援		保育課
5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	(1) 確かな学力と個性の伸長	少人数指導による個に応じた指導の充実		指導課	
		学習支援教室の充実		指導課	
		学習意欲の向上と学習習慣の確立		指導課	
		ICTを活用した授業の充実		指導課	
	(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進	セカンドスクール等、自然体験活動の質の向上		指導課	
		文化・芸術活動の充実		指導課	
		食育の推進		指導課・教育支援課	
		環境教育の推進		指導課	
		シチズンシップ教育の推進		指導課	
		キャリア教育の推進		指導課	
	(3) 学校と地域との協働体制の充実	開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実		指導課	
		学校と地域の協働体制の研究・検討	学校と地域の協働体制の構築	指導課	
		企業、大学等と連携した教育活動の推進		指導課	
		学校支援ネットワーク体制の構築		指導課	
	(4) 特別支援教育・教育相談の充実	特別支援教室の整備		教育支援課	
		情緒等通級指導学級の整備		教育支援課	
		自閉症・情緒障害学級（固定）の整備		教育支援課	
		特別支援教育体制の整備（支援人材の拡充）		教育支援課	
		教育支援センターの充実		教育支援課	
	(5) 学校・教員支援体制の充実	教員研修・相談体制の充実による若手教員の育成		指導課	
		教育センター機能設置の検討		教育企画課・指導課	
	(6) 少子化に対応した学校教育のあり方の検討	少子化に対応した学校教育のあり方についての検討		教育企画課・指導課・教育支援課	
		小・中学校連携の強化及び幼・保・小連携の促進		教育企画課・指導課・教育支援課	
	(7) 教育環境の整備、計画的な学校整備・改築の推進	児童・生徒に対する安全・安心の取組の推進		教育企画課・指導課	
		ICT環境の整備及びセキュリティ対策の徹底		指導課	
		学校施設や調理場の計画的な整備・改築方針の策定	学校施設や調理場の計画的な整備・改築の推進	教育企画課・教育支援課	

〈付表2〉施策体系図

# 【Ⅲ 文化・市民生活】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
1 地域社会と市民活動の活性化	(1) 地域のつながりの共有	コミュニティのあり方の検討		企画調整課・市民協働推進課
		コミュニティセンターの機能の検討と設備の計画的な更新	コミュニティセンター設備の計画的な更新	市民協働推進課
	(2) 市民活動の活性化	市民活動団体相互のネットワーク形成と活動支援		市民協働推進課
		市民活動促進基本計画の推進		市民協働推進課
2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築	(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築	権利擁護事業の促進		生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課
	(2) 男女共同参画計画の推進	ワーク・ライフ・バランスの啓発促進		市民協働推進課
		男女共同参画計画の推進		市民協働推進課
(3) 平和施策の推進	平和啓発事業の推進		市民協働推進課	
3 市民文化の醸成	(1) 市民の文化活動への支援	地域における様々な文化活動への支援の推進		市民協働推進課・生涯学習スポーツ課
	(2) 文化活動の拠点となる施設の連携と利便性の向上	文化施設、生涯学習施設、体育施設等のネットワークの形成		企画調整課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・図書館
		歴史資料館の開設		企画調整課
	(3) 文化施設の再整備	吉祥寺美術館の拡充の可否の検討		企画調整課・市民協働推進課
		三駅周辺の文化施設配置の検討		企画調整課・市民協働推進課・吉祥寺まちづくり事務所・武蔵境開発事務所
	(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進	まちの魅力や情報の発信と共有		広報課・生活経済課
観光推進機構の機能の充実			生活経済課	
文化財の保護と活用			生涯学習スポーツ課	
4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	(1) 生涯学習機会の拡充	生涯学習関係団体活動支援と多様な事業主体との連携の推進		生涯学習スポーツ課
		時代に対応した大人の学習支援の研究		生涯学習スポーツ課
		生涯学習情報の一元化・共有化		生涯学習スポーツ課
	(2) スポーツの振興	スポーツに親しめる機会の充実		生涯学習スポーツ課
		地域におけるスポーツの担い手づくりの充実		生涯学習スポーツ課
		総合体育館の改修及びプール棟改築工事		生涯学習スポーツ課
		武蔵境駅圏への運動広場の設置(旧桜堤小学校運動広場(仮称))		生涯学習スポーツ課
	(3) 図書館サービスの充実	図書館の運営形態の検討		図書館
		来館・利用困難者に対するサービスの向上		図書館

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
5 地域の特性を活かした産業の振興	(1) 産業振興に関する方針の策定	産業振興に関する方針の策定	方針に基づいた産業振興施策の実施	生活経済課
		武蔵野商工会議所等との連携の強化		生活経済課
	(2) 商業の活性化	三駅圏周辺商業の活性化		生活経済課
		路線商店街活性化への支援		生活経済課
		コミュニティスタジオ事業の推進		生活経済課
	(3) 都市型産業の育成	起業支援		生活経済課
		社会的企業育成モデルの検討		生活経済課
	(4) 事業者支援・セーフティネットの充実	中小企業者への資金融資あっせん等支援策の充実		生活経済課
		就労支援		生活経済課
	(5) 都市農業の振興と農地の保全	農業振興基本計画の策定		生活経済課
都市農業の振興		生活経済課		
6 都市・国際交流の推進	(1) 交流事業の多様化の検討	市民相互の自主的交流の促進		交流事業課
		友好都市間の相互支援体制の構築		交流事業課・防災課
		アンテナショップ事業の充実		生活経済課
	(2) 市内に在住する外国人等への日常生活支援	外国人の日常生活支援体制の確立		交流事業課
		外国人に対する情報に関するセーフティネットの構築		交流事業課
7 災害への備えの拡充	(1) 防災態勢の強化	地域の防災力の向上		防災課
		地域防災計画の見直し		防災課
		業務継続計画（BCP）の更新		総務課
		災害時の情報提供の方法の検討・充実		広報課・防災課
		災害時の保健・医療・福祉の連携づくり		生活福祉課・健康課
	(2) 災害に備えた都市基盤の整備	友好都市間の相互支援体制の構築		交流事業課・防災課
		災害時の緊急輸送道路確保に向けた建築物の耐震化促進		住宅対策課・建築指導課
		消防水利の整備		防災課
	(3) 住宅の耐震化の促進	都市復興に関する取組みの検討	都市復興等の計画の策定	防災課・まちづくり推進課
		住宅の耐震化の促進		住宅対策課
8 多様な危機への対応の強化	(1) 防犯力の向上	パトロール隊との連携による地域防犯力の向上		安全対策課
		繁華街等における安全の確保		安全対策課
		ハイテク犯罪の防止		安全対策課
	(2) 新しい危機への態勢の整備	新型インフルエンザへの対応		防災課・安全対策課・健康課
		国民保護計画の変更		安全対策課
	(3) 消費者の権利の擁護と自立の支援	消費者被害防止		生活経済課
		消費者教育、情報提供、相談対応の充実		生活経済課

〈付表2〉施策体系図

## 【IV 緑・環境】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援	(1) 緑・環境に関する意識の醸成	環境学習・環境教育の充実		環境政策課
		環境啓発施設の検討		環境政策課・ごみ総合対策課・グリーンセンター
		緑・環境に関する情報発信、啓発事業の推進		環境政策課・ごみ総合対策課・緑化環境センター
	(2) 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進	緑を支える活動の支援		緑化環境センター
		第五期緑化環境市民委員会の実施		緑化環境センター
		環境に関する市民活動への支援		環境政策課
		環境配慮型ライフスタイルの啓発		環境政策課
		環境配慮行動普及のための制度の充実		環境政策課
		事業所の環境経営の普及促進		環境政策課
		まちづくりの環境配慮制度の検討		まちづくり推進課
		環境に配慮した住まいづくり・住まい方の推進		住宅対策課
多様な主体による緑の維持管理		緑化環境センター		
2 環境負荷低減施策の推進	(1) 都市基盤整備における環境負荷低減の推進	都市基盤整備における環境負荷低減の推進		施設課・道路課・下水道課・緑化環境センター・水道部工務課
		新エネルギー導入の推進		環境政策課
	(2) 低炭素社会に向けた施策の推進	公共施設における環境負荷低減施策の実施		環境政策課
3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	(1) 緑の保全と創出	公園緑地の整備・拡充		緑化環境センター
		公共施設跡地の公園緑地化（旧東町図書室、八幡町コミュニティセンター、下水道ポンプ場跡地）		緑化環境センター・管財課
		公園・緑地リニューアル計画の推進		緑化環境センター
		公園緑地の維持管理に関するガイドラインの策定及び適正な維持管理		緑化環境センター
		公共施設緑化基準の策定及び緑化推進		緑化環境センター
		民有地のみどりの保全と創出の推進		緑化環境センター
		農地の保全		生活経済課
	(2) 緑と水のネットワークの推進	仙川水辺環境整備基本計画の推進		緑化環境センター
		千川上水整備計画の推進		緑化環境センター
		グリーンパーク緑地拡充整備		緑化環境センター
		街路樹の保全・適正管理		緑化環境センター
		生物多様性の保全		環境政策課
	(3) 広域の緑の保護・育成	身近な自然体験学習の場の整備活用		緑化環境センター
		水源林の保全		水道部総務課
	森林の保全と活用（広域的な協力体制でのカーボンオフセットの研究）		環境政策課	

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
4 循環型社会システムづくりの推進	(1) ごみの発生・排出抑制の徹底と資源化の推進	排出者責任の明確化		ごみ総合対策課
		生ごみ等のバイオマスの減量・資源化の推進、エネルギー化の検討		ごみ総合対策課
		資源物回収・資源化処理の推進及びごみの最終処分量の削減		ごみ総合対策課
		市民・事業者・行政による協働推進体制		ごみ総合対策課
		エコセメント事業の支援		ごみ総合対策課
	(2) 新クリーンセンター建設と安全で効率的なごみ処理の推進	新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業（効率的なエネルギー回収等の焼却システムの検討）		クリーンセンター
		新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業に伴う施設・周辺整備		クリーンセンター
ごみ処理経費の効率性の検討			ごみ総合対策課	
		ごみの広域処理及び資源化の研究	ごみ総合対策課	
5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応	(1) 都市化の進展や社会情勢の変化に伴う新たな環境問題への対応	有害性物質の適正な管理及び指導		環境政策課
		新たな環境問題への適切な対応		環境政策課
	(2) 生活形態の多様化や価値観の変化に伴う生活環境問題への対応	生活公害の防止、解決施策の検討		環境政策課
		落書き消去と防止策の推進		環境政策課
		喫煙マナーアップの強化及びまちの美化の推進		ごみ総合対策課

〈付表2〉施策体系図

# 【V 都市基盤】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
1 地域の特性に合ったまちづくりの推進	(1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開	まちづくり支援制度の検討	まちづくり支援制度の運用	まちづくり推進課	
		地区計画・地区まちづくり計画等の活用		まちづくり推進課	
		良好なまちづくりを進める開発調整の推進		まちづくり推進課	
	(2) まちづくりに関する情報の共有化	都市計画マスタープランの運用	都市計画マスタープランの見直し	まちづくり推進課	
		用途地域等の見直し		まちづくり推進課	
	(3) 土地利用の計画的誘導	高さ制限の導入検討		まちづくり推進課	
		大規模な企業地や公共公益施設の土地利用の維持		まちづくり推進課	
		都市計画に関する基礎調査		まちづくり推進課	
	(4) 調和のとれた都市景観の形成	景観まちづくりの具体的な展開		まちづくり推進課	
		道路の景観整備の推進		道路課	
		路上看板等の改善指導		道路課	
	2 都市基盤の更新	(1) 都市基盤の再構築と運用管理	境公園都市計画の見直し		まちづくり推進課
			橋りょう長寿命化計画の推進		道路課
道路改修計画の策定、道路改修計画による予防保全的な道路改修の実施				道路課	
(2) 広域連携や市民との協働による道路等の管理		道路維持管理業務の効率化のための検討		道路課	
		民間関係機関との連携強化		建築指導課	
(3) 建築物の適正な維持管理、安全対策の推進		既存建築物・設備の適正な使用・維持管理の強化		建築指導課	
	違反建築物等への対策の徹底		建築指導課		
3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	バリアフリー基本構想に基づく事業の推進	バリアフリー基本構想に基づく事業の推進及び見直し（評価）	まちづくり推進課	
	(2) 歩いて楽しいまちづくりの推進	歩いて楽しいまちづくりの推進		道路課	
	(3) 移動手段の分散化と交通環境の整備	駐車場整備計画の検討		交通対策課	
		違法駐車防止対策の推進		交通対策課	
		交通安全施設の整備		交通対策課	
		交差点の改良及びバスベイの設置		交通対策課	
		市民交通計画の推進及び定期的な見直し		交通対策課	
	(4) 公共交通機関の利用促進	高齢社会の進展による交通（移動）手段のあり方の検討		交通対策課	
		パークアンドバスライドの推進		交通対策課	
		バスの運行定時性の確保		交通対策課	
	(5) 自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発	駐輪場の整備と既存駐輪場の有効活用の推進		交通対策課	
		自転車安全利用講習会等による運転マナーの向上と正しい交通ルールの周知		交通対策課	
自転車の安全な走行環境の整備			交通対策課		

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
4 道路ネットワークの整備	(1) 生活道路の整備	居住者・歩行者の安全性・快適性を考慮した歩車共存の道路整備の推進		交通対策課
		区画道路の整備の推進		道路課
		狭あい道路整備の推進		道路課
	(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進	都市計画道路の検証		まちづくり推進課
		7・6・1号線の整備推進		道路課
		3・4・27号線の整備推進		道路課
		3・4・10号線（五日市街道）、3・4・3号線（井ノ頭通り）、3・4・11号線（女子大通り）の事業化の要請		まちづくり推進課
	(3) 外環への対応	外環の2にかかる検討		まちづくり推進課
	5 下水道の再整備	(1) 下水道経営の健全化	下水道事業の公営企業法適用及び企業会計の導入	
受益負担の適正化に向けた検討				下水道課
(2) 下水道総合計画の推進		石神井川排水区雨水幹線の整備		下水道課
		下水道二次計画の推進		下水道課
		下水道管きよの再構築		下水道課
(3) 下水道臭気対策の推進		流域下水道建設負担金の支出		下水道課
		吉祥寺駅周辺の下水臭気対策支援の推進		下水道課
(4) 新たな水循環システム確立と水害対策の推進		合流式下水道改善事業		下水道課
		吉祥寺北町地区水害対策の推進		下水道課
		雨水貯留浸透施設の設置の推進		下水道課
		雨水流出抑制対策の推進		下水道課
6 住宅施策の総合的な取組み		(1) 計画的な住宅施策の推進	住宅マスタープランの推進	住宅マスタープランの改定
	市営住宅・福祉型住宅の適切な管理とあり方の検討			住宅対策課
	住宅情報の一元管理と情報提供体制の充実			住宅対策課
	(2) 多様な世代・世帯に適應する住まいづくり	住み替え支援制度の利用促進		住宅対策課
	(3) 良質な住まいづくりへの支援	集合住宅の適切な維持管理等への支援		住宅対策課
			良好な住環境の形成に向けた支援	住宅対策課

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
7 三駅周辺まちづくりの推進	(1) 吉祥寺地区	駅南北自由通路の整備		吉祥寺まちづくり事務所
		吉祥寺方式による荷捌き車両対策の推進		吉祥寺まちづくり事務所
			吉祥寺駅周辺の交通機能の抜本的改善の検討	吉祥寺まちづくり事務所・交通対策課
		吉祥寺駅周辺駐輪場の整備及び運営形態の改善		交通対策課
		北口駅前広場の機能更新		吉祥寺まちづくり事務所
		南口駅前広場の整備		吉祥寺まちづくり事務所
		市道第 190 号線の整備		道路課
			平和通り（都道第 115 号線）の再整備	吉祥寺まちづくり事務所
		パークロード（市道第2号線）の再整備		吉祥寺まちづくり事務所
		七井橋通り（市道第 151 号線）の整備		道路課
		吉祥寺駅南口周辺再整備基本構想の検討		吉祥寺まちづくり事務所
		公会堂のあり方や利活用の検討		企画調整課
		東部地区の区画道路の整備と沿道まちづくりの検討		吉祥寺まちづくり事務所
		ハモニカ横丁の整備方策の検討への支援		吉祥寺まちづくり事務所
	民間老朽化建物の建替え誘導		吉祥寺まちづくり事務所	
	(2) 中央地区	北口補助幹線道路整備の推進		道路課
		かたらいの道の整備		道路課
		三鷹駅北口まちづくり構想の策定		まちづくり推進課
		三鷹駅北口周辺駐輪場の整備推進及び運営形態の改善		交通対策課
	(3) 武蔵境地区	武蔵境地区区画道路整備事業		武蔵境開発事務所
		武蔵境駅舎周辺環境整備事業（北側駅舎連続施設）		武蔵境開発事務所
		鉄道連続立体交差事業及び側道整備事業		まちづくり推進課
		都市計画道路3・3-23 号線事業		武蔵境開発事務所
		武蔵境駅周辺駐輪場の整備推進及び運営形態の改善		交通対策課
		都道 123 号線拡幅整備事業		武蔵境開発事務所
		武蔵境市政センターの移転		市政センター
	8 安全でおいしい水の安定供給	(1) おいしい水の供給	直結給水方式の普及	
(2) 経営の効率化		経営の効率化		水道部総務課
(3) 水道施設の整備と災害時の安定供給		配水管網整備の推進		水道部工務課
		水源施設の維持・更新		水道部工務課
		浄水場施設の維持・更新		水道部工務課
		水源施設での非常災害用給水施設の整備		水道部工務課
(4) 都営一元化へ向けた検討		財務諸表の検証		水道部総務課

〈付表2〉施策体系図

# 【Ⅵ 行・財政】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進	(1) 市政運営への市民参加の拡大	参加を拡大するための機会・場の設定		企画調整課・各課
		無作為抽出型ワークショップなどの新たな手法の活用		企画調整課・各課
		様々な世代や性別などに配慮した、市民公募等の推進		企画調整課
		積極的な投票参加の促進		選挙管理委員会
	(2) 連携と協働の推進	柔軟なネットワークを構築するための基盤整備		市民協働推進課・生涯学習スポーツ課
		市民ボランティア、市民活動団体、NPO の積極的活動への支援		市民協働推進課・生涯学習スポーツ課
		市民活動促進基本計画の推進（再掲）		市民協働推進課
	(3) 市政運営等に関する将来像の共有化	今後の自治体運営のあり方の共有と基本構造の検討		企画調整課
		市政運営に必要な制度や手続き等のルール化・体系化		企画調整課
	2 市民視点に立ったサービスの提供	(1) 行政サービスの提供機会の拡大	休日開庁の拡大の検討	
自動交付機の利用拡大				市民課
ICT を利用したサービスの拡大				情報管理課
税金納付の多チャンネル化の推進				納税課
(2) 効率的・効果的な行政サービスの提供		分野を越えた行政サービスの連携・連動		企画調整課・総務課・各課
		近隣自治体との広域連携の検討		企画調整課・各課
		業務の外部化に関する検討		企画調整課・総務課・各課
(3) 公共サービスの連続性の向上		分野を越えた行政サービスの連携・連動（再掲）		企画調整課・総務課・各課
		適切な個人情報保護と必要な情報の共有化の検討		情報管理課・市民協働推進課・各課
3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり	(1) 積極的な情報発信と説明責任の向上	市民にわかりやすい予算の公表		財政課
		情報公開・情報発信機能の強化		広報課・市民協働推進課
		総合的な市政情報提供の推進		広報課・各課
		監査機能の充実・強化		監査委員事務局
	(2) 広聴の充実	広聴の機会と手段の充実		市民協働推進課・各課
	(3) 広報と広聴の連携の推進	広報と広聴のサイクルの確立		広報課・市民協働推進課・各課

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用	(1) 公共施設の再配置と計画的整備の推進	「公共施設配置の基本的な方針」に基づく施設整備 (PRE 戦略の推進)		企画調整課
		公共施設の総合的・計画的整備 (ファシリティマネジメント) の推進		企画調整課・施設課
		公共施設の中長期資産管理計画の作成		施設課・財政課
		施設利用者満足度調査の実施		施設課
		公共施設建替え用地の確保 (旧中央図書館跡地、市営西久保住宅跡地)		企画調整課
	(2) 市有財産の有効活用	未利用・低利用財産の有効活用		企画調整課・管財課
5 社会の変化に対応していく行財政運営	(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化	トップマネジメント及び各マネジメントの強化		企画調整課・各課
		職員の経営能力の養成		人事課
	(2) 健全な財政運営の維持	「行財政改革を推進するための基本方針」の改定と推進		企画調整課
		財政運営のガイドラインの設定の検討と策定		財政課
		新たな複式簿記会計の導入の検討		財政課
		事務事業及び補助金等の見直しの実施		企画調整課・財政課
		入札及び契約制度改革の更なる推進		管財課
	(3) ICT化による業務の効率化の推進	情報システムのあり方の検討		情報管理課
		自治体クラウド導入に関する検討		情報管理課
		危機発生時の業務継続マネジメント (BCM) 強化と業務継続計画 (BCP) の更新		総務課・情報管理課
	(4) リスク管理能力・危機対応力の強化	組織のリスク管理能力と危機発生時の対応力の強化		総務課
		情報セキュリティ対策の強化		情報管理課
		(5) 行政サービスにおける適正な受益と負担	適正な受益と負担の検討	
	広告収入等の拡大に関する検討			財政課

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
5 社会の変化に対応していく行財政運営	(6) 財政援助出資団体に関する将来像の検討	財政援助出資団体に対する指導の強化		企画調整課・財政課
		各団体における経営改革等の支援		企画調整課・財政課
		統廃合を含めたあり方の検討		企画調整課
		指定管理者制度等における基本方針の改定		企画調整課
6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営	(1) 目的意識を持ち自らチャレンジする人材の育成	職員行動指針の定着		人事課
		仕事を通じた人材育成の仕組みづくり		人事課
		業務改善へ向けた提案・工夫に対する奨励の仕組みづくり		総務課・人事課
	(2) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度の確立	職員の主体性と自律を引き出す人事配置のあり方の検討		人事課
		人事評価制度の改善		人事課
		職務・職責に応じた給与制度の改善		人事課
	(3) 職員構成や就労環境の多様化を見据えた組織のあり方の検討	柔軟かつ多様な働き方を支援する制度の検討		人事課
		定年延長に対応した多様な働き方を含む任用のあり方の検討		人事課
		女性管理職登用など女性の能力発揮の機会の拡大		人事課
		職員の心身の健康維持・向上の推進		人事課
	(4) 今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化	次期職員定数適正化計画の策定		人事課
		市民の雇用創出の推進		人事課

〈附表3〉

# 主な個別計画一覧表

分野	計画名	年度											備考
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
健康・福祉	健康福祉総合計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	(地域福祉計画)	[Progress bars from 24 to 33]											
	(健康推進計画)	[Progress bars from 24 to 33]											
	(高齢者福祉・介護保険事業計画)	[Progress bars from 24 to 33]											
	(障害者計画)	[Progress bars from 24 to 33]											
	特定健康診査等実施計画	[Progress bars from 24 to 33]											
子ども・教育	子どもプラン武蔵野	[Progress bars from 24 to 33]											
	学校教育計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	特別支援教育推進計画	[Progress bars from 24 to 33]											
文化・市民生活	国民保護計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	生活安全計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	地域防災計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	観光推進計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	農業振興基本計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	市民活動促進基本計画 (NPO活動促進基本計画)	[Progress bars from 24 to 33]											
	男女共同参画計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	生涯学習計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	スポーツ振興計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	図書館基本計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	子ども読書活動推進計画	[Progress bars from 24 to 33]											
緑・環境	環境基本計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	市役所地球温暖化対策実行計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	緑の基本計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	仙川水辺環境整備基本計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	千川上水整備基本計画	[Progress bars from 24 to 33]											
	公園・緑地リニューアル計画	[Progress bars from 24 to 33]											

付表・参考  
主な個別計画一覧表

分野	計画名	年度											備考			
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33					
都市基盤	都市計画マスタープラン															
	バリアフリー基本構想															
	交通バリアフリー道路特定事業計画															
	景観整備路線事業計画 (早期事業化路線)															
	景観整備路線事業計画 (中長期事業化路線)															
	御殿山通り整備基本計画															
	吉祥寺グランドデザイン															
	「NEXT-吉祥寺」プロジェクト															
	これからのまち 武蔵境 (リーフレット)															
	住宅マスタープラン															
	市営住宅ストック総合活用計画															
	耐震改修促進計画															
	自転車等総合計画															
	地域公共交通総合連携計画															
	市民交通計画															
	交通安全計画															
下水道総合計画																
行・財政	行財政改革を推進するための基本方針															
	行財政改革アクションプラン															
	総合情報化基本計画															
	人材育成基本方針															
	職員定数適正化計画															
	特定事業主行動計画															
	職員研修計画															

※各計画の改定（見直し）年度は現時点での予定であり、今後法改正等により変更となる場合がある。

〈参考〉

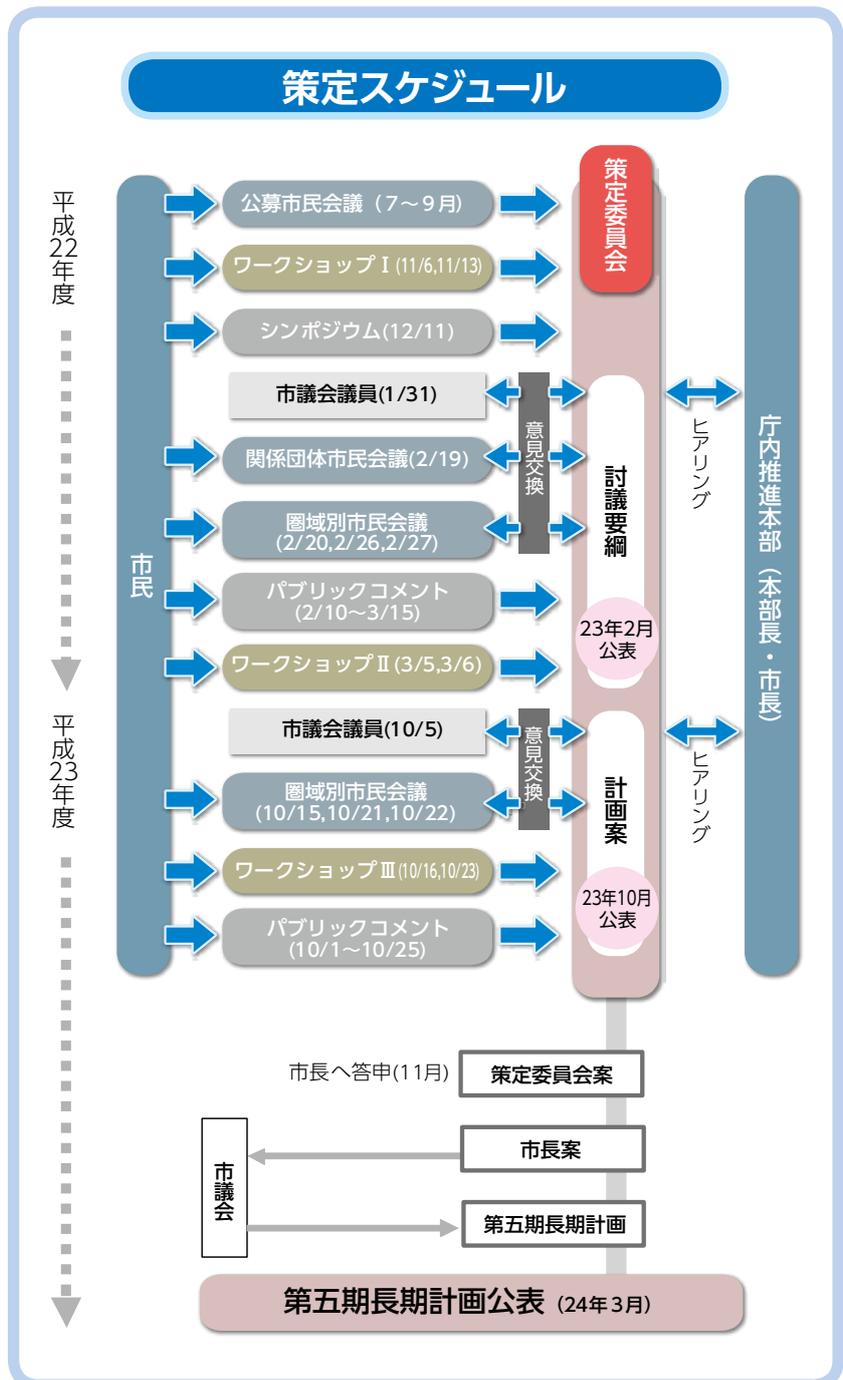
## 第五期長期計画策定の経過

平成22年7月に策定委員会に先立ち公募市民会議を設置、8月末には市内在住の有識者、公募市民会議より選出された市民及び副市長からなる策定委員会を設置し、第五期長期計画の策定がスタートした。

策定委員会は議論を深め、討議要綱を平成23年2月に作成、市報特集号（2月10日）に全文掲載するとともに全戸に配布し、これを元に市民や市議会議員との意見交換、パブリックコメントなど、様々な手法により広く意見を求めた。

平成23年3月11日に発災した東日本大震災によって当初予定を3カ月遅らせることとなったが、市民等より寄せられた意見を参考に策定委員会による議論を進め、基本課題や分野別施策をまとめた「第五期長期計画案」を平成23年10月に作成、市報特集号（10月1日）により全戸配布し、改めて圏域別市民会議やパブリックコメントなどにより市民や関係者の意見を広く求めた。寄せられた意見を参考に必要な修正を加えた上で策定委員会案がまとめられ、11月29日に策定委員会より市長へ答申された。

市長は答申をただちに市長案として整理し、武蔵野市長期計画条例に基づき「武蔵野市第五期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」を市議会（平成23年第4回定例会）へ上程、第五期長期計画審査特別委員会での審査を経て全会派一致で可決され（平成24年第一回臨時会）、第五期長期計画が成立した。



## 策定委員会等の日程

月 日	策定委員会・作業部会等	内 容
平成22年 6月21日		〈庁内推進本部〉発足
7月16日		〈庁内推進本部〉本部長講話
7月26日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第1回
8月5日		〈庁内ワーキングチーム〉発足
8月12日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第2回
8月25日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第3回
8月31日	【策定委員会】 第1回	策定委員会発足(委員委嘱・委員長 副委員長選出・策定委員会の運営について・庁内体制及び策定スケジュールについて・武蔵野市の長期計画について)
9月17日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第4回
9月28日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第5回
10月4日	【策定委員会】 第2回	市長懇談会・委員長 副委員長選出・施設視察
10月12日		〈庁内推進本部〉策定委員による各部ヒアリングについて
10月15日		市報(No1883)掲載—策定委員、スケジュール紹介
10月27日	【策定委員会】 第3回	市民意識調査について・将来人口推計について・個別計画について・財政状況について・第四期長期計画・調整計画の実施状況・武蔵野市の将来を考える市民会議報告書について
10月29日		武蔵野市の将来を考える市民会議より市長へ検討結果の報告
11月2日	〈作業部会〉 第1回	各部ヒアリング(都市整備部・子ども家庭部・財務部)
11月6日		《無作為抽出市民ワークショップI》1日目 (会場:市役所811会議室) 参加者72名
11月9日	〈作業部会〉 第2回	各部ヒアリング(環境生活部・防災安全部・健康福祉部・総務部)
11月13日		《無作為抽出市民ワークショップI》2日目 (会場:市役所811会議室) 参加者69名
11月15日	〈作業部会〉 第3回	各部ヒアリング(教育部・水道部・企画政策室)
11月16日	【策定委員会】 第4回	討議要綱分野別検討課題案について
12月6日	【策定委員会】 第5回	討議要綱たたき台について
12月11日		《シンポジウム》「これからの地域コミュニティを考える～市民の社会貢献と地域コミュニティ～」 (会場:市役所811会議室) 参加者127名
12月14日	〈作業部会〉 第4回	討議要綱たたき台について

月 日	策定委員会・作業部会等	内 容
12月21日	〈作業部会〉 第5回	討議要綱案について
平成23年 1月5日	〈作業部会〉 第6回	討議要綱案について
1月7日	【策定委員会】 第6回	討議要綱案について
1月18日		〈庁内推進本部〉討議要綱案について
〃	〈作業部会〉 第7回	討議要綱案について
1月27日	〈作業部会〉 第8回	市議会全員協議会について
1月31日	【策定委員会】 第7回	【市議会全員協議会】「討議要綱について」
2月1日		★「第五期基本構想・長期計画討議要綱」公表
2月10日		市報(No.1892)掲載—討議要綱全文
2月14日	〈作業部会〉 第9回	市民会議について
2月19日	市民会議	関係団体市民会議(会場:市役所811会議室) 参加者:健康・福祉分野52名 子ども・教育分野75名 緑・環境・市民生活 分野85名 都市基盤・行財政分野13名
2月20日	市民会議	圏域別市民会議／中央地区(会場:市役所601会議室) 参加者22名
2月26日	市民会議	圏域別市民会議／吉祥寺地区(会場:商工会館市民会議室) 参加者11名
2月27日	市民会議	圏域別市民会議／武蔵境地区(会場:スイングレインボーサロン) 参加者26名
3月5日		《無作為抽出市民ワークショップⅡ》1日目 (会場:市役所811会議室) 参加者87名
3月6日		《無作為抽出市民ワークショップⅡ》2日目 (会場:市役所811会議室) 参加者79名
3月9日	〈作業部会〉 第10回	教育委員会との意見交換
3月15日まで		討議要綱についての文書意見提出(市民・議員・職員)
4月26日	〈作業部会〉 第11回	武蔵野市の将来を考える市民会議委員との意見交換 討議要綱に寄せられた意見について
5月9日		〈庁内推進本部〉本部長による各部ヒアリングについて
5月12日	〈作業部会〉 第12回	討議要綱に対する意見について
5月20日	【策定委員会】 第8回	討議要綱に対する意見について・討議要綱の振り返り

月 日	策定委員会・作業部会等	内 容
5月30日		〈庁内推進本部〉本部長による各部ヒアリング
5月31日		〈庁内推進本部〉本部長による各部ヒアリング
6月3日	〈作業部会〉第13回	まちづくりの目標について・分野について
6月14日	〈作業部会〉第14回	各部ヒアリング(総務部・都市整備部・教育部)
6月15日	〈作業部会〉第15回	各部ヒアリング(水道部・財務部・環境生活部・防災安全部)
6月20日	〈作業部会〉第16回	各部ヒアリング(健康福祉部・子ども家庭部・企画政策室)
6月28日	【策定委員会】第9回	基本課題について
7月5日	〈作業部会〉第17回	討議要綱基本課題の視点から見た分野の課題・キーワード
7月12日	【策定委員会】第10回	基本的な考え方・市政を取り巻く主な動向について
7月21日	〈作業部会〉第18回	分野別体系図・基本施策の課題設定について
7月26日	【策定委員会】第11回	基本的な考え方・市政を取り巻く主な動向・基本課題について
8月2日	〈作業部会〉第19回	計画案について
8月11日	【策定委員会】第12回	基本的な考え方・市政を取り巻く主な動向・基本課題について
8月17日	〈作業部会〉第20回	市長との意見交換 主な論点について
8月24日	〈作業部会〉第21回	財政計画について・武蔵野市長期計画条例(案)について・計画案について
8月29日	【策定委員会】第13回	計画案について
9月1日	〈作業部会〉第22回	計画案について
9月3日	〈作業部会〉第23回	計画案について
9月9日	〈作業部会〉第24回	計画案について
9月12日	〈作業部会〉第25回	計画案について
9月20日	〈作業部会〉第26回	計画案について

月 日	策定委員会・作業部会等	内 容
10月1日		★「第五期長期計画案」公表 市報(No.1911)掲載—計画案
10月3日	〈作業部会〉 第27回	計画案について(主な論点等)
10月5日	【策定委員会】 第14回	【市議会全員協議会】 「計画案について」
10月15日	市民会議	圏域別市民会議／中央地区(会場:市役所412会議室) 参加者7名
10月16日		《無作為抽出市民ワークショップⅢ》 1日目 (会場:市役所811・812会議室) 参加者99名
10月21日	市民会議	圏域別市民会議／吉祥寺地区(会場:商工会館市民会議室) 参加者19名
10月22日	市民会議	圏域別市民会議／武蔵境地区(会場:スイングスカイルーム) 参加者16名
10月23日		《無作為抽出市民ワークショップⅢ》 2日目 (会場:市役所811・812会議室) 参加者数89名
10月25日まで		計画案についての文書意見提出(市民・議員・職員)
11月1日	【策定委員会】 第15回	計画案に寄せられた意見について
11月8日	〈作業部会〉 第28回	教育委員会との意見交換 計画案について(主な論点等)
11月10日	〈作業部会〉 第29回	市長との意見交換 計画案について(主な論点等)
11月14日	〈作業部会〉 第30回	計画案の修正について
11月17日	【策定委員会】 第16回	答申案について
11月20日	〈作業部会〉 第31回	計画案の修正について
11月29日		策定委員会から市長へ「武蔵野市第五期長期計画案」の答申
12月2日		〈庁内推進本部〉「武蔵野市第五期長期計画案」について・議案について
12月9日		武蔵野市長期計画条例可決
12月21日		平成23年第4回市議会定例会へ「武蔵野市第五期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」を上程、同日設置された「第五期長期計画審査特別委員会」へ付託
平成24年 1月11・12・13日		第五期長期計画審査特別委員会で審査・可決
1月23日		平成24年第1回市議会臨時会において可決

## 関係団体市民会議招請団体(順不同)

### 健康・福祉

(社)武蔵野市医師会、(社)武蔵野市歯科医師会、武蔵野市接骨師会、武蔵野市薬剤師会、(医社)陽和会介護老人保健施設ハウス  
クリーンパーク、(財)天誠会介護老人保健施設あみず苑、武蔵野市シルバー人材センター、(社福)親の家特別養護老人ホーム親  
の家、(社福)至誠学舎東京 特別養護老人ホーム吉祥寺ナーシングホーム、(社福)正寛会特別養護老人ホームケアコート武蔵  
野、(社福)徳心会特別養護老人ホームさくらえん、(社福)とらいふ、(社福)プラットホーム特別養護老人ホーム武蔵野館、特別  
養護老人ホームゆとりえ、和泉会、五日市通り櫛会、井の頭お茶の水会、介護保険むさしの市民の会、北祥会、吉祥寺本町シル  
バー会、境南富士見会、境南みつわクラブ、銀友会、グループ萩の会(テンミリオンハウス 川路さんち)、グループ萌黄(テン  
ミリオンハウス そ〜らの家)、けやき会、光和会シルバークラブ、さかい一寿会、さくら会、さつき会、新生会クラブ、千歳  
会、中央シルバークラブ、特定非営利活動法人ワーカズどんぐり(テンミリオンハウスくるみの木)、中町寿会、西久保愛光  
会、西和会、日本アビリティーズ協会(テンミリオンハウス月見路)、パーソナルケア・吉祥寺(テンミリオンハウス関三倶楽部)、  
本田北クラブ、みどり会、緑町愛光会、武蔵野喜楽会、武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会、武蔵野市桜寿会、武蔵野市の  
医療と福祉をすすめる会、むさしの祥南クラブ、武蔵野長寿会、ムサシノ長生会、武蔵野長楽会、武蔵野福寿会、ゆう3(テンミ  
リオンハウス 花時計)、ワーカズコープ(テンミリオンハウスきんもくせい)、和光会、大野田地域福祉活動推進協議会、北  
多摩東地区保護司会武蔵野分区、吉祥寺東部地域福祉活動推進協議会、吉祥寺西部地域福祉活動推進協議会、吉祥寺南町地域福  
祉活動推進協議会、御殿山地域福祉活動推進協議会、境地域福祉活動推進協議会、境南地域福祉活動推進協議会、桜野地域福  
祉活動推進協議会、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会、関前地域福祉活動推進協議会、千川地域福祉活動推進協議会、中央地域  
福祉活動推進協議会、西久保地域福祉活動推進協議会、ボランティアセンター武蔵野、武蔵野市赤十字奉仕団、武蔵野市民生  
児委員協議会、四小地区地域福祉活動推進協議会、アトリエ銀木屋、いるか、ウノドス、浩仁堂 カバーヌ、(社福)武蔵野千  
川福祉会、(社福)武蔵野、第二金曜会、ミュー(MEW)、特定非営利活動法人ゆうあいセンター、武蔵野市身体障害者協会、む  
らさき育成会、山彦の会

### 子ども・教育

要約筆記サークル「むさしの」、泉幼稚園跡地利用を考える会実行委員会、地域子ども館井之頭あそべえ企画運営会議、地域子  
ども館一小あそべえ企画運営会議、地域子ども館関前南あそべえ企画運営会議、地域子ども館境南あそべえ企画運営会議、地  
域子ども館五小あそべえ企画運営会議、地域子ども館三小あそべえ企画運営会議、地域子ども館四小あそべえ企画運営会議、  
地域子ども館千川あそべえ企画運営会議、地域子ども館大野田あそべえ企画運営会議、地域子ども館二小あそべえ企画運営会  
議、地域子ども館本宿あそべえ企画運営会議、地域子ども館桜野あそべえ企画運営会議、武蔵野市私立幼稚園連合会、(財)東京  
基督教女子青年会、(財)ラボ国際交流センター、四小ファイターズ、武蔵野五小ミニバスケットボールクラブ、武蔵野市学童ク  
ラブ連絡協議会、武蔵野ヒップファミリークラブ、愛子供会、青空子ども会、アジア剣士会 アジア少年剣士会、いちょうな  
み木こども会、一小剣友会、井の頭サッカーサークル、イヤリングス、大野田サッカークラブ、ガールスカウト東京都第110  
団、ガールスカウト東京都第18団、空手道こどもクラブ、ガレリアこども会、吉祥寺剣道会、吉祥寺文庫、吉祥寺南町わんぱ  
く相撲委員会、吉祥寺ミニバスケットボールクラブ ブルーサンダー、境南剣道クラブ、境南サッカークラブ、境南ブレーブ  
ス、梧桐スポーツ少年団、子どもの参画をすすめる会、コンコン野球クラブ、少年インディアンズ、少年タイガース、少年野  
球団ユニバース、少年野球武蔵野エースハンターズ、スパル子供会、青少年問題協議会 井之頭地区委員会、青少年問題協議  
会 大野田地区委員会、青少年問題協議会 境南地区委員会、青少年問題協議会 桜野地区委員会、青少年問題協議会 関前  
南地区委員会、青少年問題協議会 千川地区委員会、青少年問題協議会 第一地区委員会、青少年問題協議会 第五地区委員  
会、青少年問題協議会 第二地区委員会、青少年問題協議会 第四地区委員会、青少年問題協議会 本宿地区委員会、青少  
年問題協議会 第三地区委員会、関前サッカークラブ、千川子ども会、千川サッカークラブ、千川少年ベアース、特定非営利  
活動法人 プレーパークむさしの、特定非営利活動法人 むさしの・多摩・ハバロフスク協会、二小ジャガース、日本ボーイ  
スカウト東京連盟武蔵野第4団、非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会、フィオーレ武蔵野フットボールクラブ、フッ  
トボールクラブ ハナロ、ボーイスカウト武蔵野第1団、ボーイスカウト武蔵野第3団、本宿サッカークラブ、本宿シルバ  
ースワローズ、本宿わんぱく相撲実行委員会、武蔵野M・B・C、武蔵野一小サッカークラブ、武蔵野ウイングスサッカークラ  
ブ、武蔵野警察署 少年柔剣道会、武蔵野交通少年団、武蔵野こども合気道クラブ、武蔵野市スキースポーツ少年団、むさし  
野ジュニア合唱団「風」、武蔵野消防少年団、武蔵野青少年柔道会、わかくさ子ども会、@iQ会(アイキュー)、61会、A.

J. Tバレエサークル、E. J. DANCE SOCIETY、F.C.アリーテ、MAX、MM卓球サークル、NBD吹奏楽団、OAK、ONCE、R.M.C(リフレッシュ武蔵野サークル)、R・マスターズ、Scorpion Distance、SEV、TBC、THE MENS、UF3インディアカ同好会、アトリエ・コスモ、アトリエオアシス、アトリエ独歩の森、アトリエ虹、アトリエ松葉、あひるの会、あゆみ、いかそお〜めん、いきいき67会、いつみ会、ウエストフォークダンスサークル、エム・アイン、エルダリー7期会、おはなしメルヘン、かとれあ会、カメラータむさしの、かもしか子ども会、カント・ピアチェーレ、カントリーダンスの会Wildwood Flowers、クール・ホワイエ、クッキングメイトむさしの、ぐるーぷハーモニー、グループファインアート、コール・コスモ、コール・メイ、コールエコー、コスモスライン花、コミュニティテニスクラブ、さかいー寿会、さかい歌謡クラブ、ささらの会、サンクラブ、シエル ランセ、ジモッピーN(ネット)ー市民会館と地域をつなぐ会ー、しょうとてんぱー、ステップ武蔵野、スピンドル、スマレダンスサークル、ダンシングハート武蔵野、つばさ音楽クラブ、つばみの会、トータム、トリム体操の会、なでしこ会、なないち会、ぱ・あ・ぱ、パッチワークWATAの会、バラの会(ヨガ教室)、ひめしゃら、フライディ、フラワーフォークダンス同好会、ふれあいくらぶ、ボヌール、ボランティア きもの藍の会、みやび、みんなでKids陶芸、むさしのFM市民の会、むさしのおはなし語ろう会、むさしのぞうれっしゃ合唱団、むさしのソシアルダンスの会、むさしのフォーラム21、むさしの琴の会、むさしの健康体操、むさしの好朋友会、むさしの紅会、むさしの三曲協会、むさしの山友会、むさしの美術文化の会、むさしの歴史散歩の会、むさしの浣塾、めぐりあい、やはた会、ゆびとま子育て@吉祥寺、ライラックの会、ラタンアート武蔵野、ランセル、リトミックサークルわくわく広場むさしの、リフレッシュ体操、レディースハーブ、ロハズ(LOHAS)の会、わらべうたの会げっくりにかっくりに、亜細亜大学吹奏楽団、井の頭空手教室、井の頭小学校PTA、井の頭小学校学校施設開放運営委員会、一中OB卓球サークル、一万米水泳クラブ、雨情うたごえ合唱団、英語とスペイン語子どもの会、家庭倫理の会武蔵野中央、科の木会、歌の会「銀鈴」、花工房押し花絵、華の会、華の会(社交ダンス)、画楽多会、絵画サークルひこばえ、絵手紙あゆみ、絵手紙れもんの会、選歴野球むさしのシルバース、関前ウォークの会、関前サッカークラブ(子ども)、関前歌謡クラブ、関前南小学校PTA、関前南小学校学校施設開放運営委員会、関前福祉の会、吉祥寺フィルハーモニーオーケストラ、吉祥寺健康ヨーガ、吉祥寺杖道会、吉祥寺村立雑学大学、吉祥寺南病院バレーボール部、居合道武蔵野剣修会、境ミニテニスサークル、境ヨガ同好会、境南ブレイブス、境南小学校PTA、境南小学校学校施設開放運営委員会、境南地域社協、郷土美術館研究会、銀青会、銀蹊13期会、銀蹊15期会、銀蹊16期会、銀蹊18期会、銀蹊19期会、銀蹊21期会、銀蹊合同会、空手道こどもクラブ、恵卓球親睦会、劇団 新芸座、憲法を学ぶ会、古文書の会、五一会、光和会テニスクラブ、宏方会武蔵野吟詠部、紅萌会、高齢者の音楽を考える会、混声合唱団コールクライス、財団法人ラボ国際交流センター、桜堤バレエサークル、桜野トリムの会、桜野小学校PTA、桜野小学校学校施設開放運営委員会、三精会、四季の会、子どもの参画をすすめる会、子どももおとなも楽しむ 生活プロジェクト、市川カラオケ教室、紫縁(ゆかり)会、紫芳短歌会、自然体験宝箱、自由大学銀蹊会、自力整体、写真集団むさしの、写遊「どんぐり」、手編み同好会、手話サークルむさしの(夜)、秋津書道会、出版NPO一本をたのしもう会、初美会、女声アンサンブルYellow Sox、女声合唱団「並木」、女声合唱団麦の穂、少年ゲッツ、少林気功会、新世会コーラス、新日本婦人の会武蔵野支部 ひばり班、西部クラブ、西部生涯学習の会、西和会、青空子ども会、青色友の会、千川小学校PTA、千川小学校学校施設開放運営委員会、全日写連写団むさしの支部、太極拳武蔵野白鶴会、大野田小学校PTA、大野田小学校学校施設開放運営委員会、第一小学校PTA、第一小学校学校施設開放運営委員会、第一中学校PTA、第五小学校PTA、第五小学校学校施設開放運営委員会、第五中学校PTA、第三小学校PTA、第三小学校学校施設開放運営委員会、第三中学校PTA、第四小学校PTA、第四小学校学校施設開放運営委員会、第四中学校PTA、第四中学校学校施設開放運営委員会、第二小学校PTA、第二小学校学校施設開放運営委員会、第二中学校PTA、第二中学校学校施設開放運営委員会、第六中学校PTA、池ノ坊生け花幽翠会、中央高等学院バスケットボールクラブ、中央通り西祥会、中文学習班、天山会、都市型水害研究会、東京都青少年の環境を守る会 武蔵野支部、陶芸サークル“GOS”、特定非営利活動法人 武蔵野多摩環境カウンセラー協議会、南町料理の会、二小ジャガーズ、日本ボーイスカウト 東京連盟武蔵野第4団、日本リアリズム写真集団 武蔵野支部、日本空手道尚武会、日本獣医生命科学大学バドミントン同好会、日本獣医生命科学大学バレーボール同好会、日謡会、波の会、白百合バドミントンクラブ、白百合会、武蔵野M. B. C、武蔵野けんだまクラブ、武蔵野こども合気道クラブ、武蔵野コントラクトブリッジ同好会、武蔵野シニアアンサンブル、武蔵野ジュニアジャズアンサンブル、武蔵野スキークラブ、武蔵野ターゲットバードゴルフクラブ連合会、武蔵野たんぽぽ、武蔵野バトンチアサークル、武蔵野ヒップファミリークラブ、武蔵野フォークダンス同好会、武蔵野ブラショフ市民の会、武蔵野マジシャンズクラブ、武蔵野メンズクッキング、武蔵野ヤングミセスの会、武蔵野ロビンス、武蔵野雨情会、武蔵野映像クラブ、武蔵野会、武蔵野郷土民謡保存会、武蔵野憲法ゼミナール、武蔵野交通少年団、武蔵野合唱団、武蔵野史談会、武蔵野市の医療と福祉をすすめる会、武蔵野市華道連盟、武蔵野市郷土史会、武蔵野市吟剣詩舞道連盟、武蔵野市社会教育を考える会、武蔵野市障害児水

泳クラブ「いるか」、武蔵野市太極拳連盟、武蔵野市茶道連盟、武蔵野市俳句連盟、武蔵野市武術太極拳連盟、武蔵野市民交響楽団、武蔵野市民合唱団、武蔵野市謡曲連盟、武蔵野市老壮連合会、武蔵野室内合奏団、武蔵野商業活性化研究会、武蔵野心身障害者(児)を持つ親の会・山彦の会、武蔵野昔話紙芝居一座”むさしの”、武蔵野中央FC、武蔵野市認知症予防プログラムの会、武蔵野認知症予防研究会、武蔵野邦楽合奏団、武蔵野北高校バドミントン同好会、武蔵野北高校新体操同好会、武蔵野万葉の会、武蔵野民話保存会、風の子保育室 紀風会、平沼クラブ、平成社交ダンスサークル、朋友琴の会、芳緑会、北多摩中央医療生協武蔵野支部、北町5丁目親交会、北町パドルテニス「さわやかクラブ」、本宿小学校PTA、本宿小学校学校施設開放運営委員会、無二の会、木曜ダンスの会、有の実会、有為の会、緑町クラブ、歴史サークル、朗読MEGUの会、老壮52期会、老壮大学40期会(四十雀の会)、六五会、六三会、樺ミュージック・サークル(樺M・C)、萌の会、蹊クラブ、武蔵野市文庫連絡会、武蔵野市立図書館朗読奉仕の会、六実会、ありんこ保育園、風の子保育室、かっぱの家保育所、グループ保育室にこここ、こどもテンミリオンハウスあおば、すみれ保育室、精華第二保育園、精華保育園、西久保保育園、病後児保育室ラポール、病児・病後児保育室プチあんず、ふじの実保育園、保育サービスひまわりママ、ポピンズナーサリースクール吉祥寺、ポピンズナーサリースクール武蔵野、ポピンズナーサリースクール武蔵野タワーズ、マミーナ武蔵野、武蔵境すみれ保育園、武蔵野市家庭福祉員連絡会、武蔵野市保育園父母連合会、武蔵野市保育問題協議会、武蔵野赤十字保育園、武蔵野プチ・クレイシユ

## ■ 緑・環境・市民生活 ■

環境市民会議、地域の省エネを進める会、むさしの・こどもエコフォーラム、武蔵野R30.0プロジェクト、むさしのエコ・アップ協議会、むさしの地域猫の会、武蔵野クリーンセンター運営協議会、Musashino International Club(MIC)、国際ソロプチミスト武蔵野、サイディア・フラハを支える会、ソシア、武蔵野市国際交流協会、武蔵野ブラッシュ市民の会、クリーンむさしのを推進する会、武蔵野市ごみゼロ連合会、23世紀塾、ACTION、AMATAKカンボジアと共に生きる会、CLIPCRAFT、DANKAIプロジェクト、FP武蔵野グループ、N2法知恵の図書館、Yū・ゆう、アイシーティーまちづくり連携、アクション21、あそび環境Museumアフタフ・バーバン、アマゾンジャングル再生基金、ありんこ保育会、アンリミテッド知的障害者支援の会、インターナショナルフローラルデザイナーズ協会、ウィッシュ・プロジェクト、カラ=西アフリカ農村自立協力会、吉祥寺北コミュニティ協議会、吉祥寺西コミュニティ協議会、吉祥寺東コミュニティ協議会、吉祥寺南町コミュニティ協議会、境南コミュニティ協議会、グッド・ライフ、けやきコミュニティ協議会、コーラスばら、国際児童文庫協会コアラ文庫、御殿山コミュニティ協議会、桜堤コミュニティ協議会、シニアSOHOむさしの、シニアネットむさしの、市民まちづくり会議・むさしの、ジャパンペットサポート協会、西部コミュニティ協議会、関前コミュニティ協議会、中央コミュニティ協議会、ちんじゅの森、西久保コミュニティ協議会、パーソナル・ケア 吉祥寺、ハートボラネット、ハモニカ横丁東京、ピアカウンセリングむさしの、ピープルズ・ホープ・ジャパン、ひまわり、ファングリーン、ブラックライトシアター ひらけ黒ごま、ふるさとイベント協議会、プレーパークむさしの、ヘルプの喜び運動協会、ホメロス・コミュニケーションズ、本宿コミュニティ協議会、本町コミュニティセンター協議会、まちづくり観光機構、まめっちょ、みぢかなまちづくり・武蔵境、緑町コミュニティ協議会、ミュージックasパレット、むさしの経営支援パートナーズ、むさしの市女性史の会、むさしのスカーレット、むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会、むさしのフットボールクラブ、むさしの経営支援パートナーズ、むさしの歩こう会、メダカのがっこう、モンキーマジック、八幡町コミュニティ協議会、ゆうあいセンター、ライチョウ保護研究会、ラグビーフットボールクラブ マンダラ東京、らっこの会、ワーカーズどんぐり、一人ひとりに合った進路・相談センター、巨樹の会、合唱団「わかば」、桜楓会 武蔵野支部、市民によるガバナンス推進会議、女性史武蔵野グループ、障害者支援組織TOKYOアノモ、情報支援センター手をつなGO、新日本婦人の会 武蔵野支部、新分子栄養学研究所、生活クラブ・グループ“創”、西村会(点とマル)、全国山村留学協会、全日本鼓笛バンド・フォームバトン連盟、早稲田フロンティア創生機構、多文化子ども支援ネット、都市環境標識協会、特定非営利活動法人LED、特定非営利活動法人WINGSHIP、日本・大空クラブ、日本システムトレード協会、日本教育工学研究所、日本食育普及協会、日本中国留学生研修生援護協会、博物館活動支援センター、病児保育室ポポ、婦人民主クラブ武蔵野支部、武術空手道孝真会、武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会、武蔵野スポーツクラブ、武蔵野ブラッシュ女性問題研究会、武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク、武蔵野市婦人団体連絡協議会、武蔵野自然塾、武蔵野農業ふれあい村、未来構想戦略フォーラム、萬葉学校、武蔵野剣道連盟、武蔵野市アーチェリー協会、武蔵野市合気道連盟、武蔵野市インディアカ連盟、武蔵野市ウォーキング協会、武蔵野市空手道連盟、武蔵野市弓道連盟、武蔵野市クレイ射撃連盟、武蔵野市ゲートボール協会、武蔵野市ゴルフ連盟、武蔵野市サッカー協会、武蔵

野市山岳連盟、武蔵野市柔道連盟、武蔵野市少年野球連盟、武蔵野市乗馬連盟、武蔵野市水泳連盟、武蔵野市スキー連盟、武蔵野市スポーツ少年団本部、武蔵野市ソーシャルダンス連合会、武蔵野市ソフトテニス連盟、武蔵野市ソフトボール協会、武蔵野市体育協会、武蔵野市体育指導委員会、武蔵野市卓球連盟、武蔵野市釣魚連合会、武蔵野市テニス連盟、武蔵野市軟式野球連盟、武蔵野市バスケットボール連盟、武蔵野市バドミントン連盟、武蔵野市バレーボール連盟、武蔵野市ボウリング連盟、武蔵野市ミニテニス連盟、武蔵野市民謡舞踊連盟、武蔵野市ライフル射撃協会、武蔵野市ラグビーフットボール協会、武蔵野市ラジオ体操会連盟、武蔵野市陸上競技協会、武蔵野市レクリエーション連盟、吉祥寺活性化協議会、コープとうきょう武蔵野市コープ会、さつきクラブ、関前農事研究会、中部地区地域活性化協議会、東京第三友の会 吉祥寺方面、東京むさし農業協同組合武蔵野支店、東京むさし農業協同組合武蔵野地区青壮年部、東京むさし農業協同組合武蔵野地区果樹組合、東京むさし農業協同組合武蔵野地区女性部、虹の会、農業生産組合長(7組合の代表)、はちぶの会、双葉農事研究会、武蔵境商店会連合会、武蔵野グリーンクラブ、武蔵野市勤労者互助会、武蔵野市姉妹都市市民経済交流会、武蔵野市商店会連合会、武蔵野市消費者運動連絡会、武蔵野市農業委員会、武蔵野商工会議所、武蔵野市浴場組合、むさしのたんぼぼグループ、むさしのよつ葉会、武蔵野市うど組合、武蔵野市契約野菜組合、武蔵野市都市農政推進協議会、武蔵野市農業経営者クラブ、路線商業活性化対策委員会、(社)武蔵野法人会、サンヴァリエ桜堤自主防災委員会、サンサン会、デライトシティ団地自主防災消防組織、プラネ武蔵境管理組合、りんりんの会、井の頭公園パークハウス吉祥寺南町自主防災会、一小地域の防災を考える会、関前4・5丁目防災会、吉祥寺南町3丁目町会 新東京防災会、吉祥寺南町4・5丁目 本宿防災会、吉祥寺南町コミュニティセンター自主防災組織、吉祥寺南町防災ネットワーク、境南コミセン自主防災特別委員会、境南地域防災懇談会、光和会防災の部、災害助け合いの会光和会、桜堤3丁目自主防災会、西久保一丁目町会防災自主組織、西久保三谷会自主防災部、西久保城山会、大野田地域防災の会、中央通り西祥防災会、八幡町防災会、緑ヶ丘親睦会、緑町パークタウン自治会自主防災組織委員会、緑町三丁目町会、かたらいロード隊、吉祥寺北町防犯パトロール隊、吉祥寺南町防犯パトロール隊、境5丁目防犯パトロール隊、境防犯パトロール隊、境南町防犯パトロール隊、さくらの防犯パトロール隊、関前・八幡町防犯パトロール隊、中町防犯パトロール隊、西久保ハッピークラブ防犯パトロール隊、東四光和会防犯パトロール隊、武蔵野市市民安全パトロール隊、武蔵野母の会、武蔵野防犯協会(武蔵野警察署生活安全課所管)、武蔵野ワンワンパトロール隊、武蔵野ワンワンパトロール隊ケヤキ並木ワンパト会、M's Garden みどりの食いしん坊、青空会、あじさいの会、生きものばんざいクラブ、北町花のひろば、吉祥寺通り花壇の会、グループ・タンポポ、小道ガーデン、コミュニティファーム、境南さつき会、桜とみどりの会、しろがね公園クリーンクラブ(略称SCC)、てんとう虫の会、農業ふれあい村、東町はな・BANA会、本田北公園花クラブ、本村公園フォーシーズンズ、南町エコガーデン、むさしのガーデニングクラブ、武蔵野ガーデンコミュニティ、武蔵野市さつき会、武蔵野市千秋会、武蔵野自然塾、武蔵野の森を育てる会、武蔵野欄友会、もりもり森クラブ

### ■ 都市基盤 ■

吉祥寺駅周辺自転車等適正利用懇談会、武蔵野市交通安全協会、武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会、サンヴァリエ桜堤自治会、武蔵野アパート自治会、武蔵野緑町パークタウン自治会、武蔵野緑町二丁目第二アパート自治会

### ■ 行・財政 ■

武蔵野市たばこ税増収対策協議会、武蔵野市明るい選挙推進協議会

※上記の他、当日ご参加いただいた団体が多数ありました。

## 〈参考〉

# 武蔵野市長期計画条例(平成23年12月武蔵野市条例第28号)

### (目的)

第1条 この条例は、武蔵野市(以下「市」という。)が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

### (長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

### (実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

### (市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定(以下「長期計画等の策定」という。)を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

### (議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

### (市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

### (他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

## 〈参考〉

# 平成23年第4回武蔵野市議会定例会提出議案 「武蔵野市第五期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」

武蔵野市第五期長期計画のうち、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第5条に規定する市政運営の基本理念及び施策の大綱は、下記のとおりとする。

## 記

### 市政運営の基本理念

- 第1 まちづくりの視点と目標 - 武蔵野から新しい都市像を開こう -  
（まちづくりの視点と目標（7～9ページ）参照）
- 第2 市勢  
（第1章市勢 2 将来展望（13、14ページ）参照）
- 第3 長期計画の位置づけ等  
（第2章長期計画策定方式 2 長期計画の役割・位置づけ（15、16ページ）参照）
- 第4 本計画の基本的な考え方  
（第4章基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題 1 本計画の基本的な考え方（20ページ）参照）
- 第5 市政を取り巻く主な動向  
（第4章基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題 2 市政を取り巻く主な動向（20、21ページ）参照）
- 第6 本計画期間における基本課題  
（第4章基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題 3 本計画期間における基本課題（21～23ページ）参照）
- 第7 重点施策  
（第5章重点施策（24、25ページ）参照）

### 施策の大綱（次ページ以降に掲載）

- 第1 健康・福祉
- 第2 子ども・教育
- 第3 文化・市民生活
- 第4 緑・環境
- 第5 都市基盤
- 第6 行・財政

## 施策の大綱

### 第1 健康・福祉

#### 1 支え合いの気持ちをつむぐ

地域福祉活動推進協議会やNPOなどと連携して市民同士の良好なコミュニケーション構築への支援や地域福祉力の向上に取り組んでいく。また、お互いを認め合い、誰もが地域でいっしょに暮らしていくために、心のバリアフリーを推進していく。

#### 2 誰もが地域で安心して暮らしてつづけられる仕組みづくりの推進

すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、本人の意思に基づいて住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携しながら体系的、継続的に支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けた取組みを進める。

#### 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

誰もが、穏やかで健やかに暮らしてつづけられるように、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。

#### 4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じることができるステージづくりを推進する。また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の支援をしていく。

#### 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

相談受付や在宅生活支援サービスなどを24時間利用できるような体制づくりを推進していくとともに、人材の育成や、福祉に関わる専門職の資質の向上に取り組む。公共施設の建て替えなど基盤整備にあたっては、多機能型・複合型の施設整備を推進する。ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、自分らしくいられ、自分が必要とされていることが感じられるスペースや機会がごく普通にある地域社会の創出を行っていく。

### 第2 子ども・教育

#### 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

すべての子どもと子育て家庭に基礎的サービスが行きわたるようにするとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対して、個別性を踏まえたくうで適切な対応を行っていく。また、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。

#### 2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

既存のネットワークに加えて、比較的穏やかな絆を何層にも重ね合わせて子どもや子育て家庭の孤立を防ぐ新たなネットワークを構築していく。また、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築する。さらに、子ども・子育て家庭を支援者とならないでいく体制も一層整備していく。

#### 3 青少年の成長・自立への支援

「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚をそれぞれの子どもたちが持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。子どもたちが発達段階に応じた判断力や行動力を身に付けられるような取組みを充実させていく。

#### 4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

子どもや子育て家庭への支援を担っている、様々な団体や機関等と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携しながら質の高い公共サービスを提供していく。今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉えたうえで、長期的・全市的視点により子育て支援施設の再編・整備を進めていく。

## 5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

地域に支えられた学校で子どもたちが育つことの意義を家庭や地域が再認識し、広く共有する。確かな学力の向上に加えて、知性・感性を磨き、未来を切り拓く力を培う教育を実践していく。学校、家庭、大学や企業なども含めた地域との連携や学校教育と生涯学習事業との連携を一層促進する。特別支援教育や教育相談を一層充実させる。

## 第3 文化・市民生活

### 1 地域社会と市民活動の活性化

核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、地域に暮らす人と人との関わりの希薄化や多くの人が地域社会への関わり方を見いだせずにいることが問題となっている。孤立せず、周困とつながりながら安心して暮らしていけるように、市民の中で議論を重ねることで、これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく。

### 2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築

年齢、性別、人種等にかかわらず互いを尊重し認め合うとともに、それぞれの能力を発揮できるよう、誰もが共に活動に参画するとともに、その利益を享受し、責任を担う社会を目指した取組みを推進する。また引き続き一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、国際交流・協力等を通じて相互理解を大切に社会を構築していく。

### 3 市民文化の醸成

今まで築き上げられてきた市民文化を、これからも大切に守り育て、発展させていくとともに、住む人のみならず訪れる人や事業者等にとっても魅力的なまちであり続けるよう、今後も市民文化の醸成に努めていく。

### 4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

市民の多様なニーズに応える「参加と学び」の循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。地域における様々な学習と学校教育、市民団体や企業等の活動が有機的に結び付いていくような仕組みをさらに発展させていく。市民が地域で気軽にスポーツや運動を楽しむための環境を整備していく。

### 5 地域の特性を活かした産業の振興

駅周辺の商業は、にぎわいや活力を生み出す原動力であり、まちづくりと連動した商業振興策を実施する。路線商業は地域のコミュニティにとって重要な存在であり、引き続き活性化を支援していく。また、起業支援、企業誘致のあり方を検討する。農地は引き続き保全を図っていく。

### 6 都市・国際交流の推進

友好都市等との交流を引き続き進め、相互理解を深めていく。市内に在住する外国人等への日常生活支援のために、情報提供、相談事業、留学生支援など、充実した事業を今後も展開し、在住外国人にとっても「住み続けたいまち」であるために、支援を強化していく。

### 7 災害への備えの拡充

今後30年以内に首都直下型地震が発生する確率は70%と言われており、災害による影響を最小限に抑え、災害後の都市の機能の維持と速やかな復旧、復興を行えるよう、災害に関連する計画の策定及び見直しを行うとともに地域や関係機関との連携を進める。

### 8 多様な危機への対応の強化

犯罪や迷惑行為等、またモラルの低下による様々な問題への取組みを発展させていく。新興感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機に関して、情報収集と速やかな情報提供を行いながら対策を進める。消費者の権利擁護、自立へ向けた情報提供等も行う。

## 第4 緑・環境

### 1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

これからも、さらに緑豊かで環境負荷低減型の持続可能な都市を目指し続け、次世代に引き継いでいく。市民一人ひとりと事業者等の自発的で主体的な行動が必要不可欠であるため、各主体間の連携を強化していくとともに、自発的な行動を促進していく。

### 2 環境負荷低減施策の推進

環境と共生する地域社会を目指して、省資源化・省エネルギー化の推進や新エネルギーの活用に取り組むとともに、自然環境や地球環境に配慮したまちづくりなどを一層推進していく。

### 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑を、単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市域を越えた広域の緑といった空間も含めた広がりをつながりをもって捉えながら、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。

### 4 循環型社会システムづくりの推進

市民一人ひとり・事業者等と連携しながらごみの発生・排出抑制を一層推進していく。また、排出されたごみについて、経費や環境負荷が小さい、安全で効率的な資源化及び処理システムの構築に向けた研究を進めていく。

### 5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

異常気象や放射能汚染など新たな環境問題などに対して、国・都とともにそれぞれの役割と責任を果たしていくなかで、市民の不安を取り除き良好な生活環境の確保に努めていく。近隣関係のトラブルやまちの景観の悪化といった問題について、市民とともに対応を進めていく。

## 第5 都市基盤

### 1 地域の特性に合ったまちづくりの推進

住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するため、地域住民がまちづくりに関するビジョンを定めるとともに地域と連携することで、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを推進していく。

### 2 都市基盤の更新

都市基盤の更新は、都市が存続する限り、継続的に実施していく必要があることから、中長期的な財政状況等も勘案しながら、計画的に実施することで、事業費の軽減と平準化を図る。

### 3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

ユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、各交通機関のバランスを図りながら、だれもが安全で快適に移動できるよう、交通環境の整備を推進する。

### 4 道路ネットワークの整備

道路整備の推進の際には、歩行者空間の充実や、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。

### 5 下水道の再整備

市内に終末処理施設を持たないことから、都や関係区市等との連携により、広域的な視点で施設全体の整備を推進する。下流域への配慮に加え、地下水涵養による良好な水環境の創出のため、雨水浸透ます等の雨水貯留浸透施設の設置を行政、市民の役割分担で進めていく。

### 6 住宅施策の総合的な取組み

まちづくりや福祉的な視点を含めて住宅施策を総合的に推進していく。その際、公的住宅供給者や民間賃貸住宅供

給事業者等との連携を継続していく。市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点も勘案しながら管理運営を行っていく。

## 7 三駅周辺まちづくりの推進

鉄道駅を中心として形成されているまちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かしたまちづくりを推進する。

### (1) 吉祥寺地区

吉祥寺駅の大改修を魅力あるまちづくりにつなげるため、進化するまち『NEXT-吉祥寺プロジェクト』に基づき、「回遊性の充実」、「安全安心の向上」を目指したまちづくりを推進する。

### (2) 中央地区

三鷹駅北口まちづくり構想を策定することで、駅周辺にふさわしい街並みへつなげるとともに、補助幹線道路等の整備を進める。また、玉川上水等の緑と水を活かしたまちづくりを進める。

### (3) 武蔵境地区

駅周辺の道路や駅前広場といった都市基盤整備を進めるとともに、多様な主体が連携し南北一体となったにぎわいづくりに取り組み、商業・産業等の発展を図る。

## 8 安全でおいしい水の安定供給

老朽化している浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や、老朽化した配水管網の整備、耐震化向上を計画的に進めていく。災害時や事故等においても水道水を安定供給するため、都水道局との連絡管等のネットワークによるバックアップ機能を確立する必要があり、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

# 第6 行・財政

## 1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進

市民ニーズを的確に市政に反映していくため、市民参加の拡大を図っていく。個々の市民、NPOなどの多様な団体、各種の事業者と行政が、お互いを尊重し、補い合いながら、柔軟に連携・協働することで公共課題の解決に取り組んでいく。

## 2 市民視点に立ったサービスの提供

様々な主体により多様な公共サービスが提供されており、公共サービスの量自体も増加しているため、公共サービスを提供している各主体との連携を強化していく。

## 3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

市政における透明性をさらに高めていくため、情報公開・情報発信の方法を見直し、包括的、総合的に展開していく。今後も、広聴機能を充実し、市民と行政のコミュニケーションを一層活発化させるとともに、広報活動と広聴活動との連携を深めていく。

## 4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

公共施設は、老朽化が進んできており、保全整備による耐用年数の延伸や、現有資産をできる限り有効に活用しながら、30～40年先を見据えた公共施設の配置を行うとともに、計画的な建替えを行っていく。

## 5 社会の変化に対応していく行財政運営

健全財政を維持しつつ引き続き質の高い行政運営を行うとともに、経営感覚を重視しながら社会の変化に柔軟に対応するため、行財政改革を推進していく。リスク管理も含めた組織マネジメント力を強化していく。また、財政援助出資団体のあり方について検討する。

## 6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

これまで培ってきた知識や技術を継承するとともに、職員一人ひとりの能力の向上と、その能力を活かせる組織・人事制度の構築及び組織風土の醸成に取り組む。

## 〈参考〉

# 用語説明

用語	用語の説明
----	-------

### あ行

ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトなどを指す。
アンテナショップ 麦わら帽子	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報などを発信する店舗。平成13年10月、中道通り商店会内に開店。
一時育成事業	保護者の急な出勤、病気、介護等やむを得ない事情により、一時的に監護の欠けた児童を育成するため、学童クラブで行う一時利用のこと。
雨水浸透施設	浸透ます、浸透トレンチ、浸透舗装など雨水を地下に浸透させる施設。施設規模が小さく、一般住宅等にも設置することができる。本市では一般住宅に設置する場合の助成制度がある。
雨水貯留浸透施設	雨水を貯留または浸透させる施設の総称、または貯留による洪水調節機能と浸透による流出抑制機能を併せもった施設。施設規模が大きく、敷地、建物が限定される。本市では公園や学校の校庭等に設置している。
雨水浸透ます	雨水を地下に浸透しやすくする施設のことで、周囲に碎石を充填し、集水した雨水をその周囲から地中に浸透させる「ます」。
外国語指導助手 (ALT)	Assistant Language Teacher の略で、外国語を主言語とする指導員のこと。学級担任等と協力し、「児童・生徒が外国語を通じて言葉や文化について体験的に理解を深め、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」や、「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこと」を目的に授業を行っている。
エコセメント	焼却残さには、セメントの製造に必要な成分が多く含まれているため、石灰石など従来のセメント原料に調合することで従来のセメントとよく似たセメントを製造することができる。この方法により製造されたセメントをエコセメントと呼ぶ。1300℃以上という高温で焼成されるため、焼却残さに含まれるダイオキシンなどの有害物質は分解されて無害になり、セメントの安全性も確保できる。用途としては敷石など、土木建築資材として使われている。
NPO	Non-Profit Organization の略で、「民間非営利組織」又は「民間非営利団体」などと訳されることが多い。団体独自の理念(ミッション)を持ち、営利を目的としない社会活動を行う団体の総称。
奥多摩・武蔵野の森	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を砂漠化から守り、健全に育成するために、武蔵野市、奥多摩町、(財)東京都農林水産振興財団と協定を締結し、シカの食害等によって裸地化した一定の区域を「奥多摩・武蔵野の森」と定めて森林整備等に取り組んでいる。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより地球に温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書の対象となっている物質としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素(亜酸化窒素)、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種類がある。

### か行

外郭環状線の2	東京外郭環状道路は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
学習支援教室	授業でよくわからなかった学習内容の復習や、基本を確実に身に付けるための補充学習などを各校に配置している学習指導員等の指導により行う。放課後や土曜日、長期休業中に実施する。

用語	用語の説明
学習指導員	教員免許を有する非常勤講師で、一斉授業においてティームティーチングを行う際や、学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編成して習熟度別指導を行う際に各校に配置している。
拡大生産者責任	英語ではEPR: Extended Producer Responsibilityと言う。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。
学童クラブ	保護者の就労等により放課後の監護に欠ける、主に小学校低学年の児童の健全育成を図る児童福祉施設。武蔵野市においては、各市立小学校区域を単位として全12か所の市立学童クラブを設置しており、市内在住の小学校3年生まで（障害児は4年生まで）の児童が入会できる。このほか民間の学童クラブも存在している。
起債償還費	起債（地方公共団体が地方債を発行し、資金を調達すること）により発生した債務（元金と利息の合計）を返済するための償還費のこと。
吉祥寺グランドデザイン	吉祥寺の未来を展望し吉祥寺の総合的なまちづくりの方向性を定めた市の計画。（吉祥寺グランドデザイン委員会は、その検討を行うべく、平成16年11月に設置され、平成19年1月まで、全11回の会議を開催した。）
キャリア教育	職場体験や勤労体験を通じて、児童・生徒の健全な職業観や勤労観の育成を図る教育。
旧泉幼稚園跡地	吉祥寺本町3丁目にあった私立幼稚園の跡地。平成18年6月閉園。
旧桜堤小学校	昭和41年に開校。境北小学校と統合し、桜野小学校が開校したことに伴い、平成8年に閉校。
旧西部図書館	昭和57年に西部地区に設置された図書館。図書館機能を有する武蔵野プレイスの設置に伴い、平成23年3月末に閉館。敷地、建物とも東京都が所有しており、市が承認を受けて使用。
狭あい道路	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているもの。
教育アドバイザー	経験の少ない教員の授業観察を通じ、指導・助言を行うとともに、個々の教員が抱える悩み等の教育相談を行うため、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を教育アドバイザーとして配置している。
教育支援センター	市内在住の乳幼児から思春期の子どもたちの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所相談、電話相談の他、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室（チャレンジルーム）、小中学校への臨床心理士（相談員）の派遣などを行っている。
教育センター機能	教育水準の維持向上を目的としたもの。本市では以下の機能を併せ持つものと想定している。 ①教育に関する情報の集積機能②新たな教育課題に向けての調査及び研究機能③教員の研修及び相談機能④地域人材等を活用した学校支援に関するコーディネート機能
行財政改革を推進するための基本方針	武蔵野市の行財政改革を着実に進めるための、中期的な行財政運営の基本方針。現在第三次行財政改革を推進するための基本方針（平成21年度から平成24年度まで）が策定されている。
きょう雑物	下水に含まれる固形物で、管さよ内の堆積物の原因となる物質。越流した場合には、放流先の河川で衛生上及び美観上の問題となるごみ類等を含む。家庭ごみやトイレトーパーなどがある。
行政サービス	国や地方公共団体が、税金等を用いて国民や地域住民に対して行う業務や役務のこと。
業務継続計画（BCP）	Business Continuity Planの略。人的、物的、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、必要最低限の事業活動の開始・継続・再開のために事前に策定する行動計画のこと。行政においては資源の制約のみならず、応急対策の業務が増大するため通常業務に制約が生じる。

用語	用語の説明
業務継続マネジメント(BCM)	業務継続計画(BCP)の策定から、その実行、評価、改善という包括的・総合的な業務継続のためのマネジメント。
区画道路	幹線道路などある程度の幅員をもつ道路どうしを接続するための街区内の主要な生活道路で、市が独自に定めた計画道路。道路ネットワークの補完や個々の宅地間の交通のために利用される。
くぬぎ園	桜堤地域にある軽費老人ホーム(昭和52年開設)。平成6年6月に都から移管を受けた施設。 *軽費老人ホーム:利用料は負担できるが、比較的低所得で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人を対象とする老人ホーム。
グローバル化	これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢(すうせい)や過程。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標。 人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当された毎年度経常的に収入される一般財源の割合のこと。
権利擁護事業	生活不安を感じている高齢者、身体障害のある人や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行う事業。
公益財団法人 武蔵野市国際交流協会(MIA: Musashino International Association)	国際平和に寄与する開かれたまちづくりのため、市民レベルの国際交流や在住外国人支援を推進している団体。平成元年10月13日に任意団体として設立、平成22年4月1日に公益法人化。
公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
後期高齢者医療制度	平成20年4月から開始された、75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度のこと。運営主体は各都道府県ごとに設立された広域連合であり、市区町村と連携して事務を行う。国は、本制度の廃止を掲げており、本制度に代わる新たな制度の具体的なあり方について検討が進められている。
公共サービス	行政のみならず、民間事業者やNPO等の様々な実施主体により、人々や地域の公共の利益の増進を目的として提供されるサービスのこと。
公的不動産(PRE)	国・地方公共団体等が所有する土地・不動産。Public Real Estateの略。
合流式下水道	雨水と汚水を同一の管きよで集水し、処理する方法。他に汚水と雨水を別々の管路系統で排除する分流式がある。合流式は、設置コストが割安である反面、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま河川へ放流されてしまう問題がある。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。7%超で高齢化社会、14%超で高齢社会、21%超で超高齢社会とされる。
固定的性別役割分担意識	仕事、家事、育児など、性別によって決まった役割を担うべきであるという固定的な意識
子ども・子育て新システム	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムのこと。国において、「子ども・子育て新システム検討会議」により審議され、平成23年7月29日に少子化社会対策会議(※)において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」が決定された。 (※少子化社会対策会議:少子化社会対策基本法(平成15年9月に施行)により少子化社会対策を総合的に推進するために設置されたもの。内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員に任命されている)

用語	用語の説明
子ども家庭支援センター	子育てSOS支援センターの機能を拡充し、身近な子育ての相談や児童虐待への対応、地域子育て支援、ひとり親支援など、子ども自身の育ちと子育て家庭を総合的に支援することを目的としたもの。平成23年4月設置。
コミュニティビジネス	NPO、個人等が、住民の能力、技術などの地域資源を活かしながら、環境、福祉、教育などの幅広い分野における地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する事業のこと。

## さ行

災害時要援護者対策事業	災害時に、家族などによる援助が困難で、何らかの助けを必要とする方(災害時要援護者)が、地域で安否確認や避難誘導などの支援を受けることができるしくみ。平成19年9月からモデル事業を開始した。同20年12月から5地区において新たに事業を開始し、23年度に市内全域で展開された。
財政援助出資団体	市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。 <b>■出資団体</b> 財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野文化事業団 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 <b>■援助団体</b> 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けない。(※基準財政収入額・基準財政需要額…地方交付税法で規定されている各地方団体の財政力を合理的に測定し、地方団体の標準的な税収入や必要経費を一定割合により算定した額)
在宅介護支援センター	高齢者の在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行う。また、地域の高齢者の実態把握に努め、民生委員や地域からの情報を基に、必要な方へ訪問早期対応を行っている。住民の身近な相談窓口として市内に6か所開設され、地域包括支援センターと連携して支援を行っている。
境冒険遊び場公園(プレーパーク)	子どもがのびのびと、思い切り遊べるように禁止事項を無くし「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、遊び場にある道具や廃材、自然の素材を使って、子ども自身が遊びをつくる遊び場のこと。平成20年7月に設置し、NPO法人「プレーパークむさしの」が運営している。
サブプライムローン問題	サブプライムローンとは、経済的信用度の低い層を対象としたアメリカの住宅ローン。サブプライムとは優良(prime)より下(sub)という意味。サブプライムローンが貸付債権として証券化され、金融商品として国際的に販売されていたが、サブプライムローンの信用力の低下が金融商品そのものの信用力の低下につながり、これに投資していた欧米の金融機関やヘッジファンドが損失を被ったことで、資金調達の目的から株式を売却する動きが加速し、世界的な株価の暴落を招いた問題である。
サプライチェーン	原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス活動の一連の流れのことをいう。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資材調達、生産、物流、販売などの事業者が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

用語	用語の説明
自主三原則	「市民が自ら参加し、自ら企画を立て、自ら運営する」というコミュニティづくりのための「自主参加・自主企画・自主運営」の3つの原則。コミュニティセンターが順次設置される過程で本市のコミュニティセンターづくり及びコミュニティづくりの基本原則として定着し、武蔵野市コミュニティ条例第9条に明記されている。
シチズンシップ教育	子どもたちが、本市の地域社会と積極的にかかわる中で市民の一員としての自覚を身に付けるとともに、より良い社会づくりにかかわるための意識、行動（実践力）をはぐくむ教育。
自治体クラウド	クラウド・コンピューティング（従来各自で保有、管理していたアプリケーション、ソフトウェアなどを、インターネットを介したサービスを受取る形により利用する形態）の技術を活用して、国の機関同士の情報システム又は地方公共団体間の情報システムを統合、集約し、情報システムの構築・運用などの効率化及び低コスト化を図る取組み。
指定管理者制度	平成15年9月に施行された地方自治法改正により新設された制度。この制度導入により、それまで公共団体、公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた団体にも幅広く委託可能となった。
自動交付機	暗証番号を設定した「武蔵野市民証明書カード」により住民票などの証明書を発行する機械。市内4カ所に設置しており、土日も含め毎日午後9時まで発行が可能。
市民雇用創出事業	平成11年度より実施している事業で、地域の中高齢者・障害者の知識や経験を活かした雇用の創出と、景気後退による失職者の生活支援の観点から行っている緊急雇用を合わせた雇用創出事業のこと。
市民施設ネットワーク計画	第一期となる長期計画（昭和46年～）において、「市民施設のネットワークを計画的につくりあげる」ために記述されたもの。市民施設を「コミュニティレベル」「地区レベル」「全市レベル」に位置付け、単一目的の施設建設を極力避けるなどの方針が示された。
社会的引きこもり	様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、家庭にとどまり続けている状態。
重点整備地区	バリアフリー新法に基づくバリアフリー基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
生涯学習	教育基本法では、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」としている。本市では教育基本法等にいう社会教育、学校教育、家庭教育のほか民間企業や市民、団体が行う学習・教育活動までを含めた、広く社会で行われる学習活動をいう。
障害者総合福祉法（仮称）	現在、国で検討中の法律。応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容として、平成25年8月までに施行予定。
小学生の放課後施策推進協議会	地域住民、行政、館長・指導員等の行政関係者、学校関係者、PTAや学童クラブの保護者、学識経験者などで構成され、地域子ども館あそべえ事業、学童クラブ事業、桜堤児童館事業や土曜学校も含めた小学生の放課後と土曜日の時間の過ごし方や、各事業における施策の課題等について検討する協議会。
商業集積	複数の小売店舗や商業関連施設が集まった状態。
少人数指導	きめ細かな指導を充実するため、学級編制は変えないまま、特定の教科において少人数の学習集団で授業を行うこと。

用語	用語の説明
情報セキュリティ	情報を安全に管理し、適切に利用できるように運営すること。
新エネルギー	技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が充分でないもので石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。
新公益法人制度	従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで一般社団・法人を設立することができるようになるとともに、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人は、民間有識者による委員会の意見に基づき公益社団法人・財団法人に認定する。従来の法人は平成25年11月までに一般か公益かの選択をし、移行する必要がある。
新興感染症	かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。鳥インフルエンザ、SARS（サーズ）、O157等。
新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針	第三次子どもプラン武蔵野（平成22年度～26年度）および「武蔵野市公立保育園の役割および認可保育園の運営形態を考える委員会」の報告書を参考に、市として公立保育園の設置・運営主体変更に関して定めた基本方針。公立保育園の保育内容・保育実践を継承しながら、段階的に公立保育園5園の設置・運営主体を公益財団法人武蔵野市子ども協会へ変更していくことを記している。
水源かん養	かん（涵）養とは、自然に水がしみこむように徐々に養い育てることを意味する。雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、また、水流が一時に河川に集注して洪水を起こすことを防ぐ森林を水源涵養林と言う。
スクラップ・アンド・ビルド	行政機構における事業や費用等の膨張抑制の方法の一つ。組織の新設や新規事業の執行にあたって、同等の組織や事業の廃止を条件とすること。
住み替え支援制度	高齢者世帯などがマイホームを売却ではなく貸すことで、賃料収入を得ることができ、一方で借り手となる若い世代は相場よりも安い家賃で物件を借りることができるという制度。
青少年問題協議会 地区委員会	市長の付属機関である青少年問題協議会に設置され、地域ごとに活動する実施機関。武蔵野市では、市立小学校の通学区域ごとに設置され、12の『地区委員会』がある。青少年の健全育成を図るため、地域において様々な問題を見つけ、考え、話し合い、より良い地域づくりのために、重要な役割を担っている。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。
セーフティーネット	社会的・個人的な危機に対応する制度や対策。安全網・安全策。
セカンドスクール	市立小中学校に在籍する小学校5年生、中学校1年生の児童・生徒が、授業の一部を自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在して行い、普段の学校生活（ファーストスクール）では体験し難い総合的な体験活動を行うもの。
0123施設	子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての悩みや不安を解消する施策の一つとして、0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、子育ての支援を行うとともに、親同士のネットワークを地域に広げるためにつくられた自由来所型の施設。「0123吉祥寺」が平成4年、「0123はらっぱ」が平成13年にオープンした。

## た行

地域アーカイブシステム	武蔵野市に関する画像や映像等をデジタル化し、市民の閲覧に供するシステム。武蔵野プレイス内に設置。
地域子ども館あそべえ	子どもたちの放課後対策の充実を図るため設置されたもの。保護者を含めた地域社会の構成員が一体となって子どもを育てるという考えに基づき、学校施設を利用した早朝や放課後・土曜日等の子どもの居場所づくりや異年齢児の交流を目的として、市立小学校12校の全てで、教室開放、校庭開放、図書室開放を実施している。

用語	用語の説明
地域主権戦略大綱	地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法政上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針のこと。
地域福祉活動推進協議会(地域社協)	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助けあい、支えあいの体制づくりを目指して設置された組織。市内13地域で結成されている。
地域包括支援センター	介護保険法により市町村に設置が義務付けられており、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うため、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援事業等を行う。武蔵野市では、市役所内に直営で1か所設置、既存の6か所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターのブランチとして地域の総合相談窓口としている。
地域リハビリテーション	WHOにより、community based rehabilitation (CBR) としてマニュアル化された支援技法を基に、本市においては、市が目指す支援のあり方として、三つの基本理念を掲げている。 ①すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるような支援、②ライフステージに応じた、継続的、かつ体系的な支援、③保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した体系的な支援。
地区計画	地区単位の整備目標(将来像)、土地利用、公共施設、建築物などに関する詳細な計画を法的に制度化したもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵などについての規定を定めることができる。
地産地消	その地域で作られた農産物等を、その地域で消費すること。輸送費用を抑え、地域の食材・食文化への理解促進(食育)、地域経済活性化、食料自給率向上などにつながるものと期待されている。
地方税率10%のフラット化	平成18年度税制改定により、国から地方への税源移譲名目で住民税の3段階の超過累進税率(課税所得200万円以下5%、同700万円以下10%、同700万円超13%)が廃止され、平成19年度から一律10%になった(フラット化)ことをいう。
超高齢社会	総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が、21%を超える状態。
貯水槽水道	市(水道事業者)から供給される水のみを水源とし、その水をいったん受水槽にうけた後、建物の利用者に飲み水として供給する施設の総称。
直結給水方式	水道管からそのまま給水すること。これまでは4階以上の建物には受水タンク方式で給水していたが、受水タンクの衛生問題の解消等のため、増圧ポンプを設置することで、10階程度まで直接給水が可能になっている。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	[Domestic Violence] の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。
チームティーチング	1つの学習集団を複数の教員が役割を分担し、協力しあいながら指導する方法。複数の教員が関わることにより、多様な児童・生徒に対してきめ細かな指導ができる。
定期報告制度	階段やエレベーター等の老朽化や不備による危険を未然に防止するため建築物、建築設備及び昇降機等について、調査・検査資格者が適確な維持管理がされているかどうかを調査・検査し、異常を発見したときは予め改善を勧めることにより被害の拡大を防止するという、建築基準法第12条で定められた制度。
鉄道連続立体交差事業	JR中央本線の三鷹-立川間の13.1km、西武鉄道多摩川線の武蔵境駅付近0.8kmについて、鉄道を高架化する事業で、踏切の除去により、交通渋滞の解消を図り、あわせて日影などの沿道環境への配慮から側道の整備を行うもの。平成25年度の完成を目指し、事業を進めている。

用語	用語の説明
テンミリオンハウス	地域の実情に応じた市民などの「共助」の取組みに対し、武蔵野市が年間1,000万円 (ten-million) を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、高齢者サービスを中心とした施設が7か所、子育て支援の施設が1か所開設されている。
特別支援教育	障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを明らかにし、その子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、または克服するために、適切な指導や必要な支援を行う教育に関する制度。これまでの心身障害教育(特殊教育)の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含める。平成19年4月から学校教育法に位置づけられた。
特別支援教室	通常学級に在籍する学習障害等の発達障害のある児童を主な対象として、学習指導員が個に応じた課題を校内の別室において個別的に指導し、障害に起因する困難の改善を図る。
都市計画道路	都市計画法において定められる都市施設の一つで、自転車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成12年に市民参加により策定した市の計画で、市と市民が共有する本市の今後のまちづくりのビジョンを示したものの。平成23年4月に関連法規の改定や社会情勢の変化などを踏まえ、改定を行った。
都市高速道路外郭環状線	東京外郭環状道路は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間の約16kmについては、構造形式を嵩上(高架)式から地下式へ都市計画変更している。(平成19年4月6日告示)

## な行

認可保育園	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。
認証保育所	東京都独自の制度として設置基準を設定し、多くの企業の参入と事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることを目指した認可外保育施設。
認定こども園	幼稚園と保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設のこと。親の就労状況にかかわらず利用できる。都道府県知事が条例に基づき認定する。
NEXT-吉祥寺プロジェクト	地元商業者・企業・地域住民・行政など地域に係わる多様な関係主体による、吉祥寺グランドデザインを踏まえたまちづくりを推進していくための、今後約10年間にわたる吉祥寺のまちづくりの取組み方針。平成22年3月策定。

## は行

ハイテク犯罪	コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪。違法アクセス、違法傍受、偽造、詐欺、著作権侵害、コンテンツ(通信内容)に関する犯罪(児童ポルノ、脅迫)などがある。
バランスシート	一定時点における組織の財政状態を示す一覧表のこと。貸借対照表ともいう。「資産」対「負債」「資本」を対照表示することによって、組織の財政状態を明らかにする報告書のこと。
バリアフリー	高齢者や障害者にとって、生活上妨げになる障壁(バリア)がなく、高齢者や障害者が暮らしやすい生活空間のあり方のこと。具体的には、まちや住まい(交通施設や公共の建築物や道路、個人の住宅など)において、高齢者や障害者などの利用に配慮した設計・整備を行うこと。今日ではより広範に、障害のある人の社会生活を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去を意味する。

用語	用語の説明
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 12 月 20 日施行）の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。
PDCAサイクル	計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) の 4 段階のプロセスを繰り返すことにより、継続的な業務改善活動を推進していくマネジメント手法の一つ。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工廃熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象。
非常災害用給水施設	市立小中学校などの避難所にある深井戸。自家発電装置が設置されているので、停電時にも水をくみ上げることができる。
ひも付き補助金の一括交付金化	ひも付き補助金とは、国から地方自治体に交付される補助金のうち、使い道に制約があるもののこと。地方自治体が補助金を貰うためには、自治体が必要としない事業までも要望せざるを得なくなるという弊害が一部で指摘されている。この補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改める政策のこと。
開かれた学校づくり協議会	各小・中学校に設置しており、地域住民等により構成された協議会。学校運営への地域住民の参加として、校長の求めに応じて学校運営に意見を述べる役割を担う。また、学校が作成した自己評価に対して関係者として評価する役割も併せもつ。
ひろば事業	乳幼児親子が相互に交流を図る場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、子育て支援に関する講習会等を実施することで、子育ての悩みや不安感を解消する事業。
ファミリーサポート事業	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助をしたい方が登録（両方に登録可）し、地域で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動。仕事と育児を両立し、地域で安心して子育てができる環境づくりを目的としている。
福祉型住宅	① 65 歳以上の高齢者②障害者③母子家庭のいずれかに該当し、市内に引き続き 3 年以上居住し、所得が基準額以下で、住宅に困窮している方を対象としている。市内には 9 か所（181 戸）の福祉型住宅がある。
複式簿記	1 つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録していく簿記の手法のこと。資産と損益の動きを同時に把握することができる。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のこと。
二俣尾・武蔵野市民の森	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図れるよう、武蔵野市、(公財)東京都農林水産振興財団、山林所有者とで協定をむすび、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
物件費	地方公共団体が支出する消費的経費（支出の効果が短期間で終わる経費）のうち、比較的性質のはっきりした人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の様々な経費の総称。賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費などがある。
ブルーキャップ	吉祥寺駅周辺的环境浄化の一環として、執拗なつきまとい勧誘行為や、通行の妨げになる路上宣伝行為が後を絶たないため、平成 14 年に武蔵野市環境浄化に関する条例に基づき配置したつきまとい勧誘防止指導員のこと。「ブルーキャップ」は通称名。警察OBである嘱託職員 4 名と委託警備会社の警備員 7 名で構成し、勧誘行為等適正化特定地区内で行われる条例違反行為に対して指導を行う。発隊以降、特定地区の拡大や活動時間の拡大を行っており、現在は午後 1 時から午後 9 時まで活動している。

用語	用語の説明
プレこども園	境幼稚園の閉園後、平成 25 年度に境こども園（仮称）が開設されるまでの間、幼児教育の空白期間をつくらないために桜堤児童館の一部を利用して期間限定で実施する幼児教育事業。
補助幹線道路	幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路。
ホワイトイーグル	青色回転灯を装着した専用のパトロールカーを用い、学校や子ども施設、コミュニティセンターを巡回警備する市内安全パトロール隊で、「ホワイトイーグル」は通称名。活動は月曜から金曜の平日、午前9時から午後6時まで。市内を東西方向に三分割し、委託警備会社の警備員6名が3台のパトロールカーに分乗する。小学校や保育所、子ども施設などでは、施設の職員と口頭で防犯情報を交換する。中学校や福祉施設などは周辺を警戒する。また、不審者の目撃が相次いだり、連続放火が発生するなどの状況があれば、重点パトロールや延長パトロールを行うこともある。平成 20 年度より祝日を除く土曜日を追加し、活動時間を午後7時まで延長している。

## ま行

まちづくり条例	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続、開発事業等に関わる手続及び基準等を定めた条例。市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
水再生センター	従来の「下水処理場」のこと。東京都では、平成 16 年 4 月に従来の「下水処理場」から改称された。本市の汚水は、落合（新宿区）、森ヶ崎（大田区）、清瀬（清瀬市）の3つの水再生センターに送られ処理が行われている。
緑のネットワーク	緑を点・線・面でつなげていくことで、緑の各種の機能の向上を目指す。
ムーバス	本市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃を 100 円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した 200 m 平均の短いバス停留間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど利用しやすさ、使いやすさを配慮したコミュニティバス。平成 7 年に運行開始。
武蔵野市交流市町村協議会	武蔵野市及び武蔵野市と友好都市交流を行う 9 市町村で構成。各自治体の首長や議員、職員等による意見交換や研修を行っている。
公益財団法人 武蔵野市子ども協会	市内全域の子ども育成活動全般を支える機関として、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人化された。0123 施設、認可保育園等の管理運営を行っている。
武蔵野市民社会福祉協議会	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和 37 年に設立され、昭和 53 年に社会福祉法人として認可された団体。社会福祉協議会は全国の市区町村にあるが、名称に「市民」と入っているのは武蔵野市民社協だけ。
武蔵野市民緑の憲章	昭和 48 年に全国にさがかけて定められた緑についての憲章。市民による自治という基本理念にたち、市民は緑を共有財産とし自発的にまもりそだて、市は緑のネットワークの充実や、ひろく緑化をすすめていくこと等が定められている。
むさしのジャンポリー	市内在住の小学校 4 年～6 年生を対象に、青少年問題協議会地区委員会（青少協）と、市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する 2 泊 3 日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、青少年の健全育成の一翼を担っている。
武蔵野水道・時坂の森	多摩地域の森林を守り健全に育成し、森林のもつ水源かん養機能を高め、水資源を確保していくために、東京都農林水産振興財団と協働して、10 年計画で檜原村にある「時坂の森」の整備を行っている。

用語	用語の説明
武蔵野プレイス	図書館、生涯学習センター、市民活動センター、青少年センターなどといったこれまでの公共施設の類型を超えて、複数の機能を積極的に融合させ、図書や活動を通して、人とひとが出会い、それぞれが持っている情報（知識や経験）を共有・交換しながら、知的な創造や交流を生み出し、地域社会（まち）の活性化を深められるような活動支援型の公共施設をめざして設置した施設。平成 23 年7月境南町2丁目にオープン。
メンタルヘルス	心の健康、精神面における健康のこと。多様化、複雑化する社会で、精神的な悩みを持ち、苦しむ人が急増している。身体 の健康増進とともに、心の健康を保つための支援が求められている。

### や行

友好都市	本市では、国内9市町村との間で様々な交流活動を行っている。富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
用途地域	都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のこと。

### ら行

ライフステージ	人間が生きていく上で、誰もが共通に経ていく生活段階のこと。具体的には、進学・就学→就業・仕事→結婚→家庭生活・子育て→老境などがある。
リーマンショック	サブプライムローンの証券化商品を大量に抱えたところに、住宅バブル崩壊が起こり、株価が急落したため、アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻した。この破綻が引き金となった世界的な金融危機および世界同時不況のことをいう。世界のほとんどの国の株式相場が暴落し、金融システム不安から国際的な金融収縮が起きた。
理科専科教員	理科教育に関する専門性や指導力の高い人材を、市の非常勤講師として雇用し、小学校理科授業に活用している。小学校理科教育の充実及び小学校教員の理科に関する実践的指導力の向上を目的としている。
緑被率	上空からみた、樹木地・草地・農地で構成される緑被地（緑に被われた部分）の市域面積に対する割合。
レファレンス・サービス	利用者に対して調査・研究に必要な本の紹介をしたり、図書や資料を探す手助けをするサービス。

### わ行

ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。
--------------	--

## 武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長	山本 泰	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
副委員長	見城 武秀	成蹊大学文学部教授
委員	小竹 佐知子	日本獣医生命科学大学応用生命科学部准教授
委員	近藤 康子	サントリービジネスエキスパート株式会社 お客様リレーション本部VOC推進部顧問
委員	作部 径子	公募市民委員
委員	前川 智之	株式会社山下ピー・エム・コンサルタンツ企画開発部部长
委員	松本 すみ子	東京国際大学人間社会学部教授
委員	会田 恒司	副市長
委員	井上 良一	副市長

武蔵野市第五期長期計画  
平成 24 年度～ 33 年度 (2012 ～ 2021)

発行 平成 24 年 4 月

発行者 武蔵野市

東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

編集 武蔵野市企画政策室企画調整課

TEL. 0422-60-1801

印刷 株式会社アトミ